独立行政法人農畜産業振興機構の 第4期中期目標期間に見込まれる業務の実績に関する評価書(案)

農林水産省

様式1-2-1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項						
法人名	独立行政法人農畜産業振興格	後 構				
評価対象中期目	見込評価(中期目標期間実	第4期目標期間(最終年度の実績見込を含む)				
標期間	績評価)					
	中期目標期間	平成30~令和4年度				

2	. 評価の実施者に関する事	事項		
主	務大臣	農林水産大臣		
	法人所管部局	畜産局	担当課、責任者	総務課長 天野 正治
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 坂本 延久

3. 評価の実施に関する事項

農林水産省所管独立行政法人の評価実施要領(平成27年4月27日付け27評第104号政策評価審議官通知。以下「評価実施要領」という。)に基づき、法人が自ら評価を行った結果を明らかにした報告書(以下「自己評価書」という。)を踏まえて、政策に関する責任の一貫性及び評価の的確性を確保するため、法人所管部局である畜産局が法人の業務の見込評価(以下「評価」という。)を実施し、評価書案を作成した。また、評価を実施するに当たっては、農林水産省独立行政法人評価有識者会議(以下「有識者会議」という。)を開催し、外部有識者の意見を聴いた。さらに、評価の客観性を担保するため、大臣官房広報評価課が評価書案の点検を行った上で、評価書を決定した。

なお、有識者会議に併せ、法人の長及び役員等にヒアリングを実施するとともに、監事から意見を聴取することにより、評価に必要な情報を収集した。

4	その他評価に関する重要事項
- .	

特になし。

様式1-2-2 中期目標管理法人 中期目標期間評価 総合評定

1.全体の評定 B:第4期目標期間の業務は、中期目標における所期の目標を達成していると認められる。 (参考:見込評価)※期間実績評価時に使用 (S、A、B、C、D)

評定に至った理由

評価を行った結果、本中期目標期間を通じて、中項目では1項目がS評価、8項目がA評価、1項目がC評価となったが、大項目の評価はいずれもB評価となった。 また、全体の評定を引き下げる事象もなかったため、評価実施要領に基づきB評価とした。

【項目別評定の分布】

(平成 30 年度)

小項目では、108 項目中 3 項目が a 評価、91 項目が b 評価、2 項目が c 評価、評価対象外が 12 項目 中項目では、31 項目中 2 項目が A 評価、22 項目が B 評価、1 項目が C 評価、評価対象外が 6 項目

大項目では、8項目中 6項目がB評価、評価対象外が2項目

(令和元年度)

小項目では、108項目中 8項目がa評価、88項目がb評価、評価対象外が12項目

中項目では、31項目中 23項目がB評価、評価対象外が8項目 大項目では、8項目中 6項目がB評価、評価対象外が2項目

(令和2年度)

小項目では、108項目中 1項目が s 評価、19項目が a 評価、74項目が b 評価、1項目が c 評価、評価対象外が 13項目

中項目では、31項目中 1項目がS評価、4項目がA評価、18項目がB評価、評価対象外が8項目

大項目では、 8項目中 1項目がA評価、5項目がB評価、評価対象外が2項目

(令和3年度)

小項目では、108 項目中 11 項目が a 評価、82 項目が b 評価、評価対象外が 15 項目 中項目では、31 項目中 2 項目が A 評価、21 項目が B 評価、評価対象外が 8 項目

大項目では、 8項目中 6項目がB評価、評価対象外が2項目

	評価項目(大項目)	評価
第1	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	В
第2	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	В
第3	予算、収支計画及び資金計画	В
第4	短期借入金の限度額	В
第5	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	В
第6	第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	_
第7	剰余金の使途	_
第8	その他主務省令で定める業務運営に関する事項	В

2. 法人全体に対する評価

法人全体の評価

全体の評価としては、全評価項目についてB評価と判定されており、中期計画で定めた所期の業務目標を達成していると認められる。

国民に対して提供するサービスの項目については、セグメント毎の経営安定対策では、目標どおりの迅速な交付金の交付等を行っているほか、需給調整・価格安定対策、国の 要請を踏まえた畜産関係業務の緊急対策について、迅速かつ的確に実施している。特に、TPP 等政策大綱への対応として、TPP11 協定等の発効後に円滑に業務が進められるよう、 関係者への説明会の開催、砂糖類の調整金徴収手続の Web 化等に取り組んだことは目標を上回る成果があったものと認められるため A 評価とした。

業務運営の効率化の項目については、業務経費や一般管理費を計画どおり削減しているほか、各中項目において目標を達成している。このうち、ICT の活用による業務の効率化において、令和2年度にテレワークの推進を図るため、理事長を委員長としたテレワーク実施方針検討委員会を新たに設置、同委員会において決定された基本的な推進方針に基づき、各システムのリモート化及び USB 型シンクライアント機器や Web 会議サービス等のインフラ整備を順次計画的に実施することにより、自宅において職場と同様の環境で業務を実施することや対面による会議やイベント等について Web 方式で実施することを可能とし、業務の円滑化、効率化を図るとともに、感染リスクの低減、働き方改革の推進及び非常時における業務継続を実現したほか、各業務システムのオンライン化を計画的に推進するとともに、令和4年度中に eMAFF を活用した業務手続きのオンライン化を進めるため法人にてオンライン化の方針を策定したこと等は目標を上回る成果があったものと認められるためA評価とした。

業務運営に関する項目のうち消費者等への広報については、平成30年度は、消費者に対し農畜産業や機構業務への理解を深めるためフェイスブックの開設等、令和元年度は、 農畜産業事業者等に対し、法人のホームページを広告媒体として活用できる機会を新たに提供、令和2年度は、アンケートページ作成機能や動画共有サイト (YouTube) の導入 等、令和3年度は、Web 配信となった広報誌について、デジタルブックの導入等、業務の発展に資する十分な取組を行ったことからA評価とした。

全体の評定を行う上で 特に考慮すべき事項

特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など

項目別評定で指摘した課題、改善事項

- ・砂糖勘定(調整金収支)の繰越欠損金については、平成22年10月以降、制度関係者による共同した取組等が実施されており、平成30年度においては減少したが、令和元年度から令和3年度の収支は、国際糖価の上昇に伴う調整金収入の減少及び、近年、さとうきび・てん菜の生産が堅調であることに伴う国内産糖価格調整事業の支出の増加により欠損金が増加している。この結果、平成29年度末の繰越欠損金263億円は、令和3年度末には455億円と増加しており、繰越欠損金の解消に至っていないことから、今後も入札の実施、借入利率を低減するなどの取組を継続する必要がある。
- ・情報セキュリティについては、サイバーセキュリティ基本法(平成 26 年法律第 104 号)第 25 条第 1 項に基づく最新の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化の取組を行っており、平成 30 年度に発生した情報セキュリティインシデント以降は、重大なインシデントは発生していない。しかし、法人は多数の個人情報を有していることから、国の機関へのサイバー攻撃の増加、不正アクセスに係る手口が年々巧妙化している実態等を踏まえ、今後も必要に応じて十分な対策を講じる必要がある。

その他改善事項

・「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年12月24日閣議決定。以下「重点計画」という。)において、各主務大臣は、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)を踏まえ、所管の全ての独立行政法人の目標を令和4年度中に変更することとされたため、現行目標の「業務運営の効率化に関する事項」に「情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した整備方針に則り適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備を検討する。」を追加することとしており、次期中期目標でPMOの設置等の体制整備を行うとともに、「独立行政法人の業務管理及び内部管理について」(令和4年4月8日独立行政法人評価制度委員会決定。以下「基本的な文書」という。)の業務の効率化や新たな価値実現につながるデジタル対応として、eMAFF等を活用した業務手続きのオンライン化や、内部管理事務のデジタル化等、DXの推進による事業や業務の効率化、利便性の向上を図る必要がある。

また、重点計画、基本的な文書等を踏まえ、情報セキュリティ対策やDX推進に不可欠なデジタル人材の育成・確保等により、体制の強化を図る必要がある。

・法人の目的である「生産者の経営安定や需給動向の判断に資するための国内外の情報収集・提供」は、国内外の様々な事象に関する情報に分析を加えて提供することが重要であり、機構は独自の情報・データを収集・蓄積による分析力を持つとともに国内外に多様な情報源を有している強みを持っているが、海外の農畜産物に関する情報分析等の更なる体制の強化を図るため、関係機関との連携推進等が必要である。

主務大臣による改善命 令を検討すべき事項	特になし。
令を検討すべき事項	
4. その他事項 監事等からの意見	
監事等からの意見	
その他特記事項	

様式1-1-3 中期目標管理法人 項目別評定総括表

		4	年度評価	ī		中期期間	目標 評価	項目別	
中期計画(中期目標)	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	見込評価	期間 実績 評価	調書No.	備考
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	В	В	В	В		В			
○1 畜産(肉畜・食肉等)関 係業務	В	В	В	В		В		1-1	
(1)経営安定対策 ア 肉用牛及び肉豚についての 交付金の交付等								"	
◇(ア) 肉用牛交付金の交付	b∘	a ○ 重	a ○ 重	b ○ 重		_		11	
◇(イ) 肉用牛交付金の交付状況 の公表	_	b	b	b		_		"	
◇(ウ)肉豚交付金の交付	- 0	—o 重	—o 重	—o 重		_		"	
◇(エ)肉豚交付金の交付状況の 公表	_	_	_	_		_		11	
イ 肉用子牛生産者補給交付金 の交付等								11	
◇(ア)生産者補給交付金の交付	bО	b ○ 重	b ○ 重	b ○ 重		_		"	
◇(イ)ホームページによる交付 状況の公表	b	b	b	b		_		11	
◇ウ 畜産業振興事業	b	b	b	b		_		11	
◇(2)緊急対策	<u>b</u>	<u>a</u> 重	<u>a</u> 重	<u>a</u> 重		_		"	
○2 畜産(酪農・乳業)関係業 務	В	В	В	В		В		1-2	
(1)経営安定対策]]	
ア 加工原料乳生産者補給交付 金の交付等								"	

		:	年度評価	б		中期目標 期間評価		蛋白加	
中期計画(中期目標)	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	見込評価	期間 実績 評価	項目別 調書No.	備考
◇(ア)生産者補給交付金等の交 付	bО	a ○ 重	b∘ 重	b ○ 重				II	
◇(イ)加工原料乳認定数量等に 係る情報の公表	b	b	b	b		_		IJ	
イ 畜産業振興事業								IJ	
◇(ア)酪農対策 加工原料乳生産者経営安定 対策事業に係る所要(当面の 必要額)の基金造成	bО	b∘ 重	b∘ 重	b ○ 重		_		II	
◇(イ)補完対策 酪農・乳業に係る経営安定対 策を補完する事業の効率的か つ効果的な実施	b	b	b	b		_		11	
(2)需給調整・価格安定対策								"	
ア 指定乳製品等の輸入・売買								11	
◇(ア)国が定めて通知する数量 の指定乳製品等の全量の輸入 入札	b	b	b	b		_		11	
(イ)国が指示する方針による指 定乳製品等の的確な売渡し等								IJ	
◇①指定乳製品等の的確な売渡 し	b	b	b	b		_		IJ	
◇②需要者との意見交換の実施 による需要者の要望、意向の 把握	b	b	b	b		_		11	
◇(ウ)価格騰貴等の場合における 20 営業日以内の需要者へ 売渡しの実施	b	b	b	_		_		11	
◇(エ)売り渡した輸入バターの 流通計画等の公表	b	b	b	b		_		JJ	
◇(オ)売買実績に係る情報の公 表	b	b	b	b		_		IJ	

	年度評価					中期目標 期間評価		1 項目別	
中期計画(中期目標)	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	見込評価	期間 実績 評価	調書No.	備考
◇イ 乳製品需給等情報交換会議の開催	b	b	b	b		_		"	
◇(3)緊急対策	<u>b</u>	<u>a</u> 重	<u>a</u> 重	<u>a</u> 重		-		11	
○3 野菜関係業務	В	В	A	В		В		1 - 3	
(1)経営安定対策								IJ	
◇ア 指定野菜価格安定対策事 業に係る生産者補給交付金 等の交付	bО	b∘ 重	a ○ 重	b∘ 重		_		IJ	
◇イ 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等の交付	bО	b∘ 重	a ○ 重	b∘ 重		_		11	
◇ウ 特定野菜等供給産地育成 価格差補給事業に係る助成 金の交付	bО	b∘ 重	b∘ 重	b∘ 重		_		11	
◇エ 業務内容等の公表野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等の公表	b	b	b	b		_		11	
◇オ セーフティネット対策の適切な対応	b	b	a	b		_		IJ	
◇カ 野菜農業振興事業の機動 的・弾力的な実施	b	b	а	b		<u> </u>		11	
◇(2)需給調整・価格安定対策 野菜農業振興事業の機動的・ 弾力的な実施	b	a	a	a		_		11	
○4 特産(砂糖・でん粉)関係業務	В	В	В	В		В		1-4	
(1)経営安定対策								"	
アー砂糖関係業務								"	
◇(ア)甘味資源作物交付金の交 付	bО	b∘ 重	b ○ 重	b∘ 重		_		II	

		2	年度評価	Б		中期目標 期間評価		項目別	
中期計画(中期目標)	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	見込評価	期間 実績 評価	調書No.	備考
◇(イ)国内産糖交付金の交付	bО	b ○ 重	b ○ 重	b ○ 重		_		11	
◇(ウ)業務内容等の公表	b	b	b	b		_		IJ	
イ でん粉関係業務								"	
◇(ア)でん粉原料用いも交付金 の交付	bО	b∘ 重	b∘ 重	b∘ 重				IJ	
◇(イ)国内産いもでん粉交付金 の交付	bО	b ○ 重	b∘ 重	b ○ 重]]	
	ь	b	b	b]]	
(2)需給調整・価格安定対策								"	
	b	a	a	а		—		"	
◇イ でん粉関係業務	b	b	а	а		<u> </u>]]	
○ 5 情報収集提供業務	В	В	В	<u>B</u>		В		1 - 5	
(1)調査テーマの重点化								11	
◇ア 情報利用者等の参画を得 て開催する委員会で出され た意見等を踏まえた、調査 テーマの重点化	b	b	a	b				11	
◇イ 調査報告会の開催、講演 依頼への対応等の調査成果 普及等の取組	b	b	b	a		_		11	
(2)需給等関連情報の迅速な提 供								IJ	
◇ア 情報の期間内の公表	b	b	b	b		_		IJ	
◇イ 情報利用者等からの問合 せ等があった場合の迅速な 対応	b	b	b	b		_		11	
(3)情報提供の効果測定等								IJ	
◇ア アンケート調査の実施	b	b	a	b		—		IJ	
◇イ 情報利用者の満足度	b	b	b	b		<u> </u>]]	
◇ウ 情報提供内容等の改善等	b	b	b	b				IJ	
○ 6 TPP 等政策大綱への対応	A					A		1 - 6	

		<u> </u>	年度評価	ī		中期目標 期間評価		項目別	
中期計画(中期目標)	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	見込評価	期間 実績 評価	調書No.	備考
第2 業務運営の効率化に関する 目標を達成するためとるべき措置	В	В	A	В		В			
○1 業務運営の効率化による 経費の削減	В	В	В	В		В		2-1	
◇(1)業務経費の削減	b	b	b	b		_		IJ	
◇(2)一般管理費の削減	b	b	b	b		_]]	
○2 役職員の給与水準	В	В	В	В		В		2 - 2	
○3 調達等合理化 随意契約の見直しに向けた 計画的取組	В	В	В	В		В		2-3	
◇(1)「調達等合理化計画」に 基づく取組	b	b	b	b				11	
◇(2)競争性、透明性の確保	b	b	b	b		<u> </u>		IJ	
◇(3)監事への報告及び契約監 視委員会による点検・反映 状況	b	b	b	b		1		II	
○4 業務執行の改善	В	В	A	В		В		2 - 4	
(1)業務全体の点検・評価								"	
◇ア 業務全体の点検・分析を 通じた業務運営の的確な点 検・評価	b	b	b	b		-		11	
◇イ 第三者機関による業務の 点検・評価の実施	b	b	a	b		_		IJ	
◇ウ 第三者機関による業務の 点検・評価結果に基づいた、 必要に応じた業務運営への 反映	b	a	_	a		_		II	
(2)補助事業の審査・評価								"	
◇ア 事業の達成状況等の自己 評価	b	b	b	b		—		11	
◇イ 第三者機関による事業の 審査・評価	b	b	a	b				IJ	

		2	年度評価	6	中期目標 期間評価		項目別		
中期計画(中期目標)	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	見込評価	期間 実績 評価	调書No.	備考
◇ウ 必要に応じた業務の見直 し	b	b	b	l		1		IJ	
○5 機能的で効率的な組織体 制の整備	В	_	l			В		2-5	
○6 補助事業の効率化等	В	В	В	В		В		2 - 6	
(1)透明性の確保								IJ	
◇ア 補助事業についての事業 実施主体の選定への公募の 実施	b	b	b	b		_		11	
◇イ ホームページでの事業概 要及び採択した事業の概要 の公表	b	b	b	b		_		11	
◇ウ 事業説明会等の実施	b	b	b	b		_		"	
(2)効率的な事業の実施								11	
◇ア 事業の進行管理システム に基づいた進行管理の実施	b	b	b	b		_		JJ	
◇イ 費用対効果分析・コスト 分析等の評価基準を満たし ているものの採択	b	b	b	b				11	
◇ウ 設置する施設等について必要に応じた現地調査の実施	_	_	_	_		_		11	
◇エ 設置後3年目(ただし、肉 用牛生産の新規参入等を支 援する事業にあっては5年 目)までのものの利用状況 の調査と必要に応じた現地 調査の実施	b	ь	b	b		_		11	
◇才 事後評価	<u> </u>	b	b	<u> </u>		_		"	
◇カ 事務処理手続の迅速化	b	b	С	b		_]]	
◇キ 新規等の補助事業への適 切な評価手法の導入	b	b	b	b		_		11	

		2	年度評価	ī			目標評価	項目別	/
中期計画(中期目標)	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	見込評価	期間 実績 評価	調書No.	備考
◇ク 評価手法の必要に応じた 改善等	_	_	_	_		_		IJ	
◇ケ 決算上の不用理由の分析	b	b	b	b		_		"	
◇コ 基金の見直し	b	b	b	b		_]]	
○7 ICT の活用による業務の 効率化	A	В	S	A		A		2-7	
○8 砂糖勘定の短期借入に係 るコストの抑制	В	В	В	В		В		2-8	
第3 予算、収支計画及び資金計	В	В	В	В		В			
画									
○1 財務運営の適正化	В	В	В	В		В		3	
◇(1)収益化単位の業務毎の予	b	b	b	b		_		"	
算と実績の適切な管理									
◇(2)業務内容等に応じた適切	b	b	b	b		_		"	
な区分に基づくセグメント情 報の開示									
○2 資金の管理及び運用	В	В	В	В		В		"	
「資金管理運用基準」に									
基づく、安全性に十分留意									
した効率的な運用									
第4 短期借入金の限度額	В	В	В	В		В			
○1 運営費交付金の受入の遅	_	_	_	_		_		4	
延等による資金の不足とな									
る場合における短期借入れ									
○2 国内産糖価格調整事業の	В	В	В	В		В		"	
甘味資源作物交付金及び国									
内産糖交付金の支払資金の									
一時不足となる場合におけ									
る短期借入れ									

		2	年度評価	i			目標評価	項目別	
中期計画(中期目標)	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	見込評価	期間 実績 評価	調書No.	備考
○3 でん粉価格調整事業ので ん粉原料用いも交付金及び 国内産いもでん粉交付金の 支払資金の一時不足となる 場合における短期借入れ	_	_	-	_		ı		<i>II</i>	
第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	В	В	В	В		В			
○1 緊急的な経済対策として 補正予算で措置された畜産 業振興事業の実施に伴う返 還金等の金銭による納付	В	В	В	В		В		5	
○2 平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付	В	В	В	В		В		11	
第6 前号に規定する財産以外の 重要な財産を譲渡し、又は担保に 供しようとするときは、その計画	_	ı	ı	ı		ı			
	_	_	_	_		_		6	
第7 剰余金の使途	_	_	-	_		_			
	_	_	_	_				7	
第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	В	В	В	В		В			
○1 ガバナンスの強化	В	В	В	В		В		8-1	
(1)内部統制の充実・強化	1								
◇アー内部統制の推進	b	b 	b 	b 		<u> </u>			
◇イ 役員会の開催 ◇ウ 役職員間の意思疎通及び 情報共有化の推進	b b	b b	b a	b b				11	

		4	年度評価	б			目標 評価	福口即	/
中期計画(中期目標)	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	見込評価	期間 実績 評価	項目別 調書No.	備考
◇エ 内部監査の実施	b	b	b	b		_		"	
◇オ リスク管理対策の推進	b	b	b	b		_		IJ	
◇カ 個人情報保護対策の推進	b	b	b	b		_		IJ	
◇(2)コンプライアンスの推進	С	b	b	b		<u>—</u>		IJ	
○2 職員の人事に関する計画	В	В	В	В		В		8 - 2	
◇(1)職員の人事に関する方針	b	b	b	b		_		"	
◇(2)人員に関する指標	b	b	b	b		_		11	
(3)業務運営能力等の向上								11	
◇ア 階層別研修の実施	b	b	b	b		<u> </u>		11	
◇イ 専門別研修の実施	b	b	b	b		<u> </u>		11	
○3 情報公開の推進	В	В	В	В		В		8-3	
◇(1)照会事項への対応	b	b	b	b		_]]	
(2)資金の流れ等についての情報公開の推進								11	
ア 畜産関係業務、野菜関係業 務								IJ	
◇(ア)機構からの直接補助対象 者等に係る情報公開の推進	b	b	b	b				IJ	
◇(イ)生産者等への資金に係る 情報公開の推進	b	b	b	b				11	
◇イ 特産関係(砂糖・でん粉) 業務	b	b	b	b				11	
◇ウ 機構からの補助金により 造成された基金に係る情報 公開の推進	b	b	b	b		_		11	
◇エ 事業返還金を含む経理の 流れに係る情報公開の推進	b	b	b	b				11	
○4 消費者等への広報	В	В	A	A		A		8 - 4	
(1)消費者等への情報提供								11	
◇ア 広報推進委員会における 広報活動の改善策について の検討	b	b	b	b		_		11	

		4	年度評価	6		中期期間	目標評価	項目別	
中期計画(中期目標)	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	見込評価	期間 実績 評価	调書No.	備考
◇イ 消費者の情報ニーズ、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査の実施	р	р	b	b		1		II	
◇ウ ホームページでの「消費 者コーナー」等の充実を通 じた消費者等への分かりや すい情報提供の推進	b	b	a	a				II	
◇エ 消費者等の理解の促進を図るための消費者等との意見交換会等の開催	b	b	a	a		_		11	
◇(2)ホームページの機能強化	a	a	a	a				"	
○5 情報セキュリティ対策の 向上	С	В	A	В		В		8-5	
◇(1)情報セキュリティ対策の 向上	С	b	a	b		_		JJ	
◇(2)緊急時を含めた連絡体制 の整備	b	b	b	b		<u> </u>		II	
○6 施設及び設備に関する計 画	_	_	_	_		_		8-6	
○7 前期中期目標期間繰越積 立金の処分	В	В	В	В		В		8-7	
○8 長期借入れを行う場合の 留意事項	_	_	_	_		_		8-8	

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※3 重点化の対象とした項目については、各評語の横に「重」を付す。
- ※4 「項目別調書 No」欄には、見込評価書の項目別評定調書の項目別調書 No を記載。

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 当事務及び事業に関す	る基本情報		
1-1	1 畜産(肉畜・食肉等)関係業務		
	(1)経営安定対策		
	ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等、イ 肉用子牛生	産者補給交付金の交付等、ウ 音	备 産業振興事業
	(2)緊急対策		
業務に関連する政策・施策	需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革	当該事業実施に係る根拠(個別	独立行政法人農畜産業振興機構法第10条
	国産農畜産物の競争力の強化	法条文など)	
			肉用子牛生産安定等特別措置法第3条
当該項目の重要度、困難度	重要度:「高」(基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP等政策	関連する政策評価・行政事業レ	行政事業レビューシート事業番号:0161、0163、0164
	大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実	ビュー	
	施する必要があるため)		
	難易度:「高」(災害等の緊急事態においては、事態の展開の予測や活動		
	が困難な状況下で、状況に応じた迅速かつ適切な対応が求められることか		
	ら、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携して調整を行いながら、		
	短期間で事業の新たな仕組み及び要綱の策定等を行い、的確に実施する必		
	要があるため)		

①主要なアウ	トプット(アウ	フトカム)情報						②主要なインプット情	青報(財務情報及	び人員に関する	情報)		
指標等	達成目標	(参考)	30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度
		(前中期目標期間											
		最終年度値等)											
肉用牛交付金	_	_	1,255件	18, 197 件	45, 187 件	19,291件		予算額 (千円)	206, 302, 632	243, 818, 007	336, 213, 928	273, 194, 195	
を交付した件			(517件)					決算額 (千円)	41, 605, 988	27, 773, 606	102, 351, 051	67, 091, 609	
女								経常費用 (千円)	53, 246, 549	113, 425, 014	102, 368, 952	67, 116, 954	
目標業務日以	35 業務日以		1,255件	18, 197 件	45, 187 件	19, 291 件		経常利益 (千円)	△25, 493, 694	△103, 827, 209	△2, 914, 336	△3, 405, 628	
内に交付した	内の交付		(517件)					当期総利益 (千円)	14	50, 480	3, 760, 875	△305, 573	
牛数								行政コスト (千円)	_	113, 425, 014	102, 368, 952	67, 116, 954	
	_	<u>—</u>	100%	100%	100%	100%		行政サービス実施コ	10 170 979				
			(100%)					スト (千円)	18, 172, 373	_	_	_	
肉用牛交付金	_	_	_	4回	4回	4回		従事人員数	52. 86	52. 00	52.00	52. 00	
を交付した回			(-)										
数													
目標業務日以	5業務日以		_	4回	4回	4回							
内に交付状況	内の公表		(-)										
を公表した回													
数													
達成度合	_	<u> </u>	_	100%	100%	100%			_				
			(-)										
肉豚交付金を	_	_	_	_	_	_							
交付した件数			(-)										
目標業務日以	30 業務日以	_	_	<u> </u>	_	_							

内に交付した 件数	内の交付		(-)				
達成度合	_		(-)	_	_	_	
肉豚交付金を 交付した回数	_	_	(-)	_	_	_	
目標業務日以 内に交付状況 を公表した回 数	5業務日以 内の公表	_	(-)	_	_	_	
達成度合	_	_	(-)	_	_	_	
肉用子牛生産 者補給交付金 等を交付した 件数	_	188 件	202 件	229 件	202 件	207 件	
目標業務日以 内に交付した 件数	14業務日以 内の交付	188 件	202 件	229 件	202 件	207 件	
達成度合	_	100%	100%	100%	100%	100%	
肉用子牛生産 者補給交付金 を交付した回 数	_	_	1回	3回	2回	1回	
目標業務日以 内に交付状況 を公表した回 数	5業務日以 内の公表	_	1回	3回	2回	1回	
達成度合	<u> </u>		100%	100%	100%	100%	
緊急対策とし て制定した事 業数	_	_	28 事業	41 事業	36 事業	4事業	
目標業務日以 内に要綱を制 定した事業数	内の要綱制	_	28 事業	41 事業	36 事業	4事業	
達成度合	_	<u> </u>	100%	100%	100%	100%	

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、畜産(肉畜・食肉等)関係に関するもの(生産者等へ交付される補助金等が含まれる。)を掲載している。

²⁾ 予算額、決算額は支出額を記載。

³⁾経常利益がマイナスになっているが、これに対しては、臨時利益(返還金等)が充当された後、前中期目標期間繰越積立金が充当される。

^{4) 30} 年度の欄の括弧内は、TPP11 協定発効前までの目標に基づく件数を記載。

中期目標	中期計画	續、中期目標期間(見込) (計算) 「計算」 「計算」 「計算」 「計算」 「計算」 「計算」 「計算」 「計算」	法人の業務実	績・自己評価		主務大日	豆による評価	
			業務実績	自己評価	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			実績評価)
第2 中期目標の期		中項目ごとに「当該						
間		中項目に含まれる小						
機構の中期目標の		項目の実績評価の合						
期間は、平成30年4月		計点数」を「実績評価						
1日から令和5年3		の回数に2を乗じて						
引 31 日までの 5 年間		得た数」(満点)で除し						
こする。		た割合(中項目の中期						
		達成割合) により5段						
		階で評価。						
		S:中項目の中期達成						
		割合が 120%以上						
		で顕著な成果が						
		ある。						
		A:中項目の中期達成						
		割合が 120%以上						
		B:中項目の中期達成						
		割合が 80%以上						
		120%未満						
		C:中項目の中期達成						
		割合が 60%以上						
		80%未満						
		D:中項目の中期達成						
		割合が60%未満						
		・小項目の評価点数の						
		区分は以下のとお						
		りとする。						
		s 評価:4 点						
		a 評価:3 点						
		b評価: 2点						
		c 評価: 1点						
		d評価:O点						
		(◎: 大項目、						
		〇:中項目、						
		◇:小項目)						
第3 国民に対して 第		 ◎第1 国民に対し			評定	В	評定	
是供するサービスそ 提								
の他の業務の質の向の						中項目(評価指標の「○		
		向上に関する目標を				を点数化して行う。中		

	成するためとるべき	達成するためとるべ		目の評定は、Aが1、I	3が5であり、これらの		
	措置	き措置		合計数値の割合が基準	生となる数値**の 80%		
				以上120%未満であるこ	.とから、評定はBとし		
				た。			
				(※基準となる数値: フ	大項目に含まれる中項		
				目の項目数に2を乗じて	て得た数。以下同じ。)		
				中項目の総数:6			
				評定Sの中項目数	: 0×4点= 0点		
				評定Aの中項目数	: 1×3点= 3点		
				評価Bの中項目数	: 5×2点= 10点		
				評価Cの中項目数	: 0×1点= 0点		
				評価Dの中項目数	: 0×0点= 0点		
				△卦 12 占 (12 /12—1	000/)		
			and the second	合計 13 点 (13/12=1		manuals, E.	
	1 畜産(肉畜・食肉		<評定と根拠>	評定	В	評定	
等)関係業務		肉等)関係業務	評定B	<評定に至った理由>			
(1)経営安定対策	(1)経営安定対策	(1)経営安定対策	満点:46点(小項目23		■(評価指標の「○」を		
	ア肉用牛及び肉豚		× 2 点)		人下同じ。)は、中項目に		
	についての交付金の			係る具体的な項目のう			
交付等	交付等	交付等	a評価の小項目数:5				
			×3点=15点	の各事業年度の評定を見			
			b評価の小項目数:		食肉等)関係業務につい		
			18×2点=36点	ては、小項目の評定はお			
			合計:15+36=51点		合が基準となる数値※の		
			F1 /F /40 /F 1100/	80%以上 120%未満でお	かることから、評定はB		
			51 点/46 点=110%	とした。	hr百口に合えるフル百口		
			太安(内女, 各内体)		中項目に含まれる小項目		
			畜産(肉畜・食肉等) 関係業務については、	の項目数に2を乗じて行	寺だ数。以下回し。)		
			中項目の中期達成割	小頂日の <u></u> 小頂日の <u> </u>			
			合が 110%であり、毎		・ 0 × 4 占一 0 占		
			年度、計画通りに実施				
			ート及、計画通りに美施 しており、所期の目標				
			を達成すると見込ま				
			れる。	評価との小項目数			
			肉用牛交付金交付				
				合計 51点 (51/46=)			
			度は、TPP11 協定の発		111/0/		
				 ・畜産経営の安定に関す	ナス注律及7K内田乙生生		
				産安定等特別措置法に			
				産女足等特別指直伝に 経営安定対策についてに			
				切に実施されている。			
				UNC美地されている。 TPP11 協定の発効に伴い			
			一つに一つ、かに、刊作	11111 励化ツ光別に什り	、別には父刊金剛反を		

		T			T	
				スタートさせるため、事業関係者への丁寧な周		
				知、システムの改善を行い、適切な交付金等の		
			直しや、台風などの自	交付を実施した。また、令和2年度は、新型コ		
			然災害や新型コロナ	ロナウイルスの感染拡大に伴う緊急支援策と		
			ウイルスの感染拡大	して、生産者負担金の納付期限の延長措置等に		
			に伴う緊急支援策に	ついて、当省の要請に対して、速やかな要綱改		
			ついても遺漏なく実	正を行うなど的確に実施したことは、評価でき		
			施したことにより、的	る。		
			確に経営安定対策を	・緊急対策については、畜産に重大かつ甚大な		
			実施した。	影響を及ぼす家畜疾病や畜産をめぐる情勢の		
			緊急対策について	変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者へ		
			は、令和元年度の豚熱	の影響緩和対策を実施することとしており、令		
			等の家畜疾病、台風、	和元年度は豚熱等の家畜疾病、台風、大雨、地		
			大雨、地震等の自然災	震等の自然災害にかかる支援対策、令和2年度		
			害、令和2、3年度の	は新型コロナウイルスの感染拡大に伴う支援		
			新型コロナウイルス	対策、令和3年度は飼料穀物価格の高騰対策等		
			の感染拡大に伴う畜	について、当省の要請に基づき、対策の公表後、		
			産支援対策、令和3年	迅速に事業実施要綱の制定、改正等を行い、早		
			度の配合飼料価格安	期に事業を実施している。		
			定制度の運営基盤強			
			化への支援等を国、地			
			方自治体、事業実施主			
			体と緊密に連携し、迅			
			速かつ適切な対応に			
			より、短期間で的確に			
			実施した。			
			<課題と対応>			
			特になし			
			111 - 80			
(ア) 肉用牛交付金に (ア) 肉用牛交付金の	◇ (ア) 肉用牛交付金	 <主要な業務実績>		評定	評定	
ついては、肉用牛生産を付	の交付	肉用牛交付金につ		各事業年度の評価結果	HIVE	
	分母を肉用牛交付			30年度 元年度 2年度 3年度 4年度		
出書の提出期限からいては、肉用牛生産者	· ·			b a a b		
35 業務日以内に交付 からの販売確認申出						
	を 35 業務日以内に交					
(第3期中期目標期 業務日以内に交付す		tele (文) (した。 また、TPP11 協定発				
「大き物子が日保物」 「大切日外内に又下す		対前までは、目標通り				
		基金に係る補助金を				
【重要度:高】		概算払請求書を受理				
基本計画に基づく	た取組内容が認めら					
経営安定対策であり、	1 れる	以内に全て交付した。				
		平成30年12月末の				
また、TPP等政策大						
綱において充実の措	$ CO(1) \setminus M^{*} \cup C(1)$	TPP11 協定の発効に伴				

置を講ずるとされた		い、従来の予算事業か						
経営安定対策として、	組内容が認められる	ら法制化された交付						
的確に実施する必要	b : 達成度合は 100%	金制度として新たに						
があるため。	であった	スタートした際には、						
	c : 達成度合は、80%	事業関係者に対し丁						
	以上 100%未満であっ	寧に制度を周知した。						
	た	また、法制化後は、交						
	d:達成度合は、80%	付金単価の算定の令						
	未満であった	和2年度方法の見直						
		し及び運用改善や、台						
		風などの自然災害及						
		び新型コロナウイル						
		スの感染拡大に伴う						
		緊急支援策としての						
		生産者負担金の納付						
		期限の延長措置等に						
		ついて、国からの要請						
		に基づき、速やかに要						
		網改正を行うなど的						
		確に対応した。						
		神田(ヘスナルい し/こ。						
(イ) 肉用牛交付金の (イ) 肉用牛交付金の) ◇ (イ) ホームページ	/ /		評定	_		評定	
	3 \			各事業年度の評価			FI AL	
を、全交付対象生産者の公表	表	付状況に係る情報に		30年度 元年度		0 年度 4 年度		
	^衣 分母を肉用牛交付			_		b b		
付が終了した日から一付状況に係る情報を、		を終了した日から5		— b	b	D		
5業務日以内に、ホー 全交付対象生産者に								
ムページで公表する。 対する交付金の交付金の交付金の交付金の交付金の交付金の交付金の交付金の交付金の交付金の								
(第3期中期目標期 が終了した日から								
		た。						
	s:達成度合は 100%							
ページで公表する。	であり、かつ、その達							
	成のための特に優れ							
	た取組内容が認めら							
	れる							
	a:達成度合は 100%							
	であり、かつ、その達							
	成のための優れた取							
	組内容が認められる							
	b:達成度合は、100%							
	であった							
	c:達成度合は、80%							
	以上 100%未満であっ							
	た							
	d:達成度合は、80%		Į					

	,			_				
		未満であった						
(ウ) 肉豚交付金につ ((ウ) 肉豚交付金の交	◇ (ウ) 肉豚交付金の	 <主要か業務実績>				評定	
いては、各四半期末月付		交付	肉豚交付金につい	各事業年度の評	亚征红里.		HI/C	
	肉豚交付金につい					3年度 4年度		
			·	30千皮 几千皮	2 4 中皮	. 3 千皮 4 千皮		
					_	_		
出期限から30業務日 肉			· ·					
		30 業務日以内に交付	•					
(第3期中期目標期 期		* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	平成30年12月末の					
間実績:一業務日) 内	に交付する。		TPP11 協定の発効に伴					
			い、従来の予算事業か					
【重要度:高】		成のための特に優れ						
基本計画に基づく		た取組内容が認めら						
経営安定対策であり、		れる	スタートした際は、事					
また、TPP等政策大		a : 達成度合は 100%	業関係者に対し丁寧					
綱において充実の措		であり、かつ、その達	に制度を周知した。ま					
置を講ずるとされた		成のための優れた取	た、法制化後の令和2					
経営安定対策として、		組内容が認められる	年度は、断続的に全国					
的確に実施する必要		b : 達成度合は 100%	各地で発生する豚熱					
があるため。		であった	(CSF) 対策及び台風					
		c : 達成度合は、80%	等の自然災害に伴う					
		以上 100%未満であっ	緊急支援策としての					
		た	生産者負担金の納付					
		d:達成度合は、80%						
		未満であった	ついて、国からの要請					
		7) till 4 605 - 1 C	に基づき、速やかに要					
			綱改正を行うなど的					
			確に対応した。					
			FE(-)(1)/11.07C0					
(エ) 肉豚交付金の交 ((エ) 肉豚交付金の交	◇ (エ) ホームページ	<主要な業務実績>	評定		_	評定	
付状況に係る情報を、付	状況に係る情報の	による交付状況の公	該当なし	各事業年度の評	平価結果			
全交付対象生産者に公	表	表		30年度 元年度	と 2年度	3年度 4年度		
対する交付金の交付	肉豚交付金の交付	分母を肉豚交付金			_	_		
が終了した日から5 状	況に係る情報を、全	を交付した回数とし、						
業務日以内に、ホーム 交								
ページで公表する。	る交付金の交付が	に公表を行った回数						
(第3期中期目標期)終								
	月以内に、ホームペ							
	・ジで公表する。	であり、かつ、その達						
		成のための特に優れ						
		た取組内容が認めら						
		れる						
		a : 達成度合は 100%						
		であり、かつ、その達						
			I					

I J	成のための優れた取					
	組内容が認められる					
	b:達成度合は、100%					
	であった					
	c:達成度合は、80%					
	以上 100%未満であっ					
	た					
	d:達成度合は、80%					
	未満であった					
	> <u>+ m → // // * → // // </u>					
イ 肉用子牛生産者 イ 肉用子牛生産者 /						
補給交付金の交付等 補給交付金の交付等 神	補給交付金の交付等					
(ア)肉用子牛生産者 (ア)肉用子牛生産者 (◇ (ア) 生産者補給交 <	<主要な業務実績>	評定	_	評定	
補給交付金等につい 補給交付金等の交付 付	付金等の交付	肉用子牛生産者補	各事業年度の評価結果			
ては、指定協会からの 肉用子牛生産者補	分母を肉用子牛生	給交付金等について	30年度 元年度 2年度	3年度 4年度		
	産者補給交付金を交し	は、毎年度、指定協会	b b b	b		
日から 14 業務日以内 は、指定協会からの交 イ						
に交付する。 付申請を受理した日 和	積立助成金を交付しし	理した日から 14 業務				
		日以内に全て交付し				
	し、分子をそれぞれの 7					
		交付業務の実施に				
	以内に交付した件数					
		の開催や、指定協会に				
	s : 達成度合は 100% 対					
	。 . 煌/// 足日は 100/0 / / であり、かつ、その達 矛	·				
	成のための特に優れ 1					
		ールの順守の徹底等				
		を図った。				
	a:達成度合は 100%					
	であり、かつ、その達					
	成のための優れた取り					
	組内容が認められる					
	b:達成度合は、100%					
	であった					
	c:達成度合は、80%					
Ī	以上 100%未満であっ					
7	た					
	d:達成度合は、80%					
	未満であった					
					and I	
(イ)肉用子牛生産者 (イ)交付状況に係る (評定	<u> </u>	評定	
		肉用子牛生産者補	各事業年度の評価結果			
況に係る情報を、全指 交付業務の透明性 表		給交付金の交付状況	30年度 元年度 2年度	3年度 4年度		
定協会に対する肉用 を確保する観点から、	分母を肉用子牛生し	に係る情報について、	b b b	b		

子牛生産者補給交付 金の交付が終了した 3 日から5業務日以内 付	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,						
日から5業務日以内 (交付金の交付状況に	付した同粉レレ 公子	> - > > - > W -> - > D				
		竹しに凹刻とし、刀丁!	た日から5業務日以				
)- 1) 0 35-0	係る情報を、全指定協	を5業務日以内に公	内にホームページで				
- [に、ホームペーシで公]台	会に対する肉用子牛	表を行った回数とす	全て公表した。				
表する。	生産者補給交付金の	る。					
(第3期中期目標期 2							
		であり、かつ、その達					
		成のための特に優れ					
	る。	た取組内容が認めら					
		れる					
		a : 達成度合は 100%					
		であり、かつ、その達					
		成のための優れた取					
		組内容が認められる					
		b:達成度合は、100%					
		であった					
		c : 達成度合は、80%					
		以上 100%未満であっ					
		t					
		d:達成度合は、80%					
		未満であった					
		7 Miles (60) 2 / C					
ウ・音産業振興事業	ウ 畜産業振興事業	◇ウ 畜産業振興事	<主要な業務実績>	評定 —		評定	
肉畜・食肉等の生			経営安定対策の補	各事業年度の評価結果		FIL	
産・流通の合理化を図し	·			30年度 元年度 2年度	3年度 4年度		
るための事業その他				b b b	b		
の肉畜・食肉等に係るし				D D D	D		
産業の振興に資する			について、事業説明会				
ための事業で、国の補		·					
助事業を補完するたり							
めのものを対象とし、							
		·	1 9 ////				
成 14 年法律第 126 号。							
以下「機構法」とい							
う。)に基づき、国、事							
業実施主体等との明							
確な役割分担と連携							
の下に、新規・拡充事	事業についても必要Ⅰ	- b:達放度合は、100% I					
めのものを対象とし、 国等の行う事業・施策 との整合性を確保し つつ、肉畜・食肉等に 係る環境変化等を踏 まえ、独立行政法人農 畜産業振興機構法(平	国等の行う事業・施策 との整合性を確保し つつ、肉畜・食肉等に 係る環境変化等を踏 まえ、国、事業実施主	は現地確認調査等を 行った事業数とする。 s:達成度合は 100% であり、かつ、その達 成のための特に優れ	1 参照)				

	tota > class t . > ca	\	T T			
実施により、効率的か	等を実施する。	c:達成度合は、80%				
つ効果的に実施する。		以上 100%未満であっ				
なお、継続事業につい		た				
ても必要に応じて事		d:達成度合は、80%				
業説明会等を実施す		未満であった				
る。						
(第3期中期目標期						
間実績:新規・拡充事						
業の事業説明会の実						
施:100%)						
(0) 取点小块:			ノーエス、米マケけやキへ	部件	= ₩.	
(2) 緊急対策	(2) 緊急対策	◇ (2) 緊急対策	<主要な業務実績>		評定	
新の変化に対応して ・			断続的に全国各地 (COD)	各事業年度の評価結果		
	勢の変化に対応して			30年度 元年度 2年度 3年度 4年度		
	緊急に行うものを対			b a a a		
	象とし、口蹄疫等の畜					
	産に重大かつ甚大な					
	影響を及ぼす家畜疾		地震等の自然災害に			
	病や畜産をめぐる情					
	勢の変化等に対応し		停電被害を受けた生			
た畜産農家及び畜産	た畜産農家及び畜産	s : 達成度合は 100%	産者への支援対策、新			
関係者への影響緩和	関係者への影響緩和	であり、かつ、その達	型コロナウイルスの			
対策を、国との緊密な	対策を、国との緊密な	成のための特に優れ	感染拡大に伴う一連			
連携の下、機動的に実	連携の下、機動的に実	た取組内容が認めら	の畜産支援対策及び			
施することとし、国か	施することとし、国か	れる	配合飼料価格安定制			
らの要請文受理後、原	らの要請文受理後、原	a : 達成度合は 100%	度の運営基盤強化へ			
則として 18 業務日以	則として 18 業務日以	であり、かつ、その達	の支援について、国か			
内に事業実施要綱を	内に事業実施要綱を	成のための優れた取	らの要請文受理後、18			
制定する。	制定する。	組内容が認められる	業務日以内に全ての			
(第3期中期目標期		b:達成度合は、100%	事業実施要綱を制定			
間実績:18業務日)		であった	し、国、地方自治体、			
		c : 達成度合は、80%	事業実施主体と緊密			
【難易度:高】		以上 100%未満であっ	に連携し、迅速かつ的			
災害等の緊急事態		た	確に事業を実施した。			
においては、事態の展		d:達成度合は80%未				
開の予測や活動が困		満であった				
難な状況下で、状況に						
応じた迅速かつ適切						
な対応が求められる						
ことから、国、地方自						
治体、事業実施主体等						
と緊密に連携して調						
整を行いながら、短期						
間で事業の新たな仕						
IN くず木ッかには上		<u> </u>				

等を行い、的確に実施 する必要があるため。	組み及び要綱の策定 等を行い、的確に実施	7-			
する必要かあるため。	等を行い、的確に実施				
	する必要があるため。				

4. その他参考情報

(予算と決算の乖離理由)

平成30年度:決算額が予算額の20%程度となっているが、牛・豚枝肉価格、肉用子牛価格が堅調に推移したことにより、交付金の交付等の発動が少なかったことが要因であり、法人がコントロールできるものではない。 本セグメントの目標は確実に達成しており、評価に影響しない。

令和元年度:決算額が予算額の11%程度となっているが、子牛価格や牛・豚枝肉価格が堅調に推移したことにより、交付金の交付が当初の見込よりも少なかったこと等が要因である。

令和2年度:決算額が予算額の30%程度となっているが、子牛価格や豚枝肉価格が堅調に推移したことにより、交付金の交付が当初の見込よりも少なかったこと等が要因である。

令和3年度:決算額が予算額の25%程度となっているが、子牛価格や豚枝肉価格が堅調に推移したことにより、交付金の交付が当初の見込よりも少なかったこと等が要因である。

1. 当事務及び事業に関す	る基本情報		
1-2	2 畜産(酪農・乳業) 関係業務		
	(1)経営安定対策		
	ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等、イ 畜産業振興事業		
	(2) 需給調整・価格安定対策		
	ア 指定乳製品等の輸入・売買、イ 乳製品需給等情報交換会議の)開催	
	(3)緊急対策		
業務に関連する政策・施策	需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革	当該事業実施に係る根拠(個別	独立行政法人農畜産業振興機構法第10条
	国産農畜産物の競争力の強化	法条文など)	畜産経営の安定に関する法律第4条、第14条、第24条
当該項目の重要度、困難度	重要度:「高」(基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP 等政策	関連する政策評価・行政事業レ	行政事業レビューシート事業番号:0158、0161、0163、0164
	大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実	ビュー	
	施する必要があるため)		
	難易度:「高」(災害等の緊急事態においては、事態の展開の予測や活動		
	が困難な状況下で、状況に応じた迅速かつ適切な対応が求められることか		
	ら、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携して調整を行いながら、		
	短期間で事業の新たな仕組み及び要綱の策定等を行い、的確に実施する必		
	要があるため)		

主要な経年デー ①主要なアウト	トプット(アウ	トカム)情報						②主要なインプッ	卜情報(財務情報及	び人員に関する	 情報)		
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間 最終年度値等)	30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度	944	30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度
四工原料乳生 産者補給交付 をの支払請求 け数	_	44 件	66 件	147 件	153 件	158 件		予算額(千円) 決算額(千円) 経常費用(千円) 経常利益(千円)	97, 982, 477 63, 337, 019 60, 988, 102 △7, 991, 425	103, 326, 214 68, 069, 232 66, 820, 877 △9, 860, 020	113, 466, 983 66, 346, 171 64, 950, 839 △8, 510, 870	80, 256, 475 64, 028, 468 63, 136, 265 △10, 432, 250	
内に交付した 井数		44 件	66 件	147 件	153 件	158 件		当期総利益(千円 行政コスト(千円 行政サービス実施) –	7, 466 66, 820, 877	9, 565 64, 950, 839	1, 870 63, 136, 265	
達成度合 受託数量等を 公表した回数	_	100% 12 回	100% 12 回	100% 12 回	100% 12 回	100% 12 回		スト (千円) 従事人員数	20. 39	22. 70	22. 70	22. 70	
目標業務日以 内に公表した 回数	9業務日以 内の公表	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回							
		100%	100%	100%	100%	100%							
加工原料乳生 産者積立金に 係る補助金を 交付した件数	_	一件	1件	3件	2件	3件							
目標業務日以 内に交付した 件数	14 業務日以 内の交付	一件	1件	3件	2件	3件							

達成度合	_		100%	100%	100%	100%						
国から通知を	全量の輸入	137, 202 トン	137, 202	137, 202	137, 202	137, 202						
受けた輸入数			トン	トン	トン	トン						
量			※全乳換算	※全乳換算	※全乳換算	※全乳換算						
			数量	数量	数量	数量						
輸入入札に付	_	137, 202 トン	137, 202	137, 202	137, 202	137, 202						
した数量			トン	トン	トン	トン						
			※全乳換算	※全乳換算	※全乳換算	※全乳換算						
			数量	数量	数量	数量						
達成度合	_	100%	100%	100%	100%	100%						
国が指示する	計画の確実	64,496 トン	58, 455	37, 510	18, 050	15, 498						
方針による売	な実施		トン	トン	トン	トン						
渡計画の合計			※製品重量	※製品重量	※製品重量	※製品重量						
数量											1	
売渡入札に付	-	64, 496 トン	58, 455	37, 510	18, 050	15, 498						
した数量			トン	トン	トン	トン						
			※製品重量	※製品重量	※製品重量	※製品重量						
達成度合	_	100%	100%	100%	100%	100%						
指定乳製品等	_	295 件	443件	288 件	384 件	_						
の輸入の契約												
数									/	1		
目標業務日以	20 業務日以	295 件	443 件	288 件	384 件	_						
内に売渡した	内の売渡し											
契約数												
達成度合	_	100%	100%	100%	100%							
流通計画の公	4回	4回	4回	4回	4回	4回						
表回数									/			
目標の期日ま	四半期終了	4回	4回	4回	4回	4回						
でに公表した	月の翌月末											
回数	までの公表											
達成度合	_	100%	100%	100%	100%	100%						
売買実績に係	_	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回						
る情報を公表								/				
した回数												
目標の期日ま	翌月 19 日ま	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回						
でに公表した	での公表											
回数												
達成度合		100%	100%	100%	100%	100%						
緊急対策とし	_	_	5事業	5事業	16 事業	1事業						
て制定した事												
業数												
目標業務日以	18 業務日以		5事業	5事業	16 事業	1事業						
内に要綱を制	内の要綱制											

定した事業数	定									
達成度合		_	100%	100%	100%	100%				

- 注1)主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、畜産(酪農・乳業)関係に関するもの(指定生乳生産者団体等へ交付される交付金、輸入指定乳製品等の買入費等が含まれる。)を掲載している。
 - 2) 予算額、決算額は支出額を記載。
 - 3)経常利益がマイナスになっているが、これに対しては、臨時利益(返還金等)が充当された後、前中期目標期間繰越積立金が充当される。

中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務	実績・自己評価		主務大臣	による評価	
			業務実績	自己評価	(見	見込評価)		(期間実績評価)
2 畜産 (酪農・乳業)	2 畜産 (酪農・乳業)	○2 畜産(酪農・乳		<評定と根拠>	評定	В	評定	
関係業務	関係業務	業) 関係業務		評定B	<評定に至った理由	>		
(1) 経営安定対策	(1)経営安定対策	(1)経営安定対策		満点:94点(小項目47	小項目の評定はal	が4、bが43であり、これ	ι	
ア加工原料乳生産者	ア加工原料乳生産者	ア加工原料乳生産者		× 2 点)	らの合計数値の割合	が基準となる数値*の 80%	o l	
補給交付金の交付等	補給交付金の交付等	補給交付金の交付等			以上 120%未満であ	ることから、評定はBとし		
				a 評価の小項目数: 4	た。			
				×3点=12点	(※基準となる数値	: 中項目に含まれる小項目	1	
				b評価の小項目数:43	の項目数に2を乗じ	て得た数。以下同じ。)		
				× 2点=86点				
				合計:12+86=98点	小項目の総数:48			
					評定 s の小項目	数:0×4点= 0点		
				98 点/94 点=104%	評定aの小項目	数:4×3点= 12点		
					評価もの小項目	数:43×2点= 86点		
				畜産 (酪農・乳業)	評価 c の小項目	数:0×1点= 0点		
				関係業務については、	評価dの小項目	数:0×0点= 0点		
				中項目の中期達成割合	(評価対象外:	1)		
				が 104%であり、毎年	合計 98点 (98/94	1=104%)		
				度、計画通りに実施し				
				ており、所期の目標を	・畜産経営の安定に	関する法律に基づき法人が	Ž	
				達成すると見込まれ	実施する経営安定対	策、需給調整・価格安定対	†	
				る。	策が、いずれも迅速な	うつ適切に実施されている。		
				加工原料乳生産者補	特に、令和元年度の	加工原料乳生産者補給交付	†	
				給交付金等の交付につ	金等の交付について	、制度改正により交付対象	5	
				いては、令和元年度は、	事業者が大幅に増加	した中、特に新規に参入し		
				平成 30 年の制度改正	た関係者に対して交	付手続等についてきめ細か	7	
				により交付対象事業者	な対応を行ったこと	は、評価できる。		
				が大幅に増加した中、	・緊急対策について	は、畜産に重大かつ甚大な	2	
				特に新規に参入した関	影響を及ぼす家畜疾	病や乳製品等の価格変動な	2	
				係者に対して交付手続	ど酪農・乳業をめぐ	る情勢の変化等に対応した	<u>-</u>	
				等についてきめ細かな	酪農生産者等への影	響緩和対策を実施すること	-	
				対応を行ったことによ	としており、令和元	年度の台風、大雨、地震等	È	
				り、的確に経営安定対	の自然災害、令和2	年度の新型コロナウイルス	ς	
				策を実施した。	の感染拡大に伴う畜	産支援対策、令和3年度の		
				緊急対策について	暑熱等により不足す	る自給飼料の酪農経営体等	È	

				大雨、地震等の自然災	への支援対策について、 策の公表後、迅速に事業 等を行い、早期に事業を	実施要綱の制定、改正		
	·) 加丁佰料函 化安	△ (ア)	<主要な業務実績>		評定		評定	
者補給交付金、加工原 者補給			加工原料乳生產者補	-	辞止 各事業年度の評価結果		叶化	
料乳生産者補給金及び料乳生産					30年度 元年度 2年度	3年度 4年度		
集送乳調整金について集送乳					b a b	b		
は、対象事業者及び指しは、対	対象事業者及び指	以内に交付した件数と	法改正を受けた新たな					
定事業者からの交付申 定事業	業者からの交付申	する。	制度が開始され、交付					
請を受理した日から 請を	受理した日から	s : 達成度合は 100%	対象事業者が大幅に増					
18 業務日以内に交付 18 業								
する(対象事業者及びしする。			した中、毎年度、対象					
指定事業者から 18 業 たた								
務日を越えた支払希望 及び								
がある場合を除く。)。 18 業								
(第3期中期目標期間 払希望								
実績:18業務日) く。			事業者が 18 業務日を					
【壬五庆 六】		b:達成度合は、100%						
【重要度:高】 基本計画に基づく経		であった c:達成度合は、80%	ものを除く。)交付した					
基本計画に基づく経 営安定対策として、加		c:達成度合は、80% 以上 100%未満であっ	•					
えて、TPP等政策大		以上 100 %不価である。 た	スタートした令和元年					
んて、エエエ寺政永八		'- d:達成度合は、80%						
を講ずるとされた経営		未満であった	産者補給交付金業務の					
安定対策として、的確		., .,	一層の迅速化を図るた					
に実施する必要がある			め、第1号交付対象事					
ため。			業者(注)に対し、事					
			務の効率的処理への協					
			力を要請する文書を発					
			するとともに、現地調					
			査等による指導を行っ					
			た。					

				 			T	
数量等に係る情報を、 全都道府県からの報告 が終了した日から9業 務日以内に、ホームページで公表する。 (第3期中期目標期間	性を確保する観点から、加工原料乳認定数 量等に係る情報を、全 都道府県からの報告が	公表 分母を公表回数とし、分子を9業務日以内に公表した回数とする。 s:達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められるa:達成度合は100%であり、かつ、その達	交付対象事業者別の 受託数量、加工原料乳 認定数量等に係る情報 について、毎年度、毎年度、毎年度、9 業務日以内で全 で全 で全 また、事務処理の また、事務処理の は、都道府県及び第1号を 付対象事業を 発し、相互連絡等に いて指導を行った。		評定 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 b b b	一 要 3年度 4年度 b	評定	
イ 畜産業振興事業	イ 畜産業振興事業	イ 畜産業振興事業						
(ア) 酪農対策	(ア) 酪農対策	◇ (ア) 酪農対策	<主要な業務実績>		評定	_	評定	
					各事業年度の評価結果	to a popular and a second		
るため、加工原料乳の 平均取引価格が補塡基		営安定対策事業に係る ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	加工原料乳生産者積立金の造成に係る補助金		30年度 元年度 2年度 b b b	ぎ 3年度 4年度 b		
準価格を下回った場合			定ついて、毎年度、事		ם ע ע	D		
	った場合に、補塡金の		業実施主体からの補助					
	交付等を行う。	産者積立金に係る補助						
		金を交付した件数と						
交付状況等に応じて所			した。					
要の基金造成を行う。		金を 14 業務日以内に						
なお、基金造成は、事業を対する。								
業実施主体からの概算	来夫肔土仲かりの燃昇	s : 達 及 度 行 は 100 %						

払請求書を受理した日	払請求書を受理した日	であり、かつ、その達						
		成のための特に優れた						
行う。	行う。	取組内容が認められる						
(第3期中期目標期間		a : 達成度合は 100%						
実績:実績なし)		であり、かつ、その達						
		成のための優れた取組						
【重要度:高】		内容が認められる						
基本計画に基づく経		b:達成度合は、100%						
		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,						
営安定対策として、的		であった						
確に実施する必要があ		c:達成度合は、80%						
るため。		以上 100%未満であっ						
		1 法产库入注 000/						
		d:達成度合は、80%						
		未満であった						
() [[]]	/ »\ [-DL 1-6-6-	^ / >> LB-L-1166					÷₹.L.	T
(イ)補完対策	(イ)補完対策	◇(イ)補完対策	<主要な業務実績>		評定		評定	
酪農・乳業に係る環					各事業年度の評価結果			
		営安定対策を補完する			30年度 元年度 2年度			
		事業の効率的かつ効果			b b b	b		
	等に資するため、経営		の新規・拡充事業等に					
	安定対策を補完する事							
		業数とし、分子を事業						
		説明会を開催した又は						
		現地確認調査等を行っ	イ参照)					
	果的に実施する。なお、							
	継続事業についても必							
	要に応じて事業説明会							
等を実施する。	等を実施する。	成のための特に優れた						
(第3期中期目標期間		取組内容が認められる						
実績:新規・拡充事業		a : 達成度合は 100%						
の事業説明会の実施:		であり、かつ、その達						
100%)		成のための優れた取組						
		内容が認められる						
		b:達成度合は、100%						
		であった						
		c:達成度合は、80%						
		以上 100%未満であっ						
		た						
		d:達成度合は、80%						
		未満であった						
(2) 需給調整・価格	(2) 需給調整・価格	(2) 需給調整・価格						
安定対策	安定対策	安定対策						
		ア指定乳製品等の輸						
= 4 = 2 4 184		1 = . =	I	I			I .	

入・売買

(ア) 国家貿易機関と して、国際約束に従っ て国が定めて通知する 数量の指定乳製品等に 入のための入札に付す るとともに、指定乳製 知する数量の指定乳製 た数量とする。 品の生産条件及び需給 事情その他の経済事情 を考慮し、指定乳製品 の消費の安定に資する ことを旨として国が指 示する方針により、指 定乳製品等の売渡し計 画の数量を売渡しのた めの入札に付する。

(第3期中期目標期間 実績:輸入及び売渡し のための入札に付した 数量の割合:100%)

入・売買

(ア) 生乳及び牛乳・ 情報を定期的に把握す るとともに、国家貿易 に従って国が定めて通 品等について、毎年度、 その全量を輸入のため の入札に付するととも 条件及び需給事情その 他の経済事情を考慮 の安定に資することを内容が認められる 旨として国が指示する 方針により、指定乳製 であった 品等の売渡し計画の数

札に付する。

入・売買

◇ (ア) 国が定めて通 乳製品の需給に関する|知する数量の指定乳製 品等の全量の輸入入札 分母を国から通知を ついて、その全量を輸 | 機関として、国際約束 | 受けた輸入数量とし、

> であり、かつ、その達に付した。 成のための特に優れた に、指定乳製品の生産 取組内容が認められる a:達成度合は 100% であり、かつ、その達 し、指定乳製品の消費 成のための優れた取組

> > b:達成度合は、100%

c : 達成度合は、80% 量を売渡しのための入 以上 100%未満であっ た

> d:達成度合は、80% 未満であった

(イ) 国が指示する方 針による指定乳製品等 の的確な売り渡し等 ◇① 指定乳製品等の 的確な売り渡し

分母を国が指示する 方針による売渡計画の 合計数量とし、分子を 売渡入札に付した数量 エイ・調製ホエイ及び とする。

s:達成度合は 100% | 渡入札に付した。 であり、かつ、その達 成のための特に優れた 取組内容が認められる a : 達成度合は 100% であり、かつ、その達 成のための優れた取組 内容が認められる b:達成度合は、100%

であった

<主要な業務実績>

国家貿易機関とし て、毎年度、国際約束 に従って国が定めて機 構に通知する数量の全 分子を輸入入札に付し 量について、需給状況 を踏まえて品目、数量 s:達成度合は 100% | 等を決定し、輸入入札

<主要な業務実績>

毎年度、四半期毎に 国に届け出ている売渡 計画に基づき、全量を バター、脱脂粉乳、ホ バターオイルとして売

評定 —	評定
各事業年度の評価結果	
30年度 元年度 2年度 3年度 4年度	
b b b b	
	•
評定 —	評定
各事業年度の評価結果	
30年度 元年度 2年度 3年度 4年度	
b b b b	
_ ~ ~	

は、計画を含え、20% (2.00 を 2.00 を							
### 1		c : 達成度合は、80%					
は、		以上 100%未満であっ					
本意、指定海線部等 の元度してこうとう (公園にはして) (本庭の) (公園にはして) (公園には) (公園に) (た					
(水波計画) はいて、 ・		d:達成度合は、80%					
次数を行うない場合を 取る。		未満であった					
次数を行うない場合を 取る。		(売渡計画において、					
変形、指述乳製品等		売渡を行わない場合を					
変形、指述乳製品等		除く。)					
の売渡して当たって (注、指定乳染病等の衛 人・売渡し来院の造明 人・売渡し来院の造明 人・売渡し来院の造明 (共・を解集する意成か) ら、書客がは14年外 国電路に乳塩がの品 (共・の大きの) (共・方さが、外国無情 東牟泉品等の品質等に) から、日春を上回の第一 東京の品質等に) から、日春を上回の第一 東京の品質等に) から、日春を上回の第一 東京の品質等に) から、日春を上回・日本 (共・方さが、外国無情 東牟泉品等の品質等に) から、日春と上の音で (大) 指は乳製品等の (日) 様本的な選者に) から、東海と鹿に関する。 (イ) 指は乳製品等の (日本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (
の光波して当たって た、指定乳染病等の倫 入・元酸し来源の造明 入・元酸し来源の造明 ハ・元酸し来源の造明 ハ・元酸し来源の造明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	また、指定乳製品	品等 ◇② 需要者との意見	<主要な業務実績>	評定	_	評定	
は、指揮象別品等の結 人・元漢し業務の透明 ・ 一・元漢し業務のの語 ・ 一・元漢し業務のの語 ・ 一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一							
人・元漢し楽語の治明 性を確保する観点から、需要が正対して外 国産指元型製品等の品 党、規格をが所複を整 供する此か、外国所指 元乳製品等の品商等に 対する配容的の製と 資向を推発する。 (4) 指定乳製品等の 価格が著しく設計し、 フリートルのな変を要する の 連絡は「分であり、変を要する も、取組は十分であった。 立、取組は十分であった。 の、本部のは一分では、おれらな一般にでいてフィート・ ドッタした。 といてカート・ といてが一方といは、速やのに は、一定といては、変として、これ、一定といで、これで、 の、実体のは内の元。 さいて、無を受けた。 ことし、機構が可ち においては、文本では、では、では、ないでは、ないでは、ないでは、大きないでは、ないでは、大きないでは、ないでは、大きないでは、ないでは、大きないでは、ないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、ないでは、大きないでは、ないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、ないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、ないでは、大きないでは、ないでは、大きないでは、ないでは、大きないでは、ないでは、大きないでは、ないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、ないでは、大きないでは、ないでは、大きないでは、ないでは、大きないでは、ないでは、大きないでは、ないでは、大きないでは、ないでは、大きないでは、ないでは、大きないでは、ないでは、大きないでは、ないでは、大きないでは、ないでは、大きないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、					度 3年度 4年度		
性を確保する利点から、需要者に対して外 国産指定意見基分の点。 3.取組は十分であり。 受・規格等の指後を機 資・規格等の指後を機 資・対する需要者の表 。 1.取組は十分であり。 文理製造等の温度・規 を対する需要者の表 。 2.取組は十分であり。 文書を通さった。 2. 取組は十分であった。 2. 取組は対する利益に関す であり、液管を受する。 4. 取出を上のであり、液管を受する の一部がき上く寝食し、 又は顕真するおそれが あると認められる場合 あと認められる場合 に対すて指定意風品等 を描入し、元態しを行う と対して指定意風品等 を記し、大地ではでは、連やかに 相入・元能業者から に対すて指定意風品等 もし、以、元能しを行う。 もと認いられる場合 あと認められる場合 に対すて指定意風品等 もなとには、速やかに 相入・元能業者がら行う もとさいては、速やがに 相入・元能業者がら行う ものとし、機断が国内 におすて輸入業者から ものとし、機断が国内 におすて輸入業者から ものとし、機断が国内 におすて輸入業者から ものとし、機断が国内 におすて輸入業者から ものとし、機断が国内 におすて輸入業者から ものとし、機断が国内 におすて輸入業者から ものとし、機断が国内 におすて輸入業者から ものとし、機断が国内 におすて輸入業者から ものとし、機断が国内 におすて輸入業者から ものとし、機断が国内 におすて輸入業者から ものとし、機断が国内 におすて輸入業者から ものとし、機断が国内 におすて輸入業者から ものとし、機断が国内 におすて輸入業者から ものとし、機断が国内 たおしてで輸入業者から ものとし、機断が国内 とないたの表 を受けた日から の一条を引し内に需要 本売後しを行う。 本の業者は内に言奏 本で表とを受ける日から の一条を引しいの子一つ、大機動が国内に をこのまりましから ものとし、大機動が国内 とないたの子 をこのまりましいで全で需要者 などの、一般が国内 とないたの子 をこのからと随入にで 機が国内に をこの、本着り以外に全で 事を行 もとの、未満しいの子 などの、一で、大機が国内に をこの、本着り以外に全で 事を行 をこの、本着り以外に全で 本で、一定とを行う ただし、20 業務日以内に需要 本ではしを行う。 などのよりなの子 をこのからと当論様に の一を受けた日から の一を受けた日から の 業者り以外に常文 をこのからと当論様に の一で一つ、一で一定しを行 をこのからと当論様に の一で一つ、一で一定しを行 をこのからとは などのとし、機断が国内 などのからとは などのからの子 をこのからとは などのからの子 をこのからとは などのを対しいの子 の一で一で一で一で一で一を をとがしたりの子 の 業者と以外のを受ける したり、ためのを の 業者と以外のを の 業者と以のとで一等を を、一で、とし、とがのを などの などのかとした。 を、一で、としたを などの などのからを などのからとし、 などのからを などのからとし、 などのからとし、 などのからを などのからとし、 などのからとし、 などのからを などのからとし、 などの、 などのからを などのからを などのから などのを などのから などの などのから などのから などのから などのから などのから などのから などのから などのから などのから などのから などのから などのから などのから などの などのから などのから などのから などのから などのから などのから などのから などのから などのから などのから などのから などの などのから などの などの などの などの などの などの などの などの などの などの							
国産肝近乳製品等の品 2 取組は十分であっ 1 既を上回る成 快力であった 1 既を上回る成 快力であった 1 既を上回る成 快力であった 1 別 別 で 2 別 別 で 2 別 別 で 3 別 別 で 3 別 別 で 3 別 別 で 3 別 で 3 別 別 で 3 別 別 で 3 別 の 4 別 別 で 3 別 の 4 別 別 で 3 別 の 4 別 の 4 別 別 で 3 別 の 4 別 の 4 別 別 で 3 別 の 4 別 の 6 別 の 4 別 の 6 別 の							
賞・規格等の情報を描かれる意いに 東京製品等の品質・ は 京瀬田は子かであった 京漁を作所してき 東京 (イ) 指定乳品等の品質・ は で 京瀬田は子かであった で で おり、皮蕾を要する は で 京瀬田は子かであった。 で 京瀬田は子かであった。 で 京瀬田は子かであった。 で 京瀬田は子かであった。 で 京瀬田は子かであった。 ないまける帝は忠徳は、 の で で あり、政者のと改善を で で あり、政者のと改善を で で あり、政者のと改善を で で で あり、政者のとと							
供するほか、外国産指 定乳製品等の面を把握する。 (イ) 指定乳製品等の 価格が著しく購買し、 又は聴食するおそれが、 あると認められる場合 とおいて指定乳製品等の を指し、不渡しを行う。 とおいて指定乳製品等の 価格が著しく場質し、 又は聴食するおそれが、 あると認められる場合 とおいて指定乳製品等を を輸入し、売渡しを行う。 とおいて指定乳製品等を を動入し、元渡しを行う。 とおいて指定乳製品等を を輸入し、売渡しを行う。 とおいて指定乳製品等を を輸入し、売渡しを行う。 とおいて指定乳製品等の したおいて指定乳製品等を を動入し、元渡しを行う。 とおいて指皮乳製品等を を輸入し、売渡しを行う。 とおいて指皮乳製品等 を輸入し、売渡しを行う。 とおいて指皮乳製品等 を輸入し、売渡しを行う。 とおいて指皮乳製品等 を輸入し、売渡しを行う。 のとし、機構が固内 において指皮乳素から 製品を受けた日から 図、産をしたし、設業者から 製品を受けた日から 図、産を受けた日から 図、産を受けた日から 図、産を受けた日から 図、産を受けた日から 図、産を受けた日から 図、産を受けた日から 図、産を受けた日から ののき、とし、分子を育りのものものものものものものものものものものものものものものものものものものも							
対する需要者の要望・ 意向を把握する。							
意向を把握する。							
であり、改善を要する d: 取組は不十分であり、放布的な改善を要する d: 取組は不十分であり、放布がな改善を要する d: 取組は不十分であり、放布がな改善を要する d: 取組は不十分であり、放布は単位は民間面の改善等についてフィードバックした。 (イ) 指定乳製品等の 価格が著しく購費し、 又は購費するおそれが おると認められる場合 において指定乳製品等 を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに 被したまいて指定乳製品等 を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに 被し、売渡しを行うときには、速やかに 被し、売渡業務を行う ものとし、機構が国内において輸入・売渡業務を行う ものとし、機構が国内において輸入・売渡業務を行う ものとし、機構が国内において輸入業者から 現品を受けた目から 20 業務日以内に需要 者へ売渡しを行う。 とが、「放業務を行う」ときには、空やがに 製品を受けた目から 30 業務日以内に需要 者へ売渡しを行う。 ただし、20 業務日以内に売渡 者へ売渡しを行う。 ただし、20 業務日以内に売渡 者へ売渡しを行う。 ただし、20 業務日以内に売渡 者へ売渡しを行う。 ただし、20 業務日以内に売渡 と ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・							
d:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する (イ) 指定乳製品等の 価格が著しく騰貴し、 又は騰貴するおそれが あると認められる場合 において指定乳製品等 を輸入し、光渡しを行う うときには、速やかに 輸入・売渡業務を行う ものとし、機構が国内 において輸入業者から 乳品を受けた目から 20 業務日以内に需要 者へ売渡しを行う。 ただし、20 業務日以内に売渡 者へ売渡しを行う。 ただし、20 業務日以内に完渡 た変しを行う。 ただし、20 業務日以内に需要 者へ売渡しを行う。 ただし、20 業務日以内に完渡 者へ売渡しを行う。 ただし、20 業務日以内に完渡 といえの業務日以内に完成 まご達成度合は 100% のよいて輸入者を除く。)とし、分子 を指しくの表別をしていて、機構が国内 において輸入業者から 乳品を受けた目から 20 業務日以内に売渡 者へ売渡しを行う。 ただし、20 業務日以内に売渡 と変が取り、20 業務日以内に売渡 もたまいて輸入業者のように対して報告 を除く。)とし、分子 を指した見から など、20 業務日以内に売渡 と変が取り、20 業務日以内に売渡 と変が取り、20 業務日以内に売渡 と変が取り、20 業務日以内に売渡 と変が取り、20 業務日以内に売渡 まご達成度合は 100% く。)	72,11,12,12,12,12,12,12,12,12,12,12,12,12						
(イ) 指定乳製品等の 価格が著しく騰貴し、 又は騰貴するおそれが あると認められる場合 において指定乳製品等 を輸入し、売渡しを行う うときには、速やかに 輸入・売渡業務を行う ものとし、機構が国内 において輸入業者から 現品を受けた日から 20 業務日以内に需要 者へ売渡しを行う。 ただし、20 業務日以内の一売渡した契約数とする。 ただし、20 業務日以内の一売渡した契約数とする。 ただし、20 業務日以内の「需要 者へ売渡しを行う。 ただし、20 業務日以内の一売渡した契約数とする。 ただし、20 業務日以内の一売渡した契約数とする。 ただし、20 業務日以内の一売渡した契約数とする。 ただし、20 業務日以内の一売渡した契約数とする。 ただし、20 業務日以内に需要 者へ売渡しを行う。 ただし、20 業務日以内の一売渡した契約数とする。 ただし、20 業務日以内に需要 者へ売渡しを行う。 ただし、20 業務日以内に需要 まに変しを行った。 ただし、20 業務日以内に需要 者へ売渡しを行う。 ただし、20 業務日以内に需要 まに変しを行った。 ただし、20 業務日以内に需要 本へ売渡しを行う。 ただし、20 業務日以内に需要 ないたい、20 業務日以内に売渡 業務に悪影響を及ぼすと もないて指定乳気品等を 実施以内の売渡しが需 といるのよりによりによりによりによりによりによりによりに表している。 などは合きを検えした。 本のました。 など、20 業務日以内に需要 をこのうち当該輸入に ないて輸入業者から現るでは、20 業務日以内に需要 者へ売渡しを行う。 ただし、20 業務日以内に需要 まに表している。 などはおいて輸入業者から現るでは、20 業務日以内に需要 をこのうち当該輸入に なりている。 本のました。 本のました。 など、20 業務日以内に需要 をこのうち当該輸入に なりたいたいて輸入業者から現るでは、20 業務日以内に需要 をこのうち当該輸入に なりたいたいで輸入業者から現るでは、20 業務日以内に需要 を注めている。 本の表しを受けた日からとの表している。 本の表している。 本の表して							
(イ) 指定乳製品等の 価格が著しく騰貴し、 又は騰貴するおそれが あると認められる場合 において指定乳製品等 を輸入し、売渡しを行う きを能入し、売渡しを行う ものとし、機構が国内 において輸入業者から 現品を受けた日から のと、機構が国内 において輸入業者から 現品を受けた日から の 業務日以内に需要 者へ売渡しを行う。 ただし、20 業務日以内に需要 者の売ばりに対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対							
(イ) 指定乳製品等の (イ) 指定乳製品等の 価格が著しく騰貴し、							
価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者からり現品を受けた日から20業務日以内に需要者へ売渡しを行う。 大だし、20業務日以内に需要者へ売渡しを行う。 ただし、20業務日以内に需要者へ売渡しを行う。 ただし、20業務日以内に需要者へ売渡しを行う。 ただし、20業務日以内に需要者へ売渡しを行う。 ただし、20業務日以内に需要者へ売渡しを行う。 ただし、20業務日以内に需要者へ売渡しを行う。 ただし、20業務日以内に需要者へ売渡しを行う。 ただし、20業務日以内に需要者へ売渡しを行う。 ただし、20業務日以内に需要者へ売渡しを行う。 ただし、20業務日以内に需要者へ売渡しを行う。 ただし、20業務日以内に需要者の売渡しを行う。 ただし、20業務日以内に需要者の売渡しを行う。 ただし、20業務日以内に売渡した契約数とする。 ちに違いなの売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められた場合を除る指定乳製品等をないる。 ちに悪影響を及ぼすと認められた場合を除る。 ちに悪影響を及ぼすと認められた場合を除る。 ちに悪影響を及ぼすと 認められた場合を除る。 ちに悪影響を及ぼすと 認められた場合を除る。 ちに悪影響を及ぼすと 認められた場合を除る。 ちに悪影響を及ぼすと このまりないた場合を除る。 ちに悪影響を及ぼすと このまりないた場合を除るまに悪影響を及ぼすと このまりないた場合を除るまに表して、 この業務日以内に売渡した契約数とする。 ちに悪影響を及ぼすと このまりないた場合を除る。 ちに悪影響を及ぼすと このまりないた場合を除る。 ちに悪影響を及ぼすと このまりないた場合を除る。 ちにおいても、とのまりないた場合を解える。 まに悪影響を及ぼすと このまりないた場合を除る。 ちに悪影響を及ぼすと このまりないた場合を除る。 ちに変しないた場合を除る。 ちに変しないた場合を除る。 ちに変しないた場合を除る。 ちに変しないため、 まに変しないた場合を除る。 ちに変しないため、 まに変しないた場合を除る。 ちに変しないため、 まに変しないため、 まに変しないないないないないないため、 まに変しないため、 まに変しないないないないないないないないないないないないないないないないないないない		, ,					
価格が著しく騰貴し、							
又は騰貴するおそれが あると認められる場合 において指定乳製品等 を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに 輸入・売渡業務を行う ものとし、機構が国内 において輸入業者から 現品を受けた日から 20 業務日以内に需要 者へ売渡しを行う。 ただし、20 業務日以内に需要 者へ売渡しを行う。 ただし、20 業務日以内 た で と と こ と と こ と こ と と こ と こ と こ と こ と こ	(イ) 指定乳製品等の (イ) 指定乳製品等	等の ◇ (ウ) 価格高騰等の	<主要な業務実績>	評定	_	評定	
あると認められる場合 において指定乳製品等 を輸入し、売渡しを行 うときには、速やかに 輸入・売渡業務を行う ものとし、機構が国内 において輸入業者から 現品を受けた日から 20業務日以内に需要 者へ売渡しを行う。 ただし、20業務日以内	価格が著しく騰貴し、価格が著しく騰貴	、 場合における 20 業務	指定乳製品等の安定的	各事業年度の評価結果			
において指定乳製品等 において指定乳製品等 を輸入し、売渡しを行 を輸入し、売渡しを行 を輸入し、売渡しを行 を輸入し、売渡しを行 うときには、速やかに 前入・売渡業務を行う ものとし、機構が国内 において輸入業者から 現品を受けた日から 現品を受けた日から 20 業務日以内に需要 者へ売渡しを行う。 ただし、20 業務日以内 た で ただし、20 業務日以内 た で た で ただし、20 業務日以内 た で た で た で で で た で から 20 業務日以内 に 売渡 した契約数とする。 ただし、20 業務日以 内 に 売渡 した 契約数とする。 ただし、20 業務日以 内 に 売渡 と に 表述 を に 悪 た 響 を 及ぼす と 認められた 場合を除 く。)	又は騰貴するおそれが 又は騰貴するおそれ	ιが 日以内の需要者へ売渡	な供給を確保する観点	30年度 元年度 2年月	度 3年度 4年度		
を輸入し、売渡しを行 うときには、速やかに 輸入・売渡業務を行う ものとし、機構が国内 において輸入業者から 現品を受けた日から 20 業務日以内に需要 者へ売渡しを行う。 ただし、20 業務日以内 ただし、20 業務日以 ただし、20 業務日以内 ただし、20 業務日以内 ただし、20 業務日以内 ただし、20 業務日以内 ただし、20 業務日以内 ただし、20 業務日以内 ただし、20 業務日以 ただし、20 業務日、20 に たび、20 に 20 に たび、20 に 20 に 2	あると認められる場合あると認められる場合	景合 しの実施	から、農林水産大臣か	b b b	_		
うときには、速やかに 渡しが需給に悪影響を おいて輸入業者から現 おいて輸入業者から現 品を受けた日から20業 おのとし、機構が国内 において輸入業者から 現品を受けた日から 現品を受けた日から 現品を受けた日から 現品を受けた日から 現品を受けた日から 20 業務日以内に需要 者へ売渡しを行う。 古でに、20 業務日以内 ただし、20 またり ただしの ただしの ただしの ただしの たいの たい	において指定乳製品等 において指定乳製品	品等 分母を輸入の契約数	ら承認を受けた品目に				
輸入・売渡業務を行う ものとし、機構が国内 において輸入業者から 現品を受けた日から 20 業務日以内に需要 者へ売渡しを行う。 ただし、20 業務日以内 に *** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	を輸入し、売渡しを行を輸入し、売渡し	全行 (20 業務日以内の売	ついて、機構が国内に				
ものとし、機構が国内 において輸入業者から 現品を受けた日から 20 業務日以内に需要 者へ売渡しを行う。 ただし、20 業務日以内 をこのうち当該輸入に 4 で売渡しを行う。 ただし、20 業務日以内 をこのうち当該輸入に 係る指定乳製品等を 20 業務日以内に売渡 した契約数とする。 s:達成度合は 100% く。)	うときには、速やかにうときには、速やが	いに 渡しが需給に悪影響を	おいて輸入業者から現				
において輸入業者から において輸入業者から をこのうち当該輸入に	輸入・売渡業務を行う 輸入・売渡業務を行	テう 及ぼすと認められる場	品を受けた日から20業				
現品を受けた日から 現品を受けた日から 係る指定乳製品等を 業務以内の売渡しが需 20 業務日以内に需要 20 業務日以内に需要 者へ売渡しを行う。 者へ売渡しを行う。 ただし、20 業務日以 s:達成度合は 100% く。)	ものとし、機構が国内 ものとし、機構が[国内 合を除く。) とし、分子	務日以内に全て需要者				
20 業務日以内に需要 者へ売渡しを行う。 20 業務日以内に需要 者へ売渡しを行う。 20 業務日以内に需要 もん売渡しを行う。 20 業務日以内に売渡 おに悪影響を及ぼすと 認められた場合を除 認められた場合を除 なだし、20 業務日以内 ただし、20 業務日以内 ただし、20 業務日以内 ただし、20 業務日以内に売渡 おいまの は おいまの は おいまの は おいまの は また	において輸入業者から において輸入業者	いら をこのうち当該輸入に	へ売渡しを行った。(20				
者へ売渡しを行う。者へ売渡しを行う。した契約数とする。認められた場合を除ただし、20 業務日以内ただし、20 業務日以内ただし、20 業務日以内s:達成度合は 100%く。)	現品を受けた日から 現品を受けた日本	いら 係る指定乳製品等を	業務以内の売渡しが需				
ただし、20 業務日以内 ただし、20 業務日以 s:達成度合は 100% く。)	20 業務日以内に需要 20 業務日以内に	壽要 20 業務日以内に売渡	給に悪影響を及ぼすと				
	者へ売渡しを行う。 者へ売渡しを行う。	した契約数とする。	認められた場合を除				
	ただし、20 業務日以内 ただし、20 業務	日以 s : 達成度合は 100%	⟨∘)				
の売渡しが需給に悪影 内の売渡しが需給に悪 であり、かつ、その達	の売渡しが需給に悪影 内の売渡しが需給に	工悪 であり、かつ、その達					
響を及ぼすと認められ 影響を及ぼすと認めら 成のための特に優れた 輸入承認数量	響を及ぼすと認められ 影響を及ぼすと認め	から 成のための特に優れた	輸入承認数量				
る場合を除く。 れる場合を除く。 取組内容が認められる i バター (トン)	る場合を除く。れる場合を除く。	取組内容が認められる	i バター (トン)				

(第3期中期目標期間	a : 達成度合は 100%	平成30年度 13,000				
実績:20業務日)	であり、かつ、その達	令和元年度 20,000				
	成のための優れた取組	令和2年度				
	内容が認められる	当初 20,000				
	b:達成度合は、100%	検証後 14,000				
	であった	令和3年度 —				
	c : 達成度合は、80%					
	以上 100%未満であっ	ii 脱脂粉乳 (トン)				
	た	平成30年度 13,800				
	d:達成度合は、80%	令和元年度 —				
	未満であった	令和2年度 —				
		令和3年度 —				
		171113 1122				
(ウ) 上記 (ア) 又は (ウ) 上記 (ア) 又は	 ◇ (エ) 売り渡した輪	<主要な業務実績>	評定	Ī_	評定	
	入バターの流通計画等		各事業年度の評価結果		HT/C	
た輸入バターの流通状 た輸入バターの流通状		況を把握するため、毎	30年度 元年度 2年月	第 3年度 4年度		
	1		b b b	b		
構の輸入バターの落札 構の輸入バターの落札		ーの落札者から徴収し		~		
者から徴収した流通計者から徴収した流通計						
画等を四半期毎に取り画等を四半期毎に取り		毎にそれぞれ取りまと				
まとめ、四半期終了月まとめ、四半期終了月						
の翌月末までにホームの翌月末までにホーム						
ページで公表する。ページで公表する。	成のための特に優れた	·				
(第3期中期目標期間	取組内容が認められる					
実績: 四半期終了月の	a : 達成度合は 100%					
翌月末)	であり、かつ、その達					
	成のための優れた取組					
	内容が認められる					
	b : 達成度合は、100%					
	であった					
	c : 達成度合は、80%					
	以上 100%未満であっ					
	た					
	d:達成度合は、80%					
	未満であった					
	◇ (オ) 売買実績に係		評定	_	評定	
内外価格差の調整を図 内外価格差の調整を図		売戻相手先から輸入	各事業年度の評価結果			
るため、機構の買入 るため、機構の買入			30年度 元年度 2年月	度 3年度 4年度		
れ・売戻しの申込みを れ・売戻しの申込みを			b b b	b		
する者から、調整金のする者から、畜産経営						
徴収を行い、指定乳製の安定に関する法律		指定乳製品等の買入				
品等の買入れ・売戻し (昭和36年法律第183	s : 達成度合は 100%	れ・売戻しの実績につ				

における月毎の売買実	号) に規定する農林水	であり、かつ、その達	いて、翌月の19日まで					
績を翌月の 19 日まで	産大臣が定めて告示す	成のための特に優れた	にホームページで公表					
に、ホームページで公	る金額の徴収を行うと	取組内容が認められる	した。					
表する。	ともに、本業務の透明	a :達成度合は 100%						
(第3期中期目標期間	性を確保する観点か	であり、かつ、その達						
実績:翌月の19日)		成のための優れた取組						
	入れ・売戻しにおける							
		b : 達成度合は、100%						
	の19日までに、ホーム							
	ページで公表する。	c : 達成度合は、80%						
	12.21	以上 100%未満であっ						
		た						
		d:達成度合は、80%						
		未満であった						
イー乳製品需給等情報	イ 乳製品需給等情報	◇イ 乳製品需給等情	<主要か業務実績>		評定	_	評定	
交換会議の開催	交換会議の開催	報交換会議の開催	脱脂粉乳、バターの	1	各事業年度の評価結果		HT/C	
		s:取組は十分であり、			30年度 元年度 2年度	3年度 4年度		
		かつ、目標を上回る顕			b b b	b		
	いて、関係者間で情報		間で情報共有と意見交					
		a:取組は十分であり、						
		かつ、目標を上回る成						
	報交換会議」を国と共		を国と共催した。					
催する。	催する。	b: 取組は十分であっ	E E C ME O / Co					
(参考:第3期中期目		b . 4が配は / 37 (13) った	(参考:開催実績)					
標期間実績:6回(平		c:取組はやや不十分						
成29年度実績))		であり、改善を要する						
		d:取組は不十分であ						
		り、抜本的な改善を要	1 1 1 2 1 1					
		する	7年3年度 3四					
		7 3						
(3) 緊急対策	(3) 緊急対策	◇ (3) 緊急対策	<主要な業務実績>		評定		評定	
酪農・乳業をめぐる			台風、大雨、地震等		各事業年度の評価結果		HIVE	
諸情勢の変化に対応し	諸情勢の変化に対応し	て制定した事業数と			30年度 元年度 2年度	3年度 4年度		
て緊急に行うものを対					b a a	a		
·	·	策に係る国からの要請			b a a	a		
		文受理後、原則として						
·		18 業務日以内に事業						
		実施要綱を制定した事						
	農・乳業をめぐる情勢		について、国からの要					
		来数とする。 s:達成度合は 100%						
· ·		であり、かつ、その達						
		成のための特に優れた						
	·							
な連携の下、機動的に	を、国との緊密な連携	取組内容が認められる						

			,		
実施することとし、国	の下、機動的に実施す	a : 達成度合は 100%			
からの要請文受理後、	ることとし、国からの	であり、かつ、その達			
原則として 18 業務日	要請文受理後、原則と	成のための優れた取組			
以内に事業実施要綱を	して 18 業務日以内に	内容が認められる			
制定する。	事業実施要綱を制定す	b : 達成度合は、100%			
(第3期中期目標期間	る。	であった			
実績:18業務日)		c : 達成度合は、80%			
		以上 100%未満であっ			
【難易度:高】		た			
災害等の緊急事態にお		d:達成度合は80%未			
いては、事態の展開の		満であった			
予測や活動が困難な状					
況下で、状況に応じた					
迅速かつ適切な対応が					
求められるところであ					
り、国、地方自治体、					
事業実施主体等と緊密					
に連携しながら、短期					
間で実施要綱の制定を					
含む事業設計を行い、					
迅速かつ的確に実施す					
る必要があるため。					

4. その他参考情報

(予算と決算の乖離理由)

平成30年度:決算額が予算額の65%程度となっているが、生乳生産量の減少に伴い加工原料乳向け生乳数量が減少したことにより、加工原料乳生産者補給交付金の交付数量が見込みよりも下回ったことが要因であり、法人がコントロールできるものではない。本セグメントの目標は確実に達成しており、評価に影響しない。

令和元年度:決算額が予算額の66%程度となっているが、生産者補給交付金の交付が当初の見込よりも少なかったこと、また、国内需給動向に応じた輸入枠の運用の結果、輸入乳製品の買入れが当初の見込よりも少なかったことが要因である。

令和2年度:決算額が予算額の58%程度となっているが、加工原料乳生産者補給交付金等の交付が当初の見込よりも少なかったこと、また、国内需給動向に応じた輸入枠の運用の結果、輸入乳製品の買入数量及び買入価格が当初の見込みを下回ったことが要因である。

令和3年度:決算額が予算額の80%程度となっているが、国内需給動向に応じた輸入枠の運用の結果、輸入乳製品の買入数量が当初の見込みを下回ったことが要因である。

1. 当事務及び事業に関す	る基本情報											
1-3	3 野菜関係業務											
	(1)経営安定対策											
	ア 指定野菜価格安定対策事業、イ 契約指定野菜安定供給事業、	ア 指定野菜価格安定対策事業、イ 契約指定野菜安定供給事業、ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業、エ 業務内容等の公表、										
	オーセーフティネット対策の適切な対応、カー野菜農業振興事業											
	(2) 需給調整・価格安定対策											
業務に関連する政策・施策	需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革	当該事業実施に係る根拠(個別	独立行政法人農畜産業振興機構法第10条									
	国産農畜産物の競争力の強化	法条文など)	野菜生産出荷安定法									
当該項目の重要度、困難度	重要度:「高」(基本計画に基づく経営安定対策として、的確に実施する	関連する政策評価・行政事業レ	行政事業レビューシート事業番号:0159、0164、0174									
	必要があるため)	ビュー										

主要な経年デ											[[
①主要なアウ	トプット(アウ	ソトカム)情報		1				②主要なインプット情	青報(財務情報及	び人員に関する	情報)		
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間 最終年度値等)	30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度
登録出荷団体	_	1,115件	1,515件	1,845件	1,787件	2,212件		予算額 (千円)	17, 434, 234	22, 450, 495	25, 197, 368	25, 674, 399	
等別の品目毎								決算額 (千円)	15, 274, 910	19, 864, 951	21, 316, 559	23, 556, 066	
の交付申請の								経常費用 (千円)	14, 451, 961	19, 451, 678	20, 955, 644	23, 126, 277	
総件数(指定								経常利益 (千円)	28, 514	33, 779	100, 225	29, 174	
野菜)								当期総利益 (千円)	235, 256	35, 940	102, 361	30, 002	
目標業務日以	11 業務日以	1,115件	1,515件	1,845件	1,787件	2,212件		行政コスト (千円)	_	19, 451, 678	20, 955, 644	23, 126, 277	
内に交付した 件数	内の交付							行政サービス実施コ スト (千円)	11, 557, 545	_	-	_	
達成度合	_	100%	100%	100%	100%	100%		 従事人員数	30. 25	30.00	30.00	30.00	
登録出荷団体 等別の品目毎 の交付申請の 総件数(契約 指定野菜)		109 件	87 件	115 件	133 件	151 件							
目標業務日以 内に交付した 件数	21 業務日以 内の交付	109 件	87 件	115 件	133 件	151 件							
達成度合	_	100%	100%	100%	100%	100%							
野菜価格安定 法人別の品目 毎の交付申請 の総件数(特 定野菜)		707 件	771 件	969 件	886 件	1,008件							
目標業務日以 内に交付した 件数		707 件	771 件	969 件	886 件	1,008件							

達成度合	_	100%	100%	100%	100%	100%				/
交付予約数量	12月	12月	12月	12月	12月	12月				
等の公表月数										
(計画値)										
交付予約数量	<u> </u>	12 月	12月	12月	12月	12 月				
等の公表月数										
(実績値)										
達成度合	_	100%	100%	100%	100%	100%				
経営安定対策	_	1事業	1事業	1事業	1事業	1事業				
に係る野菜農										
業振興事業の										
事業数										
事業説明会等		1事業	1事業	1事業	1事業	1事業				
を開催した事										
業数										
達成度合		100%	100%	100%	100%	100%				
需給調整・価	_	2事業	2事業	2事業	2事業	2事業				
格安定対策に										
係る野菜農業										
振興事業の事										
業数										
事業説明会等		2事業	2事業	2事業	2事業	2事業				
を開催した事										
業数										
達成度合	<u> </u>	100%	100%	100%	100%	100%				

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、野菜関係に関するもの(生産者等へ交付される交付金等が含まれる。)を掲載している。

²⁾ 予算額、決算額は支出額を記載。

5	3. 中期目標期間の業務に									
	中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価				
				業務実績	自己評価	(見込	評価)	(期間実	ミ績評価)	
	3 野菜関係業務	3 野菜関係業務	○3 野菜関係業務		<評定と根拠>	評定	В	評定		
	(1)経営安定対策	(1)経営安定対策	(1)経営安定対策		評定B	<評定に至った理由>				
					満点:56点(小項目28	小項目の評定はaが	7、bが21であり、これ			
					× 2 点)	らの合計数値の割合が	基準となる数値*の 80%			
						以上 120%未満である。	ことから、評定はBとし			
					a 評価の小項目数: 7	た。				
					×3点=21点	(※基準となる数値: 「	中項目に含まれる小項目			
					b評価の小項目数:21	の項目数に2を乗じて行	导た数。以下同じ。)			
					× 2点=42点					
					合計:21+42=63点	小項目の総数:28				
						評定 s の小項目数	: 0×4点= 0点			
					63 点/56 点=112%	評定aの小項目数	:7×3点=21点			
						評価もの小項目数	: 21×2点= 42点			

野菜関係業務につい ては、中項目の中期達 り、毎年度、計画通り に実施しており、所期 込まれる。

ことができた。

給事業については、令しる。 を開設するとともに、

徹底を図り、円滑に特 例が施行できた。

野菜農業振興事業の うち契約野菜収入確保 モデル事業について

評価 c の小項目数: 0×1点= 0点 評価dの小項目数: 0×0点= 0点 成割合が 112%であ | 合計 63点 (63/56=112%)

・野菜生産出荷安定法に基づき法人が実施する の目標を達成すると見し経営安定対策が、いずれも迅速かつ適切に実施 されている。特に、令和2年度は、指定野菜価 指定野菜価格安定対 格安定対策事業における、リモートワークシス 策事業については、
令 | テムの導入による業務継続体制の強化、オンラ 和2年度は、リモート インで野菜生産者と実需者の商談の場を提供す ワークシステムを導入 | る国産やさいマッチングサイト "ベジマチ" を し、コロナ禍における|開設し、毎月オンライン商談会を開催すること 機構及び登録出荷団体 による契約取引の推進、収入保険と野菜価格安 等の在宅勤務の推進及 | 定制度の同時利用の特例について、当省・全農 び感染症発生時の業務 | 等と緊密に連携し、問合せ窓口の設置、Q&A 集 継続体制の強化を図る | の配付、Web 説明会等により周知・徹底を図る ことによる円滑な特例の実施、及び契約野菜収 契約指定野菜安定供 入確保モデル事業の積極的な広報が評価でき

和2年度は、オンライー・需給調整・価格安定対策については、令和元 ンで野菜生産者と実需 | 年度は、野菜価格が大幅に低落する中で、初め 者の商談の場を提供す てフードバンクへ野菜の提供を実施、令和2年 る国産やさいマッチン|度は、コロナ禍や好天で主要野菜の価格が大幅 グサイト"ベジマチ" | に低落する中で、平成18年度以来最大規模とな る緊急需給調整事業を実施し、野菜の需給・価 毎月オンライン商談会 格の安定を図った。さらに、令和3年度は、暖 を開催し、契約取引の | 冬等の影響によって主要野菜の価格の低迷が長 推進を図ることができ | 期化する中で、補塡水準の引き上げ及び生産者 の負担割合の引き下げを行うとともに、事業へ セーフティネット対しの参加促進措置を導入する等事業を大幅に見直 策の適切な対応についし、当省・団体等と連携して当該見直しに係る ては、令和2年度は、 周知をすることにより、価格低落時における緊 収入保険と野菜価格安 | 急需給調整事業の取組が増加。さらに、国連が 定制度の同時利用の特 | 定めた国際果実野菜年2021の取組として毎月、 例について、農林水産 | 四季の野菜の栄養価・産地・レシピ等を野菜需 省・全農等と緊密に連|給協議会メンバーに提供すると共に、情報誌・ 携し、問合せ窓口の設 | ホームページにおいても公表し、野菜の生産か 置、Q&A 集の配付、Web │ ら流通・消費に至る幅広い関係者の共通認識の 説明会等により周知・|醸成が図られたことが評価できる。

は、令和2年度は、多	
様な手段で積極的な広	
報を行った結果、過去	
最高の採択額となり、	
コロナ禍の中、契約取	
引の推進を図ることが	
できた。	
また、緊急需給調整	
事業については、令和	
元年度は、野菜価格が	
大幅に低落する中で、	
初めてフードバンクへ	
野菜の提供を実施でき	
た。また、令和2年度	
は、コロナ禍や好天で	
主要野菜の価格が大幅	
に低落する中で、平成	
18 年度以来最大規模	
の実績となったこと、	
さらに、令和3年度は、	
暖冬等の影響による主	
要野菜の価格の低迷の	
長期化を踏まえ事業を	
大幅に見直すことによ	
り、野菜の需給・価格	
の安定を図るととも	
に、需給情報について	
も、"ベジ探"のリニュ	
ーアル、コンテンツの	
拡充、国際果実野菜年	
への取組等による発信	
強化を図ることで、野	
菜の生産から流通・消	
費に至る幅広い関係者	
の共通認識の醸成を図	
ることができた。これ	
らにより十分な取組を	
行い、機動的かつ弾力	
的に実施した。	
HACE OICO	
特になし	
1111514	

対策事業

指定野菜の価格の著 しい低落があった場合 対象野菜(野菜指定産 る当該指定野菜をい う。) の生産者の経営に 及ぼす影響を緩和する ため、生産者補給交付 金等を交付する。

生產者補給交付金等 については、登録出荷 団体等からの交付申請 を受理した日から 11 業務日以内に交付す る。

(第3期中期目標期間 実績:11業務日)

【重要度:高】

基本計画に基づく経 営安定対策として、的 確に実施する必要があ るため。

イ契約指定野菜安定 供給事業

あらかじめ締結した 指定野菜の供給に係る 契約につき指定野菜の 価格の著しい低落があしは、登録出荷団体等か った場合及びあらかじしらの交付申請を受理し き契約数量の確保を要し内に交付する。 する場合において、生 産者の経営に及ぼす影 響を緩和するため、生 産者補給交付金等を交 付する。

生產者補給交付金等 については、登録出荷 団体等からの交付申請

ア 指定野菜価格安定 ア 指定野菜価格安定 ◇ア 指定野菜価格安 対策事業

指定野菜価格安定対 策事業に係る生産者補 において、その低落が一給交付金等について は、登録出荷団体等か 地の区域内で生産されしらの交付申請を受理し た日から 11 業務日以 以内に交付した件数と 内に交付する。

定対策事業に係る生産

者補給交付金等の交付

分母を登録出荷団体 等別の品目毎の交付申 請の総件数とし、分子 をそのうち 11 業務日

s : 達成度合は 100% であり、かつ、その達 取組内容が認められる a : 達成度合は 100% であり、かつ、その達 成のための優れた取組 内容が認められる

b:達成度合は、100% 化を図った。 であった

c:達成度合は、80% 以上 100%未満であっ

d:達成度合は、80% 未満であった

<主要な業務実績>

莎宁

指定野菜価格安定対 策事業に係る生産者補 給交付金等の交付につ いては、毎年度、登録 出荷団体等からの交付 申請を受理した日から 11 業務日以内に全て 交付した。

令和2年度は、新型 コロナウイルスの感染 成のための特に優れた 拡大に対応し、リモー トワークシステムを導 入して、機構及び登録 出荷団体等の在宅勤務 の推進及び感染症発生 時の業務継続体制の強

イ契約指定野菜安定 供給事業

契約指定野菜安定供 給事業に係る生産者補 給交付金等について め締結した契約に基づ た日から 21 業務日以 以内に交付した件数と

◇イ 契約指定野菜安 定供給事業に係る生産 者補給交付金等の交付

分母を登録出荷団体 等別の品目毎の交付申 請の総件数とし、分子 をそのうち 21 業務日

s : 達成度合は 100% であり、かつ、その達し 成のための特に優れた | 拡大により外食、イン 取組内容が認められる a:達成度合は 100% | 要が大きく減少する中 であり、かつ、その達しで、契約取引の推進を 成のための優れた取組 図るため、令和3年2 内容が認められる

<主要な業務実績>

契約指定野菜安定供 給事業に係る生産者補 給交付金等の交付につ いては、毎年度、登録 出荷団体等からの交付 申請を受理した日から |21 業務日以内に全て 交付した。

令和2年度は、新型 コロナウイルスの感染 バウンド等の業務用需 月にオンラインによる

評定 一	評定
各事業年度の評価結果	
30年度 元年度 2年度 3年度 4年度	
b b a b	
評定 —	評定
各事業年度の評価結果	HIVE
30年度 元年度 2年度 3年度 4年度	
b b a b	

新学

を受理した日から 21	b : 達成度合は、100%	国産やさいマッチング				
業務日以内に交付す	であった	サイト "ベジマチ" を				
る。		開設するとともに、同				
(第3期中期目標期間		月以降毎月オンライン				
実績:21業務日)	た	商談会を開催した。				
2000 2000	d:達成度合は、80%	TARKE CINITE OF CO				
【重要度:高】	未満であった					
基本計画に基づく経						
営安定対策として、的						
確に実施する必要があ						
るため。						
ウ特定野菜等供給産ウ特定野菜等供給産	 ◇ウ 特定野菜等供給	<主要な業務実績>	評定	<u> </u>	評定	
地育成価格差補給事業 地育成価格差補給事業			各事業年度の評価結果		,	
	業に係る助成金の交付	·	30年度 元年度 2年度	3年度 4年度		
著しい低落があった場 ずるものとして都道府	·	係る助成金の交付につ	b b b	b		
合において、生産者の 県野菜価格安定法人が						
経営に及ぼす影響を緩(行う業務に係る助成金)						
和するため、ア又はイについては、都道府県						
の業務に準ずるものと 野菜価格安定法人から						
して都道府県野菜価格の交付申請を受理した	付した件数とする。	以内に全て交付した。				
安定法人が行う業務に 日から 11 業務日以内	s : 達成度合は 100%					
係る助成金を交付すに交付する。	であり、かつ、その達					
る。	成のための特に優れた					
助成金については、	取組内容が認められる					
都道府県の野菜価格安	a : 達成度合は 100%					
定法人からの交付申請	であり、かつ、その達					
を受理した日から 11	成のための優れた取組					
業務日以内に交付す	内容が認められる					
る。	b : 達成度合は、100%					
(第3期中期目標期間	であった					
実績:11業務日)	c:達成度合は、80%					
	以上 100%未満であっ					
【重要度:高】	た					
基本計画に基づく経	d:達成度合は、80%					
営安定対策として、的	未満であった					
確に実施する必要があ						
るため。						
エ業務内容等の公表エ業務内容等の公表	 ◇エ 業務内容等の公	 <主要な業務実績>	評定		評定	
ア、イ又はウの事業 野菜価格安定制度の		毎年度、野菜価格安	各事業年度の評価結果			1
の対象となっている各 対象となっている各品			30年度 元年度 2年度	3年度 4年度		
品目及び出荷時期毎の目及び出荷時期毎の交			b b b	b		
交付予約数量、価格等付予約数量、価格等に						
	,		L		ı	

に関する情報を、原則	関する情報を、原則と	付予約数量、価格等の	び交付金額について毎					
として毎月ホームペーし	して毎月ホームページ	公表	月ホームページで全て					
ジで公表する。	で公表する。	分母を12月とし、分	公表するとともに、対					
(第3期中期目標期間		子を公表した月数とす	象出荷期間の終了月の					
実績:毎月)		る。	翌月に、指定野菜価格					
		s : 達成度合は 100%	安定対策事業の対象と					
		であり、かつ、その達	なっている各品目の旬					
			別又は月別の平均販売					
			価額をホームページで					
		a : 達成度合は 100%	全て公表した。					
		であり、かつ、その達						
		成のための優れた取組						
		内容が認められる						
		b:達成度合は、100%						
		であった						
		c:達成度合は、80%						
		以上 100%未満であっ						
		た 1 注						
		d:達成度合は、80%						
		未満であった						
-	ナーカーフティラット	◇オ セーフティネッ	 <主要な業務実績>	 評定		_	評定	
		ト対策の適切な対応	収入保険の開始に伴		 年度の評価結果		时足	
^		s:取組は十分であり、				3年度 4年度		
 _千			や収入保険に加入する		b a	b b		
	が農業保険法に改めら		場合の手続き等につい		b a	Б		
			て、全国野菜価格安定					
			対策事業実務担当者説					
	とから、生産者の自由		明会等において周知を					
		b:取組は十分であっ						
	とされるセーフティネ		令和2年度は、令和					
			3年1月からの収入保					
			険の新規加入者を対象					
	施により周知を図るな	d:取組は不十分であ	とする野菜価格安定制					
ع	ど、適切に対応する。	り、抜本的な改善を要	度との同時利用の特例					
		する	の開始に先立ち、農林					
			水産省・全農等と緊密					
			に連携し、問合せ窓口					
			の設置、Q&A 集の作					
			成・配付、留意事項の					
			ホームページでの案内					
			や Web 説明会を開催					
			し、事業内容の周知・					
			徹底を図った。				1	

野菜農業振興事業 は、野菜の生産・流通は、野菜の生産・流通 の合理化を図るための 事業その他の野菜農業 事業その他の野菜農業 の振興に資するための 事業で、国の補助事業 事業で、国の補助事業 を補完するためのもの を対象とし、国等の行 う事業・施策との整合 性を確保しつつ、機構 法に基づき、国、事業 実施主体等との明確な 役割分担と連携の下 に、事業説明会等を実 実施し、機動的かつ弾 施し、機動的かつ弾力 的に実施する。

(第3期中期目標期間 実績:事業説明会の実 施:100%)

(2) 需給調整·価格 安定対策

野菜の需給動向を定 期的に把握するととも に、野菜農業振興事業 については、野菜の需 給の調整その他の野菜 給の調整その他の野菜 農業の振興に資するた めの事業で、国の補助しめの事業で、国の補助 事業を補完するための ものを対象とし、国等しものを対象とし、国等 の行う事業・施策との 整合性を確保しつつ、 機構法に基づき、国、 事業実施主体等との明しの明確な役割分担と連 確な役割分担と連携の 下に、事業説明会等を 実施し、機動的かつ弾 力的に実施する。

(第3期中期目標期間

オ 野菜農業振興事業 カ 野菜農業振興事業

野菜農業振興事業 の合理化を図るための の振興に資するための を補完するためのもの を対象とし、国等の行 う事業・施策との整合 性を確保しつつ、国、 事業実施主体等との明 確な役割分担と連携の 下に、事業説明会等を 力的に実施する。

◇カ 野菜農業振興事 業の機動的・弾力的な

分母を経営安定対策 に係る野菜農業振興事 業の事業数とし、分子 を事業説明会等を開催 した事業数とする。 s : 達成度合は 100% であり、かつ、その達 成のための特に優れた

取組内容が認められる a : 達成度合は 100% であり、かつ、その達 成のための優れた取組 内容が認められる

b:達成度合は、100% であった

c : 達成度合は、80% 以上 100%未満であっ た

d:達成度合は、80% 未満であった

<主要な業務実績>

毎年度、契約野菜収 入確保モデル事業につ いて、野菜事業担当者 会議等で事業内容や申 請手続き等の説明を行 った。

令和2年度は、公募 に際し、ホームページ、 Facebook、情報誌、農 業誌等の業界紙、生産 者・実需者への個別情 報提供など多様な手段 で積極的に広報を行っ た結果、コロナ禍の中、 過去最高の採択額とな った。

(2) 需給調整・価格

野菜の需給動向を定 期的に把握するととも に、野菜農業振興事業 については、野菜の需 農業の振興に資するた 事業を補完するための の行う事業・施策との 整合性を確保しつつ、 国、事業実施主体等と 携の下に、事業説明会 等を実施し、機動的か つ弾力的に実施する。

安定対策

◇ (2) 需給調整・価 格安定対策

野菜農業振興事業の

機動的・弾力的な実施 分母を需給調整・価 格安定対策に係る野菜 農業振興事業の事業数 とし、分子を事業説明 会等を開催した事業数

とする。 s : 達成度合は 100% であり、かつ、その達 成のための特に優れた 取組内容が認められる であり、かつ、その達 成のための優れた取組 内容が認められる

b : 達成度合は、100% であった

<主要な業務実績> 毎年度、野菜事業担 当者会議等を開催し、 野菜農業振興事業につ いて、事業内容や申請 手続等の説明を行っ

令和元年度は、暖冬 による野菜価格が大幅 に低落する中で、農林 水産省や事業実施主体 と連携して、緊急需給 調整事業の運用を見直 し、供給過剰となった a:達成度合は 100% 野菜のフードバンクへ の提供を新たに実施し た。また、令和2年度 は、新型コロナウイル スの感染拡大に伴う業 務用需要の減少と好天

評定 — —	評定	
各事業年度の評価結果		
30年度 元年度 2年度 3年度 4年度		
b b a b		
	評定	
HI /L	評定	
各事業年度の評価結果	評定	
各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度	評定	
各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度	評定	
各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度	評定	
各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度	評定	
各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度	評定	
各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度	評定	
各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度	評定	
各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度	評定	
各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度	評定	
各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度	評定	
各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度	評定	
各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度	評定	
各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度	評定	
各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度	評定	
各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度	評定	
各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度	評定	

実績:事業説明会の実		による供給の増加で主
施:100%)	以上 100%未満であっ	要野菜の価格が大幅に
	た	低落する中で、フード
	d:達成度合は、80%	バンクへの提供等の緊
	未満であった	急需給調整事業を実施
		し、野菜の需給・価格
		の安定を図るととも
		に、野菜総合情報デー
		タベース"べジ探"の
		デザインのリニューア
		ルや野菜レポートなど
		のコンテンツの拡充、
		野菜需給協議会メンバ
		一へ提供する情報の拡
		充により、需給情報の
		発信を強化した。さら
		に、令和3年度は、緊
		急需給調整事業につい
		て、補塡水準の引き上
		げ及び生産者の負担割
		合の引き下げを行うと
		ともに、事業への参加
		促進措置を導入するな
		ど事業を大幅に見直
		し、関係機関と連携し
		て見直した事項に係る
		周知を図った。
		また、国連が定めた
		国際果実野菜年 2021
		の取組として、毎月、
		四季の野菜の栄養価・
		産地・レシピ等を野菜
		需給協議会メンバー等
		に提供し、野菜の生産
		から流通・消費に至る
		幅広い関係者の共通認
		識の醸成を図った。

4. その他参考情報

(予算と決算の剥離理由)

平成30年度:決算額が予算額の88%程度となっているが、指定野菜等の卸売価格が天候不順による生育遅れ等により、平均価格を上回った期間が長かったことから、交付金額が予算額を下回ったことが要因であり、法人が コントロールできるものではない。本セグメントの目標は確実に達成しており、評価に影響しない。

令和元年度:決算額が予算額の88%程度となっているが、暖冬の影響で野菜価格が低落したことにより、生産者補給交付金について当初予算を上回る交付が見込まれたため、年度途中に予算の積増しを行ったところ、その

後価格が堅調に推移したことに伴い、その全額が交付されるには至らなかったことが要因である。

令和2年度:決算額が予算額の85%程度となっているが、指定野菜の価格が堅調に推移したことにより生産者補給交付金の交付が当初の見込みより少なかったことが要因である。

1. 当事務及び事業に関す	る基本情報		
1-4	4 特産(砂糖・でん粉) 関係業務		
	(1)経営安定対策		
	ア 砂糖関係業務、イ でん粉関係業務		
	(2) 需給調整・価格安定対策		
	ア 砂糖関係業務、イ でん粉関係業務		
業務に関連する政策・施策	需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革	当該事業実施に係る根拠(個別	独立行政法人農畜産業振興機構法第10条
	国産農畜産物の競争力の強化	法条文など)	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律
当該項目の重要度、難易度	重要度:「高」(基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP等	関連する政策評価・行政事業レ	行政事業レビューシート事業番号:0164、0190
	政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的	ビュー	
	確に実施する必要があるため)		

①主要なアウ	トプット(アウ	トカム)情報						②主要なインプット情	報(財務情報及	び人員に関する	情報)		
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間 最終年度値等)	30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度
甘味資源作物	_	229 件	210 件	208 件	196 件	216 件		予算額(千円)	105, 049, 913	108, 463, 796	106, 765, 272	115, 328, 720	
交付金概算払								決算額 (千円)	88, 534, 195	95, 355, 078	97, 660, 255	98, 990, 696	
請求の総件数								経常費用 (千円)	67, 069, 951	78, 380, 556	72, 559, 560	70, 270, 855	
								経常利益 (千円)	5, 438, 645	△6, 403, 913	△9, 210, 028	△10, 366, 183	
目標業務日以	8業務日以	229 件	210 件	208 件	196 件	216 件		当期総利益(千円)	5, 438, 645	△6, 403, 913	△8, 591, 263	△9, 105, 217	
内に交付した	内の交付							行政コスト (千円)	_	78, 380, 556	72, 559, 560	70, 270, 855	
件数								行政サービス実施コ	A 91 469 D16				
達成度合	_	100%	100%	100%	100%	100%		スト (千円)	$\triangle 21, 468, 916$	_	_	_	
国内産糖交付 金の申請書受 理の総件数		184 件	158 件	183 件	174 件	185 件		従事人員数	50. 20	52. 98	52. 98	52. 98	
目標業務日以		184 件	158 件	183 件	174件	185 件							
達成度合	_	100%	100%	100%	100%	100%							
交付決定数量 を公表した回 数		12 回	12 回	12 回	12 回	12 回							
目標の期日までに公表した回数	翌月の15日 までの公表	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回							
達成度合	_	100%	100%	100%	100%	100%							
でん粉原料用 いも交付金の 概算払請求の	_	82 件	77 件	70 件	72 件	66 件							

総件数										T
標業務日以に交付した数		82 件	77 件	70 件	72 件	66 件				†
	_	100%	100%	100%	100%	100%				Ť
国内産いもで ん粉交付金の 申請書受理の 総件数	_	82 件	79 件	77 件	67 件	64 件				7
目標業務日以 内に交付した 件数		82 件	79 件	77件	67件	64 件				1
達成度合	_	100%	100%	100%	100%	100%				Ī
交付決定数量 を公表した回 数		12 回				1				
目標の期日ま でに公表した 回数		12 回				 				
達成度合	_	100%	100%	100%	100%	100%				Ī
輸入指定糖等 の売買実績を 公表した回数	_	12 回				 				
目標の期日ま でに公表した 回数		12 回				1				
達成度合	<u> </u>	100%	100%	100%	100%	100%				T
輸入指定でん 粉等の売買実 績を公表した 回数	_	12 回								
目標の期日ま でに公表した 回数		12 回								
達成度合	_	100%	100%	100%	100%	100%				Ī

- 注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、特産関係に関するもの(生産者等へ交付される交付金等が含まれる。) を掲載している。
- 2) 予算額、決算額は支出額を記載。
- 3) 平成30年度の行政サービス実施コストはマイナスとなっているが、これは国の食料安定供給特別会計へ国庫納付(砂糖19,600百万円、でん粉6,160百万円) したため。
- 4) 令和元年度の経常利益がマイナスとなっているが、これは砂糖勘定の政府交付金と業務収入611億円に対し交付金等支出が677億円となり66億円の収支差が生じたため。
- 5) 令和2年度の経常利益がマイナスとなっているが、これは砂糖勘定の政府交付金と業務収入540億円に対し交付金等支出が623億円となり83億円の収支差が生じたため。
- 6) 令和3年度の経常利益がマイナスとなっているが、これは砂糖勘定の政府交付金と業務収入514億円に対し交付金等支出が606億円となり92億円の収支差が生じたため。

中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務	芳実績・ 自己評価		主務大臣	による評価
			業務実績	自己評価	(見込	込評価)	(期間実績評価)
4 特産(砂糖・でん	4 特産(砂糖・でん	○4 特産(砂糖・で		<評定と根拠>	評定	В	評定
別)関係業務	粉)関係業務	ん粉)関係業務		評定B	<評定に至った理由>		
(1)経営安定対策	(1)経営安定対策	(1)経営安定対策		満点:64点(小項目32	小項目の評定はaが	5、bが27であり、これ	
アー砂糖関係業務	アー砂糖関係業務	アー砂糖関係業務		× 2 点)	らの合計数値の割合が	基準となる数値**の 80%	
					以上 120%未満である	ことから、評定はBとし	
				a 評価の小項目数:5	た。		
				×3点=15点	(※基準となる数値:	中項目に含まれる小項目	
				b評価の小項目数:27	の項目数に2を乗じて	得た数。以下同じ。)	
				× 2点=54点			
				合計:15+54=69点	小項目の総数:32		
					評定 s の小項目数	: 0×4点= 0点	
				69 点/64 点=108%	評定 a の小項目数	:5×3点=15点	
					評価bの小項目数	: 27×2点= 54点	
				特産関係業務につい		: 0×1点= 0点	
				ては、中項目の中期達		: 0×0点= 0点	
				成割合が 108%であ	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	:108%)	
				り、毎年度、計画通り			
						格調整に関する法律に基	
				の目標を達成できると	づき法人が実施する経	営安定対策が、いずれも	
				見込まれる。	迅速かつ適切に実施され	れている。	
						対策について、平成元年	
						いては、輸入指定糖等に	
						効に伴い開始された輸入	
						象品目の調整金徴収業務	
					-	ムを導入し、全ての輸入	
						て売買手続きを行うるよ	
						理化を、令和2年度、3	
						イルスの感染拡大等によ	
						出勤できなくなった場合	
						務等により業務が継続で	
					· ·	ムの改修や首都直下地震	
						ュアルの作成により危機	
					管理の向上が図られた	ことが評価できる。	
				た、また、令和2年度			
				以降は、新型コロナウ			
				イルスの感染拡大によ			
				り担当職員が出勤困難			
				となった場合等の非常			
				時でも、通関手続きが			
				停滞することのないよ			
				う、業務の見直しや			

Web システムの改修に より売買手続きのオン ライン化を完成させ、 的確に対応した。	
ライン化を完成させ、	
1.3 max = 2.37 g = 1.20	
特になし	
(ア) 甘味資源作物交 (ア) 甘味資源作物交 ◇ (ア) 甘味資源作物 <主要な業務実績>	
付金の交付 付金の交付 交付金の交付 甘味資源作物交付金 各事業年度の評価結果 日本の交付 日本の支付 日	
甘味資源作物交付金 甘味資源作物交付金 分母を機構が指定す については、毎年度、 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度	
については、機構が指 については、機構が指 る電磁的方法による概 機構が指定する電磁的 b b b b b	
定する電磁的方法によ 定する電磁的方法によ 算払請求があった、甘 方法による概算払い請	
る概算払請求においる概算払請求においは特資源作物交付金の概はないて、対象は味り	
て、対象甘味資源作物して、対象甘味資源作物し算払請求の総件数とし資源作物生産者からのし	
生産者からの概算払請し生産者からの概算払請し、分子を8業務日以し概算払請求書を受理し	
求書を受理した日から 求書を受理した日から 内に交付した件数とす た日から8業務日以内	
8業務日以内に交付す 8業務日以内に交付す る。 に全て交付した。	
(第3期中期目標期間 であり、かつ、その達	
実績:8業務日)	
取組内容が認められる	
【重要度:高】	
基本計画に基づく経しであり、かつ、その達しいからいはなったとのであり、かつ、その達しいからいはなったとのでは、からいはのではでは、のはではではではではではではではではではではではではではではではで	
営安定対策であり、ま 成のための優れた取組 は、 こことははは、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、	
た、TPP等政策大綱 内容が認められる 内容が認められる	
において充実等の措置 b:達成度合は、100% b:達成度合は、100%	
を講ずるとされた経営というというというというというというというというというというというというというと	
安定対策として、的確 c : 達成度合は、80% c : 達成度合は、80%	
に実施する必要がある 以上 100%未満であっ 以上 100% **	
ため。	
d:達成度合は、80%	
未満であった	
(イ) 国内産糖交付金 (イ) 国内産糖交付金 ◇ (イ) 国内産糖交付 <主要な業務実績> 評定 評定	
の交付の交付の交付をの交付をおっています。 「国内産糖交付金につ」 「日本のでは、日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、「	
国内産糖交付金につ 国内産糖交付金につ 分母を交付申請があしいては、毎年度、対象 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度	
製造事業者からの交付 製造事業者からの交付 島県産甘しゃ糖、沖縄 らの交付申請を受理し 申請な受理し 申請な受理した口から 申請な受理した口から 申請な受理した口から 申請な受理した口から 19 世際日内	
申請を受理した日から 申請を受理した日から 県産甘しや糖の申請書 た日から 18 業務日以 12 世紀 日 12 世紀	
18 業務日以内に交付 18 業務日以内に交付 受理の総件数とし、分 内に全て交付した。	
する。	
「第3期中期目標期間 交付した件数とする。	
実績:18 業務日) s:達成度合は 100%	

	であり、かつ、その達					
【重要度:高】	成のための特に優れた					
基本計画に基づく経	取組内容が認められる					
営安定対策であり、ま	a : 達成度合は 100%					
た、TPP等政策大綱	であり、かつ、その達					
において充実等の措置	成のための優れた取組					
を講ずるとされた経営	内容が認められる					
安定対策として、的確	b:達成度合は、100%					
に実施する必要がある	であった					
ため。	c : 達成度合は、80%					
	以上 100%未満であっ					
	た					
	d:達成度合は、80%					
	未満であった					
	7 A M C 0 2 7 C					
(ウ)業務内容等の公 (ウ)業務内容等の公	 ◇ (ウ) 業務内容等の	<主要か業務実績>			評定	
表表表	公表	毎年度、ホームペー	各事業年度の評価結果		μιλ	
ホームページにおい 本業務の透明性を確		ジにおいて砂糖の価格	30年度 元年度 2年度 3年	年度 1年度		
て、制度の仕組みを公(保する観点から、ホー				b		
開するとともに、甘味 ムページにおいて、制	·	開するとともに、甘味		D		
資源作物交付金及び国 度の仕組みを公開する						
内産糖交付金の月毎のとともに、甘味資源作						
交付決定数量を翌月の 物交付金及び国内産糖						
		15 日までに全て公表				
	·					
(第3期中期目標期間 定数量を翌月の15日						
実績: 翌月の15日) までに公表する。	であり、かつ、その達					
	成のための特に優れた					
	取組内容が認められる					
	a:達成度合は 100%					
	であり、かつ、その達					
	成のための優れた取組					
	内容が認められる					
	b:達成度合は、100%					
	であった					
	c:達成度合は、80%					
	以上 100%未満であっ					
	た					
	d:達成度合は、80%					
	未満であった					
イ でん粉関係業務 イ でん粉関係業務	イ でん粉関係業務					
	1 11 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	l l				
(ア)でん粉原料用い (ア)でん粉原料用い	◇ (ア) でん粉原料用	<主要な業務実績>	評定 —		評定	
(ア)でん粉原料用い も交付金の交付 も交付金の交付		<主要な業務実績> でん粉原料用いも交	評定 - 名事業年度の評価結果		評定	

が指定する電磁的方法 による概算払請求にお いて、対象でん粉原料 用いも生産者からの概 算払請求書を受理した	払請求書を受理した日 から8業務日以内に交 付する。	磁的方法による概算払い請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から、8 業務日以内に全て交付した。	b b b b		
粉交付金の交付 国内産いもでん粉交 付金については、対象 国内産いもでん粉製造 事業者からの交付申請 を受理した日から 18	成のための特に優れた 取組内容が認められる a:達成度合は 100% であり、かつ、その達 成のための優れた取組 内容が認められる b:達成度合は、100% であった c:達成度合は、80%	国内産いもでん粉交付金については、毎年度、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に全て交付した。	評定	4年度	

(ウ) 業務のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の
(2) 需給 安定対策 ア 砂糖関係 機構の もの い、 あ い、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 制度 の に り に り に り い い い い い い い い い い い い い い

内容等の公

ージにおい もに、でん

の15日)

調整・価格

係業務

入れ・売戻 をする者か 公開するとともに、輸 入指定糖・異性化糖 等・輸入加糖調製品の 買入れ・売戻しにおけし仕組みを公開するとと る月毎の売買実績を翌しむに、輸入指定糖・異 月の 15 日までに公表 | 性化糖等・輸入加糖調 | 取組内容が認められる する。

d:達成度合は、80% 未満であった

本業務の透明性を確 <u>仕組みを公</u> 保する観点から、ホー ムページにおいて、制しん粉交付金の交付決定 も交付金及 | 度の仕組みを公開する | 数量の公表 もでん粉交しとともに、でん粉原料 の交付決定 | 用いも交付金及び国内 | の 15 日ま 産いもでん粉交付金の 月毎の交付決定数量を 期目標期間 翌月の 15 日までに公 表する。

(ウ)業務内容等の公 ◇ (ウ)業務内容等の 公表

でん粉原料用いも交 付金及び国内産いもで

分母を公表回数と し、分子を翌月の 15 日までに公表した回数 | 決定数量を翌月の 15 とする。

s:達成度合は 100% た。 であり、かつ、その達 成のための特に優れた 取組内容が認められる a:達成度合は 100% であり、かつ、その達 成のための優れた取組 内容が認められる b:達成度合は、100%

であった

c:達成度合は、80% 以上 100%未満であっ た

d:達成度合は、80% 未満であった

(2) 需給調整・価格 安定対策

アの糖関係業務

砂糖の内外価格差の 調整を図るため、機構|糖等・輸入加糖調製品 の徴収を行しの買入れ・売戻しの申 ページにお|込みをする者から、調 の仕組みを|整金の徴収を行い、本 業務の透明性を確保す る観点から、ホームペ ージにおいて、制度の

(2) 需給調整·価格 安定対策

◇ア 砂糖関係業務

輸入指定糖・異性化 の売買実績の公表

分母を公表回数と し、分子を翌月の 15 日までに公表した回数 とする。

s : 達成度合は 100% 成のための特に優れたに全て公表した。

<主要な業務実績>

<主要な業務実績> 毎年度、ホームペー

ジにおいて、でん粉の

価格調整制度の仕組み

でん粉原料用いも交付

金及び国内産いもでん

粉交付金の月毎の交付

日までに全て公表し

を公開するとともに、

毎年度、ホームペー ジにおいて、砂糖の価 格調整制度の仕組みを 公開するとともに、輸 入指定糖・異性化糖 等・輸入加糖調製品の 買入れ・売戻しにおけ る月毎の売買実績につ であり、かつ、その達しいて、翌月の15日まで

調整金徴収業務で 製品の買入れ・売戻し a:達成度合は 100% は、令和元年度は、平

評定 -	_	評定	
各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度			
b b b	b		
評定 -	_	評定	
各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度	3年度 4年度		
b a a			

(第3期中期目標期間	における月毎の売買実	であり、かつ、その達	成 30 年 12 月末の		
実績:翌月の15日)	績を翌月の 15 日まで	成のための優れた取組	TPP11 協定発効に伴い		
	に公表する。	内容が認められる	新たに追加された輸入		
		b:達成度合は、100%	加糖調製品をはじめ全		
		であった	ての売買申し込み手続		
		c : 達成度合は、80%	きについて、新たに導		
		以上 100%未満であっ	入した Web システムを		
		た	活用し輸入者に対する		
		d:達成度合は、80%	Web 手続き利用のメリ		
		未満であった	ットを説明したこと等		
			により、Web 化を実現		
			し、業務の効率化、合		
			理化を図るとともに申		
			請者の利便性の向上を		
			図ることができた。ま		
			た、令和2年度は、新		
			型コロナウイルス感染		
			拡大の影響を踏まえ		
			て、多くの担当職員が		
			出勤できず、業務シス		
			テムの操作ができなく		
			なった場合に備え、関		
			係機関と協議の上、輸		
			入申告に必要な承諾書		
			を遅延することなく発		
			行するスキームを構築		
			するなど、対応方針を		
			いち早く作成し危機管		
			理の向上を図った。さ		
			らに、令和3年度は、		
			新型コロナウイルスの		
			感染拡大により多くの		
			担当職員が出勤できな		
			くなった場合等の非常		
			時にも、在宅勤務等に		
			より法令に基づく調整		
			金徴収業務を確実に履		
			行できるように、Web		
			システムを改修し、売		
			買申込に係る審査を電		
			子化することで、売買		
			申込書の受理から承諾		
			書の発行に至る一連の		
			手続きのオンライン化		

	を完成させるととも		
	に、令和3年11月に首		
	都直下地震にも対応し		
	た業務継続計画につい		
	て、地方事務所を活用		
	した業務マニュアルを		
	作成した。		
	TFAX C/C。		
	() The last state of the last	27.45	
イ でん粉関係業務 イ でん粉関係業務 ◇イ でん粉関係業務		評定 — —	評定
機構の買入れ・売戻 でん粉の内外価格差 輸入指定でん粉等の		各事業年度の評価結果	
しの申込みをする者かの調整を図るため、機の売買実績の公表	ジにおいて、でん粉の	30年度 元年度 2年度 3年度 4年度	
ら、調整金の徴収を行 構の買入れ・売戻しの 分母を公表回数と		b b a a	
│ │	を公開するとともに、		
┃ ┃いて、制度の仕組みを┃調整金の徴収を行い、┃日までに公表した回数	輸入指定でん粉等の買		
公開するとともに、輸 本業務の透明性を確保 とする。	入れ・売戻しにおける		
│ │ │ 入指定でん粉等の買入 │ する観点から、ホーム │ s : 達成度合は 100%	月毎の売買実績につい		
れ・売戻しにおける月 ページにおいて、制度 であり、かつ、その達	て、翌月の15日までに		
毎の売買実績を翌月の の仕組みを公開すると 成のための特に優れた	全て公表した。		
15 日までに公表する。 ともに、輸入指定でん 取組内容が認められる	調整金徴収業務で		
(第3期中期目標期間 粉等の買入れ・売戻し a : 達成度合は 100%	は、令和2年度は、新		
実績:翌月の15日) における月毎の売買実 であり、かつ、その達			
績を翌月の15日まで成のための優れた取組			
に公表する。 内容が認められる	て、多くの担当職員が		
	出勤できず、業務シス		
であった	テムの操作ができなく		
	なった場合に備え、関		
	係機関と協議の上、輸		
	入申告に必要な承諾書		
	を遅延することなく発		
未満であった	行するスキームを構築		
	するなど、対応方針を		
	いち早く作成し危機管		
	理の向上を図った。ま		
	た、令和3年度は、新		
	型コロナウイルス感染		
	の拡大により多くの担		
	当職員が出勤できなく		
	なった場合等の非常時		
	にも、在宅勤務等によ		
	り法令に基づく調整金		
	徴収業務を確実に履行		
	できるように、Web シ		
	ステムを改修し、売買		
	申込に係る審査を電子		

4. その他参考情報

(予算と決算の乖離理由)

平成30年度:決算額が予算額の85%程度となっているが、てん菜、さとうきび生産量が当初見込みを下回ったことにより、甘味資源作物交付金及び国内産糖調整交付金の交付額が予算額を下回ったことが要因であり、法人がコントロールできるものではない。本セグメントの目標は確実に達成しており、評価に影響しない

令和元年度:決算額が予算額の88%程度となっているが、でん粉原料用かんしょの不作により、交付金の交付が当初の見込よりも少なかったこと等が要因である。

令和3年度:決算額が予算額の86%程度となっているが、でん粉原料用かんしょの不作により交付金の交付が当初の見込よりも少なかったこと及び調整金収入が当初の見込を下回ったことにより国庫納付金が減少したこと

等が要因である。

1. 当事務及び事業に関す	る基本情報		
1-5	5 情報収集提供業務		
	(1)調査テーマの重点化		
	(2) 需給等関連情報の提供		
	(3)情報提供の効果測定		
業務に関連する政策・施策	需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革	当該事業実施に係る根拠(個別	独立行政法人農畜産業振興機構法第10条
	国産農畜産物の競争力の強化	法条文など)	
当該項目の重要度、難易度	_	関連する政策評価・行政事業レ	行政事業レビューシート事業番号:0158、0159、0161、0163、0164、0174、0190
		ビュー	

D主要なアウト	、プット(アウ	トカム)情報						②主要なインプット情	報(財務情報及	び人員に関する	情報)		
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間 最終年度値等)	30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度
票給等関連情	_	1,227件	1, 198 件	1,137件	1, 189 件	1,237件		予算額 (千円)	655, 268	647, 324	659, 219	675, 915	
級を提供した								決算額 (千円)	559, 216	518, 772	525, 524	515, 767	
牛数								経常費用(千円)	556, 555	501, 354	507, 531	498, 526	
目標の期日ま	8業務日又	1,227件	1, 198 件	1,137件	1, 189 件	1,237件		経常利益 (千円)	6, 197	26, 874	53, 202	55, 637	
でに提供した	は翌月まで							当期総利益 (千円)	48, 135	26, 874	53, 202	55, 637	
井数	の公表							行政コスト (千円)	_	501, 354	507, 531	498, 526	
達成度合	_	100%	100%	100%	100%	100%		行政サービス実施コ	416, 308	_	_	_	
青報利用者の	4.0以上	4. 0	4.0	4.0	4.0	4.0		スト (千円)	410, 500				
満足度に係る								従事人員数	29. 30	25. 32	25. 32	25. 32	
譚(5段階													
平価、目標)													
アンケート調	_	4. 1	4. 1	4. 2	4. 2	4. 2							
E結果の平均													
道(実績)													
達成度合	_	103%	103%	105%	105%	105%							

- 注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、情報収集提供に関するものを掲載している。
- 2) 予算額、決算額は支出額を記載。

3	3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間(見込)に係る自己評価										
		中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価				
					業務実績	自己評価	(見込	評価)	(期間実	績評価)	
	5	情報収集提供業務	5 情報収集提供業務	○5 情報収集提供業		<評定と根拠>	評定	В	評定		
				務		評定B	<評定に至った理由>				
						満点:56点(小項目28	小項目の評定はaが3	3、bが25であり、これ			
						× 2 点)	らの合計数値の割合が基	基準となる数値*の 80%			
							以上 120%未満であるこ	ことから、評定はBとし			
						a 評価の小項目数:3	た。				
						×3点=9点	(※基準となる数値: 「	中項目に含まれる小項目			

× 2点=50点

合計: 9+50=59点

59 点/56 点=105%

情報収集提供業務に| ついては、中項目の中 あり、毎年度、計画通 と見込まれる。

の十分な取組を行い、「ることは評価できる。 的確に実施した。

タイムリーなテーマを 取り上げ、参加者から

b評価の小項目数:25 の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。)

| 小項目の総数:28

評定sの小項目数: 0×4点= 0点 評定aの小項目数: 3×3点= 9点 評価bの小項目数: 25×2点= 50点 評価cの小項目数: 0×1点= 0点 評価dの小項目数: 0×0点= 0点

期達成割合が 105%で | 合計 59点 (59/56=105%)

りに実施しており、所一・調査テーマの重点化については、毎年度、情 期の目標を達成できる「報利用者等のニーズを的確に把握するため、畜 産、野菜、砂糖類・でん粉の分野毎に情報検討 調査テーマの重点化 委員会を開催し、業務の実施状況及び農畜産物 については、令和2年 の需給動向等に関する重点テーマを検討、計画 度は、独立行政法人日した上で、翌年度に重点テーマに即して、農畜 本貿易振興会(JETRO) 産物の需給及び生産者の経営安定に関連する重 への委託調査事業にお 要情報の提供を行っている。特に、令和2年度 いて、従来の北米及び | は、独立行政法人日本貿易振興会(JETRO)への EU に加え大洋州地域 | 委託調査事業において、従来の北米及び EU に を新たに調査対象範囲 | 加え大洋州地域を新たに調査対象範囲とし海外 とし海外情報収集・提|情報収集・提供体制の強化を図るとともに、一 供体制の強化を図ると|般消費者の間で関心の高い食肉代替食品に関す ともに、一般消費者の るレポートが、令和4年度からの高等学校用英 間で関心の高い食肉代 | 語教科書で取り上げられることとなる等、情報 替食品に関するレポー 提供機会の拡大が図られている。また、令和3 トが、令和4年度から | 年度は、外部の者を対象とした調査報告会の開 の高等学校用英語教科 | 催や外部からの講演依頼について、YouTube 等 書で取り上げられるこしの動画ツールを活用し、実施回数、参加者数を ととなり、情報提供機 大幅に増加させ、食肉代替食品等タイムリーな 会の拡大が図られる等 | テーマを取り上げ、参加者から高評価を得てい

情報提供の効果測定等については、情報提供 調査報告会の開催、「の質の向上を図るため、情報誌「畜産の情報」 講演依頼への対応につ」「野菜情報」「砂糖類・でん粉情報」について、 いては、令和3年度は、 | 全ての読者を対象にアンケート調査を実施でき 新型コロナウイルス感 | ている。特に、令和2年度は、新型コロナウイ 染拡大により、対面で「ルスが感染拡大し、現地調査に制約がある中、 の実施が困難な中、Web | Web 会議の活用や委託先の新規開拓を行うなど 会議や YouTube を活用|調査方法を工夫して取り組み、情報誌を休刊す して、現地の最新情報|ることなく発行して、アンケート調査を適切に や食肉代替品といった 実施したことは評価できる。

				高評価を得られた上、				
				オンラインにより広く				
				全国から参加があった				
				ことから、調査成果の				
				普及と情報ニーズの的				
				確な把握が十分にでき				
				た。				
				情報提供の効果測定				
				等については、情報提				
				供の質の向上を図るた				
				めのアンケート調査を				
				実施しているが、令和				
				2年度は、新型コロナ				
				ウイルスの感染が拡大				
				する中でも調査方法を				
				工夫して取り組み、情				
				報誌を休刊することな				
				く発行することで、ア				
				ンケート調査を適切に				
				実施することができ				
				た。				
				<課題と対応>				
				特になし				
(1)調査テーマの重		· ·						
		点化			→ 		→ ~	Τ
	農畜産物の需給動向				評定		評定	
	の判断や経営の安定に				各事業年度の評価結果			
			等のニーズを的確に把		30年度 元年度 2年度	医 3年度 4年度		
			握するため、畜産、野		b b a	b		
	う。)の収集及び提供に	·	菜、砂糖類・でん粉の					
	当たっては、我が国の							
			会を開催し、業務の実					
	協定等を契機として、	· ·	施状況及び農畜産物の					
			需給動向等に関する重					
【指標】		かつ、目標を上回る成						
	確な実施を図るため、	果があった	の計画について検討し					
を得て開催する委員会	調査テーマの重点化等	b:取組は十分であっ						
	業務の合理化を進めつ		また、前年度の情報					
まえた、調査テーマの	つ、国内外の需給等関	c:取組はやや不十分	検討委員会で得られた					
重点化。(参考:第3期	連情報の収集及び需給	であり、改善を要する	利用者ニーズ等を基に					
中期目標期間実績:委	に影響を与える要因に	d:取組は不十分であ	策定した重点テーマに					
員会を年3回開催)	関する調査並びにその	り、抜本的な改善を要	即し、農畜産物の需給					

切り	 					
場合とであた。	提供等について、計画	する	及び生産者の経営安定			
□ (全元 24 年度) 1750	段階で情報利用者等の		に関連する重要情報の			
る。	参画を得て開催する委		提供を行った。			
#収集出性素線につい え、恋がを調査態点と した調査事業を売たに 開始するなど、体制を 強化するとともに、米 国におけるを向代は市場 場に関するレポートに ついて、全和4年取か ら使用まれる高等平没 用数料ま (1年上門皮 弱)への別味が戻止し、弱たな管治毒薬場に 対応したコンテンツの 透探に育剤化した。 本た、外部の者を対 後とした調査指令のの対応 開催や外部のもの認済 観 発出 多に取り組にことによ の問題が外部のの対応等に がい取り組にことによ の問題が外部のものが応等に では多いのが応等に対し の問題や外部のもの治済 を呼吸があるの治済 のがになり組にことによ の問題や外部のもの治済 の問題や外部のもの治済 のがに等いるが、 の問題が外部のよりに 第一 神学 を事業生態の影価能果 対象とした調査指針会 の問題や外部のもの治済 のがに等いて いて、新党にサナウイ に、新党にサナウイ に、別様を一人の必要な近大を確定 で、正規はオークであっ た に、現底はオークであっ た に、現底は オークであっ た に、現底は オークでは、現底は オークであっ た に、現底は オークでは、現底は オークでは オ	員会において検討す		令和2年度は、JETRO			
て、北米及び 即 に加	る。		への委託に係る海外情			
え、発州を調査拠点とした調査事業を新たに 関助なするなど、例を 強化するとともに、米 国における食用や静市 場に関するレボートに ついて、令和4年度からを使用される演等学校 財教料書(1年生用英 語)への引用が決定し、 新たか学者指導事業部に 対応したコンテンツの 機保に貢献した。 本主要な業務支結> 原機や分部からの部 (機、譲渡破果への対応・ を頼べの対応等に溶解 (を頼への対応等に溶解 (の取り新むことによ) り、調査処果の夢みと がつ、日標を上口の類 活報:一次の世場に努 める。 本主 記様は十分であり、 かっ、日標を上回る成 果があった り:現様は十分であった。 かっ、日標を上回る成 果があった り:現様は十分であった。 な、発剤であった。 の、新型コーナウイ ルスの感染がえる時ま ま、北部は十分であり、 かっ、日標を上回る成 果があった。 り:現様は十分であった。 を対した記述を呼ばな を対した部であり、 かっ、日標を上回る成 果があった。 り:現様は十分であった。 を対して報じます。 を対して対して対している。 を対して対して対している。 を対して対している。 を対して対している。 を対して対している。 を対して対している。 を対して対している。 を対して対している。 を対している、 を対している。 を対している。 を対している。 を対している。 を対している。 を対している。 を対			報収集提供業務につい			
した調査事業を前たに 開始するなど、体明を 強化するともに、米 国における色的代替市 場に関するレポートに ついて、令和4年度か ら使用される高等学校 用教科書:(1年生用英 語)への引用が決定し、 新たな字智和再要領に 対応したニンアンツの 提供に貢献した。			て、北米及び EU に加			
開始するなど、体制を 強性するともに、来 国に思するともに、来 国に思するともに、表 国に関するレポートに ついて、命和4年度か も使用される高等学校 用数科さ (1年生用英 治への引用が決定し、 おたとき事者博奠変解に 対応したコンテンツの 提供に貢献した。 対応したコンテンツの 提供に貢献した。 本年度、外部の省を 関連を外部からの講演 使料・の対応等に脅極 的に取り組むことによ。 5、調査成果の考及と 情報に一ズの担態に分 かつ、目標を上回る頭、 かつ、目標を上回る方。 かつ、目標を上回る方。 かつ、目標を上回る方。 かつ、目標を上回る方。 かつ、目標を上回るが、 かつ、目標を上回る方。 かつ、目標を上回る方。 かつ、目標を上回る方。 かつ、目標を上回るが、 かっ、目標を上回るが、 かっ、目標を上回るが、 かっ、目標を上回るが、 かっ、自標を上回るが、 かっ、目標を上回るが、 かっと、指述コーズの必応等について、第座コロナウィ いて、第座コロナウは いて、第座コロナウは いて、第座コロナウは いて、第座コロナウは いて、第座コロナウは いて、第座コロナウは いて、第座コロナウは いて、第座コロナウは いて、第座コロナウは いて、第座コロナウは いて、第座コロナウは いて、第座コロナウは いて、第座コロナウは いて、第座コロナウは いて、第座コローが かった。 まに、第一次の表に と、第一次の表に を、第一次の表に と、第一次の表に と、第一次の表に を、第一次の表に と、第一次の表に と、第一次の表に と、第一次の表に と、第一次の表に と、第一次の表に と、第一次の表に と、第一次の表に と、第一次の表に と、第一次の表に と、第一次の表に と、第一次の表に と、第一次の表に と、第一次の表に と、第一次の表に と、第一次の表に と、第一次の表に と、第一次の表に を、第一次の表に を、第一次の表に を、第一次の表に を、第一次の表に を、第一次の表に を、第一次の表に を、第一次の表に を、第一次の表に を、第一次の表に を、第一次の表に を、第一次の表			え、豪州を調査拠点と			
強化するとともに、米 国におすると内代替市 場に関するレポートに ついて、令和4年度か ら使用される高等学校 用数件書(1年1円英 語)への引用が決定し、 著たエンテンツの 後際に可能した。 本年度、外部の者を対 家とした調査報告会の開催や外部からの講演 での調査成果等及等の 防化取り組むことによ、よの組は十分であり、 り、調査成果の普及と 情報に一ズの理恵に努 ある。 近親はようでするり、 かっ、目標を上回る成 果があった 。 1、取組は十分であっ た 1、取組は十分であった 。 2、として消極的に取り 約系列を発して消極的に取り り知み、副金成果の普 及と情報に一ズの把握 に努めた。			した調査事業を新たに			
国における食肉代替市 場に関するレボートについて、合和4年度から使用される高等学校 用数料書(1年年用英 部)への引用が決定し、 新たな学習指導実鋼に対応したコンテンツの 提供に貢献した。			開始するなど、体制を			
場に関するレポートに ついて、令和4年度から使用される高等学校 用教科書(1年4年度 高的への月開が決定し、 新たな学習指導要領に 対応したコンテンツの 提供に貢献した。 参加議立大きで指揮 他、講演依頼への対応 等の講演の機体の対応等に指揮 的に取り組むことによ り、調査成果の普及と 情報に一ズの世場に努 める。 場際を上回る頭 者な成果があった 。 : 取組は十分であり、 かつ、目標を上回る頭 者な成果があった 。 : 取組は十分であり、 かつ、目標を上回る成 果があった			強化するとともに、米			
ついて、令和4年度から使用される高等学校 用数科書(1年生用英語)への引用が快定し、新たな学習指導要領に対応したコンテンツの 提供に貢献した。 ****** **** *** *** ** ** ** ** ** **			国における食肉代替市			
5 使用される高等学校 用教科書(1 年年用英語)への引用が決定し、新たな学習指導要領に対応したコンテンツの 提供に貢献した。			場に関するレポートに			
田教科書(1年4円英			ついて、令和4年度か			
語)への引用が決定し、 新たな学習指導要領に 対応したコンテンツの 提供に貢献した。			ら使用される高等学校			
## また、外部の者を対象とした調査報告会の開催、講演依頼への対応等に積極的に取り組むことにより、調査成果等及等の 放射 をいていり組むことにより、調査成果の普及とり、加つ、目標を上回る版を			用教科書(1年生用英			
対応したコンテンツの提供に貢献した。 対応したコンテンツの提供に貢献した。 対応したコンテンツの提供に貢献した。			語) への引用が決定し、			
また、外部の者を対象とした調査報告会の開催、講演依頼への対応			新たな学習指導要領に			
また、外部の者を対象とした調査報告会の開催、講演依頼への対応 開催や外部からの講演			対応したコンテンツの			
象とした調査報告会の 開催や外部からの講演 依頼への対応等に積極 的に取り組むことにより、調査成果の普及と 情報ニーズの把握に努める。 「無組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった」は、取組は十分であり、方の、目標を上回る成果があった」は、取組は十分であり、方の、目標を上回る成果があった。」は、取組は十分であり、方の、目標を上回る成果があった。」は、取組は十分であり、方の、目標を上回る成果があった。」は、取組は十分であった。 「おいて、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まる。」は、下で、大を踏まる。と、Web 方式も活用するなどして積極的に取り組み、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努めた。 「なりた。」 「本年度、外部の者を、対象とした調査報告会の開催結果 30年度 2年度 3年度 4年度 5 b b a a 5 m を 1 を 1 を 1 を 2 を 2 を 3 を 2 を 3 を 2 を 3 を 2 を 3 を 4 を 4 を 3 を 3 を 4 を 4 を 4 を 3 を 3			提供に貢献した。			
象とした調査報告会の 開催や外部からの講演 依頼への対応等に積極 的に取り組むことにより、調査成果の普及と 情報ニーズの把握に努める。 「無組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった」は、取組は十分であり、方の、目標を上回る成果があった」は、取組は十分であり、方の、目標を上回る成果があった。」は、取組は十分であり、方の、目標を上回る成果があった。」は、取組は十分であり、方の、目標を上回る成果があった。」は、取組は十分であった。 「おいて、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まる。」は、下で、大を踏まる。と、Web 方式も活用するなどして積極的に取り組み、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努めた。 「なりた。」 「本年度、外部の者を、対象とした調査報告会の開催結果 30年度 2年度 3年度 4年度 5 b b a a 5 m を 1 を 1 を 1 を 2 を 2 を 3 を 2 を 3 を 2 を 3 を 2 を 3 を 4 を 4 を 3 を 3 を 4 を 4 を 4 を 3 を 3						
開催や外部からの講演 依頼への対応等に積極 的に取り組むことにより、調査成果の普及と 情報ニーズの把握に努 める。 等の調査成果普及等の 取組 ま:取組は十分であり、 かつ、目標を上回る顕著な成果があった。 対象とした調査報告会 の開催や外部からの講演 演体頼への対応等について、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まれるなどして積極的に取り組み、調査成果の普及と情報ニーズの把握にあった。 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 も 助 も まで表して表現を表現を表現して表現を表現して表現を表現して表現を表現して表現を表現して表現を表現して表現を表現して表現して表現して表現して表現して表現して表現して表現して表現して表現して	また、外部の者を対	◇イ 調査報告会の開	<主要な業務実績>	評定 —	評定	
依頼への対応等に積極 取組 の開催や外部からの講 b b b b b b b b b	象とした調査報告会の	催、講演依頼への対応	毎年度、外部の者を	各事業年度の評価結果		
的に取り組むことにより、調査成果の普及とり、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努める。 ま:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった。 本な成果があった。 ルスの感染拡大を踏まえた。 かつ、目標を上回る成果があったり組み、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努めた。 などして積極的に取り組み、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努めた。	開催や外部からの講演	等の調査成果普及等の	対象とした調査報告会	30年度 元年度 2年度 3年度 4年度		
り、調査成果の普及と 情報ニーズの把握に努 める。 かつ、目標を上回る顕 著な成果があった a:取組は十分であり、 かつ、目標を上回る成 別組み、調査成果の普 り組み、調査成果の普 及と情報ニーズの把握 に努めた。 いて、新型コロナウイ ルスの感染拡大を踏ま えた Web 方式も活用するなどして積極的に取 り組み、調査成果の普 及と情報ニーズの把握 に努めた。	依頼への対応等に積極	取組	の開催や外部からの講	b b a		
情報ニーズの把握に努める。 著な成果があった ルスの感染拡大を踏まえた Web 方式も活用するなどして積極的に取り組み、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努めた。						
める。 a:取組は十分であり、 えた Web 方式も活用す かつ、目標を上回る成果があった るなどして積極的に取り組み、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努めた。						
かつ、目標を上回る成果があった るなどして積極的に取り組み、調査成果の普り組み、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努めた。	情報ニーズの把握に努					
果があった り組み、調査成果の普 b:取組は十分であった 及と情報ニーズの把握に努めた。	める。					
b:取組は十分であった 及と情報ニーズの把握した た に努めた。						
たというというというというというというというというというというというというというと						
c:取組はやや不十分 令和3年度は、新型						
であり、改善を要する「コロナウイルスの感染」						
d:取組は不十分であ は大の影響により対面						
り、抜本的な改善を要しての実施が前年度に引し、						
するというというでは、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これに		する				
が、Teams に加えて動						
画ツール(YouTube:						
alic チャンネル)を新						
たに活用することにより						
り、これらの実施回数						
を前年度と比べ大幅に			を前年度と比べ大幅に			

	増加させた上、調査報				
	告会においてはコロナ				
	禍以前の対面での開催				
	時よりも多くの参加者				
	を得ることができた。				
	①調査報告会の開催				
	平成30年度 10回				
	令和元年度 15回				
	令和2年度 3回				
	令和3年度 6回				
	※Web方式				
	②外部からの講演依頼				
	平成30年度 11回				
	令和元年度 12回				
	令和2年度 1回				
	令和3年度 5回				
	[7][10][7]				
	③新聞等での引用等				
	平成30年度 1,387件				
	令和元年度 1,085件				
	令和2年度 1,491件				
	令和3年度 1,366件				
	④面談等による個別説明				
	の要請等				
	平成30年度 30件				
	令和元年度 23件				
	令和2年度 3件				
	令和3年度 7件				
(2) 需給等関連情報 (2) 需給等関連情報 (2) 需給等関連情報					
の提供 の迅速な提供 の迅速な提供					
需給等関連情報の提 需給関連統計情報に ◇ア 情報の期間内の	<主要な業務実績>	評定		評定	
供は、情報の種類に応しついては情報収集からし公表	毎年度、需給関連統	各事業年度の評価結果		F17C	
じ可能な限り速やかに 8業務日まで、需給動 分母を年度計画に掲		30年度 元年度 2年度 3年	唐 4年度		
行うこととし、需給関 向情報については情報 げる情報についての提					
連統計情報については 収集の翌月までに公表 供件数とし、分子を期		b b b b			
情報収集から8業務日する。 間内に公表した提供件					
	翌月までに全て公表し				
ついては情報収集の翌 s:達成度合は 100%					
月までに公表する。 であり、かつ、その達					

(## 0 Hn 4-Hn H In: Hn HD		(2-1/A BD)+(4-2 [4-4-p])		
(第3期中期目標期間	成のための特に優れた			
実績:需給関連統計情	取組内容が認められる	平成30年度 682件		
報は10業務日、需給動	a:達成度合は 100%			
う情報は翌月)	であり、かつ、その達			
	成のための優れた取組	令和3年度 658件		
	内容が認められる			
	b:達成度合は、100%	(需給動向情報)		
	であった	平成30年度 516件		
	c:達成度合は、80%	令和元年度 472件		
	以上 100%未満であっ	令和2年度 527件		
	te	令和3年度 579件		
	d:達成度合は、80%			
	未満であった			
	利用者等 ◇イ 情報利用者等か		評定 — —	評定
	関連情報らの需給等関連情報の		各事業年度の評価結果	
	は迅速に 問合せ等があった場合		30年度 元年度 2年度 3年度 4年	要
対応する。	の迅速な対応	の問合せについて、情	b b b	
		報を保有していたもの		
		は、全て翌業務日以内		
		に対応した。		
	a:取組は十分であり、			
		かったものについて		
		は、2~14日後までに		
	b:取組は十分であっ	対応した。		
	た			
	c:取組はやや不十分			
	であり、改善を要する	平成30年度 211件		
	d:取組は不十分であ	令和元年度 246件		
	り、抜本的な改善を要	令和2年度 189件		
	する	令和3年度 204件		
(3)情報提供の効果 (3)情報提	供の効果 (3)情報提供の効果			
測定 測定等	測定等			
情報提供の質の向上 情報提供の	質の向上 ◇ア アンケート調査	<主要な業務実績>	評定	評定
を図るため、アンケーを図るため、	アンケーの実施	毎年度、提供した情	各事業年度の評価結果	
ト調査等の実施によート調査等の	実施によ s:取組は十分であり、	報やその提供方法につ	30年度 元年度 2年度 3年度 4年	度
り、提供した情報につり、提供した	情報につかつ、目標を上回る顕	いて、その効果を測定	b b a b	
いての効果測定を行う いて効果測定	ぎを行うこ 著な成果があった	するため、「畜産の情		
こととし、各事業年度 ととし、各事	「業年度に a:取組は十分であり、	報」「野菜情報」「砂糖		
における情報利用者の おける情報利	用者の満 かつ、目標を上回る成	類・でん粉情報」につ		
満足度を指標化した5 足度を指標化	こした5段 果があった	いて、全ての読者を対		
段階評価で 4.0 以上の 階評価で 4.0	以上の評 b:取組は十分であっ	象にアンケート調査を		

(本の事事項目の期間			Τ,	Little S. S.	Т			Т	
であり、改善を含む 1 ローラウインスが発生 1 ローラウインスが発生 1 ローラウィンスが発生 2 日 ウィンスが発生 2 日 ウィンスがある 2 日 ウィンスがある 2 日 ウィンスが 2 日 ウィンスが発生 2 日 ウィンスが 2 日 ウ	評価を得る。	価を得る。	た	実施した。					
### 1 は 1 は 1 は 1 は 1 は 1 は 1 は 1 は 1 は									
する	実績:4.1)								
の活用や多形形のが構成 開催を行うから野産力 接を工夫して取り組 次、情報と含がいする ことなく類中して、ア ンか・「需要者は別に 実施した。 (産种物) 一									
開始を行うなご確定方 決を工夫して近り組 み、信約時を体制する ことなる合作して、ア シケート間を通りに 実施した。 多の42年度 4月76年 全和の事業 4月76年 全和の事業 4月76年 全和の事業 4月76年 会の42年度 4月76年 会の42年度を設別記つ の電足を全権財活が、 ものとし、分子の音級。 数次、アンケート部で変を 数次、アンケート部で変を 数次、アンケート部で変を を対象を構成があっての を情報を関いていての を情報を関いていての のアンケー・強力を研究の のアンケー・強力を対象の を情報を関いていての のアンケートのかり、既をが成 現上であり、既をが成 現上であり、既をが成 現上であり、既をが成 現上があった も : 造成度合は、120% 以上でありた。 以上でありた。 以上でありた。 は、120% 以上でありた。 は、120% 以上でありた。 は、120% 以上でありた。 は、120% 以上でありた。 は、120% 以上でありた。 は、120% 以上でものか。 なかまでも含べるももの を上回った。 も : 造成度合は、120% 以上でありた。 は、120% 以上でありた。 は、120% 以上でありた。 は、120% 以上でありた。 は、120% 以上でありた。 は、120% 以上でありた。 は、120% 以上でありた。 は、120% 以上でありた。 は、120% 以上でありた。 は、120% 以上でありた。 は、120% は、120% 以上でありた。 は、120% 以上でありた。 は、120% 以上でありた。 は、120% 以上できるももの を上回った。 は、120% 以上になった。 は、120% 以上になった。 は、120% 以上になった。 は、120% は、120% は、120% 以上になった。 は、120%									
			する						
ス・「									
ことなく発行して、アンケート調査を確切に 実施した。 (都香料数				法を工夫して取り組					
関節した。									
(家舎中央)									
マ成の中度 4,401作 合和の中度 4,105件 合和の中度 4,056件 合和の中度 5段階部の一の 4,05 と、ためかの全での アンケート調査を供いて、マの アンケート調査を供い、のの全での アンケート調査を供い、のの全での アンケート調査を供い、のの会に 5段階を研しているり、販索を成果がある a: 造成度合は、120% 以上であった b: 達成度合は、100% 以上 120% 未満であった c: 造成度合は、80% 以上 100%未満であった c: 造成度合は、80% 以上 100%未満であった d: 達成度合は、80% 以上 100%未満であった d: 達成度 40% 以上 100% 未満であった d: 達成度 40% 以上 100% 未満であった d: 達成度 40% 以上 100% は上				実施した。					
参応元年度 4.286件 令を2年度 4.286件 令を2年度 4.186件 令を2年度 4.186件 令を3年度 4.286件 令を3年度 4.286件 令を3年度 4.286件 令を3年度 4.286件 令を3年度 4.286件 令を3年度 6.286件 令を3年度 6.286件 6.2				(配布件数)					
会和2年度 4.174年 全部の 全型な業務実績 本年度、情報利用者の満足を開催の 4.0 とし、分子を畜産、助気、砂糖、でん粉の 各情報程についての アンケート調査を実施し、畜産、助党、砂糖・でん粉の全ての アンケート調査を課し、方を機能の平均値とする。。。: 達成度合は、120% 以上であった。 120% 以上であった。 120% 以上であった。 120% 以上であった。 120% 以上であった。 120% 以上にあった。 120% 大清であった。				平成30年度 4,401件					
◆				令和元年度 4,295件					
◆				令和2年度 4,174件					
足度 毎年度、情報利用者の母を5段階評価の 4.0 とし、分子を畜産、野菜、砂糖、でん粉の各情報提供についてのアンケート調査結果の 5段階評価の平均値とする。 実施し、畜産、野菜、砂糖・でん粉の全てのアンケート調査結果の 5段階評価の平均値とする。 ま : 適成度合は、120%以上であり、顕著な成果がある。 a : 適成度合は、120%以上であった b : き成度合は、100%以上 120%本満であった。 c : 造成度合は、80%以上 100%本満であった d : 適成度合は、80%				令和3年度 4,055件					
足度 毎年度、情報利用者 各事業年度の評価結果 分母を5段階評価の 6 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 あたいたりの 次少人ト調査を実施し、畜産、野菜、砂糖・でル粉の全てのアンケート調査結果の 5段階評価の平均値とするた。 水砂・アンケート調査を実施し、畜産、野菜、砂糖・でル粉の全ての分野において、5段階評価で目標である 4.0 を上回った。 まご達成度合は、120%以上であり、顕著な成果がある a:達成度合は、120%以上であった。 b:達成度合は、100%以上 120%未満であった。 c:達成度合は、80%以上 100%未満であった。 d:達成度合は、80%以上 100%未満であった。 d:達成度合は、80% なりの場本であった。 なり、20%に対している。			◇イ 情報利用者の滞	 <主要か業務実績>			_		
の神を5段階評価の 4.0 とし、分子を寄産、 野菜、砂糖、でル粉の 各情報提供についての アンケート調査結果の 5段階評価の平均値と する。 s: 造成度合は、120% 以上であり、類著な成 果がある a: 造成度合は、120% 以上であった b: 違波度合は、80% 以上 120%未満であった c: 達成度合は、80% 以上 100%未満であった d: 達成度合は、80% 以上 100%未満であった d: 達成度合は、80%								HIVE	
## 1.0 とし、分子を畜産、 野菜 砂味、でん粉の 各情報提供についての アンケート調査結果の 5段階評価の平均値と する。 多:達成度合は、120% 以上であり、類著な成果がある 120% 以上でありた。 お:達成度合は、120% 以上であった。 120% 以上であった。 120% 以上であった。 120% 以上であった。 120% 以上であった。 120% 以上 100% 大満であった。 120%							3年度 4年度		
野菜、砂糖、でん粉の 各情報提供についての アンケート調査結果の 5段階評価の平均値と する。 s:達成度合は、120% 以上であり、顕著な成 果がある a: 達成度合は、120% 以上であった b: 達成度合は、100% 以上 120%未満であった c: 達成度合は、80% 以上 100%未満であった d:達成度合は、80%									
各情報提供についてのアンケート調査結果の5段階評価の平均値とする。 砂糖・でん粉の全ての分野において、5段階評価の平均値とする。 ま:達成度合は、120%以上であり、顕著な成果がある。 金上回った。 以上であった b:達成度合は、100%以上 120%以上 120%以上 120%未満であった。 は:達成度合は、80%以上 100%以上 100%不満であった。 c は:達成度合は、80%以上 100%に満であった。 c						~ ~ ~	~		
テンケート調査結果の 5段階評価の平均値と する。 s:達成度合は、120% 以上であり、顕著な成 果がある a:達成度合は、120% 以上であった b:達成度合は、100% 以上 120%未満であった c:達成度合は、80% 以上 100%未満であった d:達成度合は、80%									
5段階評価の平均値と する。 評価で目標である 4.0 を上回った。 s:達成度合は、120% 以上であり、顕著な成果がある。 果がある。 以上であった b:達成度合は、100% 以上 120%未満であった。 c:達成度合は、80% 以上 100%未満であった。 は:達成度合は、80% は:達成度合は、80% 以上 100%未満であった。									
する。 を上回った。 s:達成度合は、120% 以上であり、顕著な成果がある a:達成度合は、120% 以上であった b:達成度合は、100% 以上 120%未満であった c:達成度合は、80% 以上 100%未満であった d:達成度合は、80% なの後合は、80%									
s:達成度合は、120% 以上であり、顕著な成 果がある a:達成度合は、120% 以上であった b:達成度合は、100% 以上 120%未満であった c:達成度合は、80% 以上 100%未満であった d:達成度合は、80%									
以上であり、顕著な成 果がある a:達成度合は、120% 以上であった b:達成度合は、100% 以上 120%未満であった c:達成度合は、80% 以上 100%未満であった d:達成度合は、80%									
果がある a:達成度合は、120% 以上であった b:達成度合は、100% 以上 120%未満であった c:達成度合は、80% 以上 100%未満であった d:達成度合は、80%									
a:達成度合は、120% 以上であった b:達成度合は、100% 以上 120%未満であっ た c:達成度合は、80% 以上 100%未満であっ た d:達成度合は、80%									
以上であった b:達成度合は、100% 以上 120%未満であっ た c:達成度合は、80% 以上 100%未満であっ た d:達成度合は、80%									
以上 120%未満であった									
以上 120%未満であった			b:達成度合は、100%						
た c:達成度合は、80% 以上 100%未満であっ た d:達成度合は、80%									
c:達成度合は、80% 以上 100%未満であった d:達成度合は、80%									
以上 100%未満であっ た d:達成度合は、80%									
た d:達成度合は、80%									
d:達成度合は、80%									

ナム マンム 1 ==	ナム マンム 1 ===	○ A 上	/ ナ亜 イン 光辺(立/主/	到中				款	
		◇ウ 情報提供内容等		評定	/元公十田	_		評定	
	査結果等を踏まえ、情		毎年度、アンケート	各事業年度の評			4 - - -		
		s:取組は十分であり、		30年度 元年度			4年度		
必要な改善及び業務の	·	かつ、目標を上回る顕		b b	b	b			
注 化を行う。	合理化を行う。		え、調査テーマの重点						
		a:取組は十分であり、							
での情報提供の充実	.,	かつ、目標を上回る成							
に取り組む。	等に取り組む。	果があった	もに、重点テーマに基						
			づく調査の結果を特別						
		た	編集として情報誌に反						
		c:取組はやや不十分	*						
			特に、平成30年度か						
			ら、情報誌のホームペ						
			ージの記事全てについ						
		する	てスマートフォン対応						
			とし、令和元年度には、						
			全ての情報誌における						
			需給動向等の記事につ						
			いて、カラーユニバー						
			サルデザインを導入し						
			た。						
			また、令和2年度以						
			降、新型コロナウイル						
			スの感染拡大に関連し						
			た情報について、各国						
			政府の対応など、需給						
			に影響を与えるタイム						
			リーな情報をホームペ						
			ージに掲載するととも						
			に、情報誌に整理再掲						
			載して、後日容易に参						

4. その他参考情報

(予算と決算の乖離理由)

平成30年度:決算額が予算額の85%程度となっているが、農畜産物の需給・価格動向を踏まえて、調査の内容及び回数を見直したことが要因である。本セグメントの目標は確実に達成しており、評価に影響しない令和元年度:決算額が予算額の80%程度となっているが、海外における自然災害や新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、海外現地調査の一部を中止したこと等が要因である。

令和2年度:決算額が予算額の80%程度となっているが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、海外現地調査を中止したこと等が要因である。

令和3年度:決算額が予算額の76%程度となっているが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、海外現地調査を中止したこと等が要因である。

照可能な資料としての

ニーズに応えた。

1. 当事	1. 当事務及び事業に関する基本情報									
1 - 6		6 TPP等政策大綱への対応								
業務に関	り連する政策・施策	需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革	当該事業実施に係る根拠(個別	独立行政法人農畜産業振興機構法第10条、畜産経営の安定に関する法律、						
		国産農畜産物の競争力の強化	法条文など)	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律						
当該項目	目の重要度、難易度	_	関連する政策評価・行政事業レ	行政事業レビューシート事業番号:0164						
			ビュー							

2	・主要な経年デー	ータ												
	①主要なアウト	トプット(アウ	トカム)情報						②主要なインプット情報	報(財務情報及	び人員に関する	5情報)		
	指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終 年度値等)	30 年度	令和元年 度	2年度	3年度	4年度		30 年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
									予算額 (千円)					
									決算額 (千円)					
									経常費用 (千円)					
									経常利益 (千円)					
									当期総利益 (千円)					
									 行政コスト (千円)	_				
									行政サービス実施コスト (千円)		-	_	_	_
									従事人員数					

注)前述の畜産(肉畜・食肉等)関係業務、特産(砂糖・でん粉)関係業務の一環として実施しているため、主要なインプット情報は記載していない。

	中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実	績・自己評価		主務大臣	こよる評価	
				業務実績	自己評価	(見込	評価)	(期間	実績評価)
6	TPP等政策大綱	6 TPP等政策大綱	○6 TPP等政策大	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	A	評定	
~0	の対応	への対応	綱への対応	平成30年度、TPP	評定A	<評定に至った理由>			
7	ГPP等政策大綱で	TPP等政策大綱で	TPP等への適切な	11 協定や日欧EPA	満点:2点(項目1×	小項目の評定はaでは	あり、これらの合計数値		
は、	TPP又は目EU	は、TPP又は目EU	対応	の発効に伴い、牛・豚	2点)	の割合が基準となる数値	直の 120%以上であるこ		
経済	斉連携協定の発効に	経済連携協定の発効に	s:取組は十分であり、	マルキン事業の法制化		とから、評定はAとした	Zo		
合社	わせて経営安定対策	合わせて経営安定対策	かつ、目標を上回る顕	や砂糖の価格調整制度	A評価の項目数:1×				
のす	充実等の措置を講ず	の充実等の措置を講ず	著な成果があった	の対象への輸入加糖調	3点=3点	小項目の総数:1			
るこ	こととしているた	ることとしているた	a:取組は十分であり、	製品の新規追加に対応	合計: 3点	評定 s の小項目数	: 0×4点= 0点		
め、	国との緊密な連携	め、国との緊密な連携	かつ、目標を上回る成	すべく、新制度に係る		評定 a の小項目数	: 1×3点= 3点		
([国からの通知を含	(国からの通知を含	果があった	業務が協定発効日から	3点/2点=150%	評価bの小項目数	: 0×2点= 0点		
む)	の下、経営安定対	む)の下、経営安定対	b:取組は十分であっ	円滑に実施できるよう		評価cの小項目数	: 0×1点= 0点		
策の	の充実等の措置が協	策の充実等の措置が協	た	農林水産省と緊密な連	TPP等政策大綱へ	評価dの小項目数	: 0×0点= 0点		
定药	発効の日から円滑に	定発効の日から円滑に	c:取組はやや不十分	携を図り、業務方法書	の対応については、中	合計 3点(3/2=1	50%)		
実施	拖できるよう準備を	実施できるよう準備を	であり、改善を要する	や内部規程の整備、関	項目の中期達成割合が				
行	うとともに、協定発	行うとともに、協定発	d:取組は不十分であ	係団体や輸入業者等へ	150%であり、所期の目	<評定に至った理由>			
郊後	後は、当該業務を適	効後は、当該業務を適	り、抜本的な改善を要	の周知のための全国説	標を上回る成果がある	・TPP11 協定の発効:	等に伴う牛・豚マルキン		

177)	100) - 100 (100)	1 7		1 1 2 1 2	
切に実施する。	切に実施する。	する	明会の開催等を限られ		事業の法制化や砂糖の価格調整制度の対象への
			た期間内に実施するな	農林水産省と緊密に	加糖調製品の新規追加に対応すべく、協定発効
			ど、的確に準備を進め	連携しつつ、的確に進	の日から新制度に基づく業務が円滑に行えるよ
			るとともに、協定発効	行管理を行うことで、	う執行体制の整備や制度の事前説明会等を入念
			後において当該業務を	TPP11 協定発効日	に行い、協定発効後においても当該業務を円滑
			適切に実施した。	までに新制度に係る業	に実施している。特に、加糖調製品を含む輸入
				務の機構内における実	糖等からの調整金徴収業務については、申請件
				施体制を整備し、新制	数が大幅に増加することが予想されたことか
				度の円滑な運用が図ら	ら、手続を Web 化し、業務の合理化・効率化を
				れるよう関係団体や輸	図るとともに、申請者の利便性を高めたことは
				入者等に対する説明会	評価できる。
				等を繰り返し開催し	
				た。特に、新たに調整	各事業年度の評価結果
				金徴収業務の対象とな	30 年度 元年度 2 年度 3 年度 4 年度
				った加糖調製品の輸入	A
				者がこれまでの制度対	
				象者と異なることに加	
				え、年間輸入申告件数	
				(約15,000件) は、従	
				来の輸入糖の売買件数	
				(約2,300件) に比べ	
				相当多いことから、業	
				務量の増大を余儀なく	
				されたが、手続の Web	
				化により最大限の合理	
				化・効率化を図り、申	
				請者の利便性の向上も	
				実現して、適切に実施	
				することができた。	
				<課題と対応>	
				特になし	

特になし

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 当事務及び事業に関す	る基本情報	
$2-1\sim 2-8$	2-1 業務運営の効率化による経費の削減	2-5 機能的で効率的な組織体制の整備
	2-2 役職員の給与水準	2-6 補助事業の効率化等
	2-3 調達等合理化	(1) 透明性の確保
	(1)「調達等合理化計画」に基づく取組	(2) 効率的な事業の実施
	(2) 競争性、透明性の確保	2-7 ICTの活用による業務の効率化
	(3) 監事への報告及び契約監視委員会による点検・反映状況	2-8 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制
	2-4 業務執行の改善	
	(1)業務全体の点検・評価	
	(2) 補助事業の審査・評価	
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レ 行政事業レビューシート事業番号:0158、0159、0161、0163、0164、0174、0190
		ビュー

・主要な経年データ										
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値 等)	30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報		
業務経費(附帯事務費 (特殊要因により増減 する経費を除く。))の 対前年度比の平均縮減 率		(平成 29 年度業務経 費 (附帯事務費))	平成 29 年度比で 1.0%の抑制	平成 30 年度比で 1.0%の抑制	令和元年度比で 1.0%の抑制	令和2年度比で 1.0%の抑制				
業務経費(当年度予算 額)	_	2,984 百万円	2,954 百万円	2,924 百万円	※ 3,533 百万円	3, 501 百万円				
対前年度平均縮減率	_	_	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%				
達成度合	_	_	100%	100%	100%	100%				
一般管理費(人件費、	毎年度平均で少な	(平成 29 年度一般管	平成29年度比で	平成30年度比で	令和元年度比で	令和2年度比で				
公租公課、事務所借料 等、情報セキュリティ 関連経費、監査法人関 連経費及び特殊要因に より増減する経費を除 く。)の対前年度比の平 均縮減率	くとも対前年度比 3%の抑制	理費)	3.0%の抑制	3.0%の抑制	3.0%の抑制	3.0%の抑制				
一般管理費(当年度予算額)(百万円)	_	254 百円	246 百千円	239 百万円	237 百万円	231 百万円				
対前年度平均縮減率		_	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%				
達成度合	_	_	100%	100%	100%	100%				
締結した契約件数(真にやむを得ない随意契約及び少額随意契約を除く)	競争性のある契約の実施	308 件	322 件	269 件	220 件	235 件				
競争性のある契約とし		308 件	322 件	269 件	220 件	235 件				

た件数							
達成度合	_	100%	100%	100%	100%	100%	
企画競争・公募等を実	_	89 件	16件	50 件	35 件	31 件	
施した随意契約の件数							
機構掲示板への掲示及	企画競争・公募等	89 件	16 件	50 件	35 件	31 件	
びホームページへの掲	の掲載						
載件数							
達成度合	_	100%	100%	100%	100%	100%	
事業数	_	13 事業	13 事業	15 事業	15 事業	12 事業	
公募を実施した事業数	全ての事業につい て公募の実施	13 事業	13 事業	15 事業	15 事業	12 事業	
達成度合	_	100%	100%	100%	100%	100%	
公表回数		8回	8回	8回	8回	8回	
目標業務日以内に公表	四半期終了月の翌	8回	8回	8回	8回	8回	
した回数	月末						
達成度合		100%	100%	100%	100%	100%	
新規に実施した補助事	_	5事業	3事業	3事業	5事業	4事業	
業数(拡充事業を含							
む。)							
事業説明会を開催した	全ての新規事業等	5事業	3事業	3事業	5事業	1事業	
又は現地確認調査等を	に係る説明会等の						
行った事業数	実施						
達成度合	_	100%	100%	100%	100%	100%	
事業採択を行った件数		90 件	137 件	86 件	126 件	132 件	
評価基準を満たしてい	評価基準を満たし	90 件	137 件	86 件	126 件	132件	
るものを採択した件数	ているものを全て						
	採択						
達成度合	_	100%	100%	100%	100%	100%	
利用状況調査対象件数		45 件	38 件	30 件	25 件	8件	
利用状況を確認した件	対象件数の全てを	45 件	38 件	30 件	25 件	8件	
数	確認						
達成度合	_	100%	100%	100%	100%	100%	
事後評価で効用が費用		2件	0件	1件	2件	0件	
以下となった件数							
現地調査等を通じ改善	全て改善を指導	2件	_	1件	2件	_	
を指導した件数							
達成度合	_	100%	_	100%	100%	_	
要領、実施計画及び交付申請の合計件数	_	1,202件	1,352件	1,285件	1,455件	1,210件	
目標業務日以内で承認	10業務日以内の承	1,202件	1,352件	1,285件	1,454件	1,210件	
通知及び交付決定の通 知を行った件数	認通知及び交付決 定の通知						
達成度合		100%	100%	100%	99.9%	100%	
新規等の補助事業数			3事業	4事業	6事業	2事業	
かかれていた。			∪	4 尹禾	リ 尹禾	△ 尹禾	

評価手法導入事業数	全ての対象事業に	_	3事業	4事業	6事業	2事業		
	評価手法を導入							
達成度合	_	_	100%	100%	100%	100%		

[※] 令和2年度予算額は前年度予算額にTPP発効に伴う業務追加額、消費者物価指数及び消費税影響額を加えたうえで1%の削減を行っている。

3	. 中期目標期間の業務に係	系る目標、計画、業務実績	責、中期目標期間(見込)	に係る自己評価					
	中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実	議・ 自己評価		主務大臣に	こよる評価	
				業務実績	自己評価	(見込	評価)	(期間)	E績評価)
	第4 業務運営の効率	第2 業務運営の効率	◎第2 業務運営の効			評定	В	評定	
	化に関する事項	化に関する目標を達成	率化に関する目標を達			大項目(評価指標の	「◎」を付したもの)は、		
		するためとるべき措置	成するためとるべき措				中項目(評価指標の「○」		
			置			を付したもの)の評定を	を点数化して行う。中項		
						目の評定は、Aが1、I	3が7であり、これらの		
						合計数値の割合が基準	となる数値*の 80%以		
						上120%未満であること	から、評定はBとした。		
						中項目の総数:8			
						評定Sの中項目数:	: 0×4点= 0点		
						評定Aの中項目数:	: 1×3点= 3点		
						評価Bの中項目数:	: 7×2点= 14点		
						評価Cの中項目数:	: 0×1点= 0点		
						評価Dの中項目数:	: 0×0点= 0点		
						合計 17 点 (17/16=1	06%)		
	1 業務運営の効率化	1 業務運営の効率化	○1 業務運営の効率		<評定と根拠>	評定	В	評定	
	による経費の削減	による経費の削減	化による経費の削減		評定B	<評定に至った理由>			
					満点:16点(小項目8	小項目の評定はいずれ	1もbであり、これらの		
					× 2 点)	合計数値の割合が基準と	となる数値*の 80%以上		
						120%未満であることか	ら、評定はBとした。		
					b評価の小項目数:8				
					× 2 点=16 点	小項目の総数:8			
					合計:16点	評定 s の小項目数 :			
						評定aの小項目数:			
					16 点/16 点=100%	評価 b の小項目数:			
						評価cの小項目数:			
					業務運営の効率化に	評価dの小項目数:	.,,,		
						合計 16点(16/16=1	100%)		
					ては、中項目の中期達	₩⋜∕⋎⋎⋣⋰/ग़┴ Ⅲ─ ╁⋜∕⋼╛	男 にっいては たた点		
					成割合が 100%であ	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	費) については、毎年度 ・		
					り、毎年度、計画通り に実施しており、所期	平均で対前年度比1%、 3%の抑制が計画どおり			
					の目標を達成すると見	3 /0v/オメヤルヤリルメテテ「凹でかり	1114746 CV 'Oo		
					ひ日標を達成すると兄 込まれる。				
					とよるでも。				
								l	

				<課題と対応>				
(1) 光效奴典の当	は、(1)光弦な典の判除	△ (1) ※效奴典の別	ノ 十冊 4、光文 中後	特になし	新 中			
(1)業務経費の削業務の見直し及び		◇(1)業務経費の削減	業務経費(附帯事務		評定 -		評定	
	費 率化を進め、業務経費		費(特殊要因により増		30年度 元年度 2年度	3年度 4年度		
(附帯事務費(特殊		費(特殊要因により増			b b b	b		
因により増減する経	費 因により増減する経費	減する経費を除く。))	については、毎年度平					
を除く。)) について	は、 を除く。)) については、		均で対前年度比 1.0%					
毎年度平均で少なく			の抑制を行った。					
	抑 も対前年度比1%の抑							
一間を打りことを目に、削減する。	標 制を行うことを目標 に、削減する。	果がある						
(C) Hillips 9 'So		a:達成度合は、120%						
		以上であった						
		b:達成度合は、100%						
		以上 120%未満であっ						
		た						
		c:達成度合は、80% 以上 100%未満であっ						
		以上 100 % 水画 C めつ た						
		d:達成度合は、80%						
		未満であった						
	火山 (0) 和於四井 の火山				□ π, μ		≒ π,	
(2) 一般管理費 <i>₫</i> 減	(2) 一般管理質の削 減	◇ (2) 一般管理費の 削減	<主要な業務実績> 一般管理費(人件費、		評定 - -		評定	
1/95	1/95		公租公課、事務所借料		30年度 元年度 2年度	3年度 4年度		
業務の見直し及び	効 業務の見直し及び効				b b b	b		
率化を進め、一般管	理 率化を進め、一般管理	等、情報セキュリティ	対策経費、監査法人関					
	果、 費 (人件費、公租公課、		連経費及び特殊要因に					
事務所借料等、情報			より増減する経費を除					
キュリティ対策経費 監本法人関連経費及	、 キュリティ対策経費、 び 監査法人関連経費及び		く。) については、毎年 度平均で対前年度比					
	す 特殊要因により増減す		3.0%の抑制を行った。					
	い る経費を除く。) につい							
ては、毎年度平均で	少しては、毎年度平均で少	以上であり、顕著な成						
	比なくとも対前年度比							
3%の抑制を行うこ								
── を目標に、削減する 	。 を目標に、削減する。	以上であった b:達成度合は、100%						
		以上 120%未満であっ						
		た た						
		c:達成度合は、80%						
		以上 100%未満であっ						
		た			1		1	

	d : 達成度合は、80% 未満であった						
2 役職員の給与水準 2 役職員の給与水準	○ 2 沿職員の終与水	く 士亜か業務実繕	 <評定と根拠>	評定	В	評定	
給与水準について 給与水準について		全要な来物大順/ 給与水準について		FTAC	р	HTAC	
は、国家公務員の給与は、国家公務員の給与					1もbであり、これらの		
水準を十分考慮し、手人が準を十分考慮し、手				合計数値の割合が基準	-		
当てを含め役職員給与当てを含め役職員給与		国家公務員指数が国家		120%未満であることか			
の在り方について、厳 の在り方について、厳				, , , , , , =			
しく検証した上で、目しく検証した上で、目	かつ、目標を上回る成	ように取り組んだ。	2点=8点	小項目の総数:4			
標水準を設定してその標水準を設定してその	果があった	また、手当を含め役	合計: 8点	評定 s の小項目数:	: 0×4点= 0点		
適正化に取り組むとと 適正化に取り組むとと	b:取組は十分であっ	職員給与の在り方につ		評定 a の小項目数:	: 0×3点= 0点		
もに、検証結果や取組もに、検証結果や取組	た	いて検証を行い、管理	8点/8点=100%	評価 b の小項目数:	: 4×2点= 8点		
状況を公表する。 状況を公表する。	c:取組はやや不十分	職の昇給幅の抑制等を		評価cの小項目数:	: 0×1点= 0点		
	であり、改善を要する	行うとともに、検証結	役職員の給与水準に	評価 d の小項目数:	: 0×0点= 0点		
	d:取組は不十分であ	果等を公表した。	ついては、中項目の中	合計 8点 (8/8=1	00%)		
	り、抜本的な改善を要	なお、令和3年度は、	期達成割合が 100%で				
	する	101.4 となる見込みで	あり、毎年度、計画通	・役職員の給与水準につ	いては、毎年度、年齢・		
		ある。	りに実施していること	地域・学歴を勘案した対	対国家公務員指数が国家		
			から、所期の目標を達				
			成すると見込まれる。	制等の取組を実施してお			
				は、100 は超えているも			
			<課題と対応>	の特別調整手当(管理職			
			特になし	割合が高いことが要因で	であり、このことを考慮		
				すれば妥当である。			
				各事業年度の評価結果			
				30 年度 元年度 2 年月	度 3年度 4年度		
				В В В	В		
	 ○3 調達等合理化		<評定と根拠>	評定	В	評定	
「独立行政法人にお」「独立行政法人にお			評定B	<評定に至った理由>			
ける調達等合理化の取 ける調達等合理化の取			満点:24点(小項目12	小項目の評定はいずれ	1もbであり、これらの		
組の推進について」(平 組の推進について」(平			× 2 点)	合計数値の割合が基準			
成 27 年 5 月 25 日総務 成 27 年 5 月 25 日総務				120%未満であることか	ら、評定はBとした。		
大臣決定)を踏まえ、公 大臣決定)を踏まえ、機			b評価の小項目数:12				
正かつ透明な調達手続構が毎年度策定する			× 2 点=24 点	小項目の総数:12			
による適切で迅速かつ「調達等合理化計画」			合計:24点	評定 s の小項目数:	: 0×4点= 0点		
効果的な調達を実現す に基づく取組を着実に				評定 a の小項目数:	: 0×3点= 0点		
る観点から、機構が毎 実施することにより、			24 点/24 点=100%	評価 b の小項目数:	: 12×2点= 24点		
年度策定する「調達等 契約については、真に				評価cの小項目数:	: 0×1点= 0点		
合理化計画」に基づく やむを得ないものを除			随意契約の見直しに	評価 d の小項目数:	111		
取組を着実に実施する き一般競争入札等 (競			向けた計画的取組につ	合計 24点 (24/24=1	100%)		
ことにより、競争性の 争入札及び企画競争・			いては、中項目の中期				

ない 報告突みにはいる 公	
できたに、競争性のあるとともに、競争性のあると思いた。 後の性のあるとともに、競争性のあるとともに、競争を加者の場所に向け、	
ともに、競争性のある 契約に占める一名応 対して募みを削削に向け、 競争参加者の増加に向け、競争参加者の増加に向け、競争参加者の増加に向け、放政を必要する。 返していてこととし、 その取組状況を公表する。 (本) (1) 調連等合理と 当画」に基づく類組 分母を機構が縁結した といる。 (本) の (本	
ともに、競争性のある 契約に占める一名応 対して募みを削削に向け、 競争参加者の増加に向け、競争参加者の増加に向け、競争参加者の増加に向け、放政を必要する。 返していてこととし、 その取組状況を公表する。 (本) (1) 調連等合理と 当画」に基づく類組 分母を機構が縁結した といる。 (本) の (本	
契約に占める一者広 札 応要の解剖に向け、 競争かかまつ増加に向けた取組を引き続き、 施していくこととし、 その取組状況を公表す る。 (1) 「調達等合理化 計画」に基づ、取組 分母を機構が維にした契約作数のはでした。 を利ない観音製力と呼び、 のより発動性がの強化の関われている。このほ か、監事への契約状況の報告を通じ、入札・契 参の施正が実験についてのチェックが十分に行 われている。 (主要な業務実績) 機構が毎年度策定する を得ない観音製力を使った。 を利ない観音製力を使いた。 とし、分子を競争性の ある契約件数とする。 ま: 達成度含は100% であり、かつ、その連 成のための場に優れた。 取料内を実験についてのチェックが十分に行 われている。 (主要な業務実績) 機構が毎年度策定する を構みが単度変数でする。 ま: 連成度含は100% であり、かつ、その連 成のための場に優れた。 取料内を対象とした。 (表現を主要し、 を対象のを対象とした。 (表現を主要し、 を対象のを対象とした。 (表現の大変を重要し、 のの表のでは、 ののよののでは、 ので、 ののよのの変化に定数料 内容が認められる。 と: 定求をを考めていて、企画競争 ないためを除いた全契約について、企画競争 ないまの主意のと、 を対していて、企画競争 ないまのであり、かつ、その連 成のための変化に定数料 内容が認められる。 と: 定求を考が、 を対象のを対象とした。 (表現とを主要し、 ないまの、 ないまの、 ないまの、 ないまの、 ないまの、 ないまの、 ないまの、 ないまの、 ないまの、 ないまの、 なのよのの変化に定数料 内容が認められる。 と: 定やを得ない絶差契約を ないまの、 なのための変化に定数料 内容が認められる。 と: 定やを考か、総値差異 かのながの発化とない。 なのかよのの変化に定数料 内容が認められる。 と: 定やを考か、・・ を検情が解析した契約 分全でといいて、企画競争 ないまの、 ないまのと ないまの、 ないまの、 ないまの、 ないまの、 ないまのを ないまの、 ないまの、 ないまの、 ないまのと ないまのを ないまのを ないまのを ないまのを ないまの。 ないまのを ないまのまの。 ないまのを ないまの、 ないまの。 ないまのを ないまの。 ないまのと ないまの。 ないまのを ないまのを ないまのを ないまの。 ないまの。 ないまの。 ないまの。 ないまの。 ないまの。 ないまの。 ないまの。 ないまの。 ないまの。 ないまのまの。 ないまのを をとした。	
 札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた競争を制度が支援を 施していくこととし、その販組状況を分表する。 る。 (1) 「副志等合理化 計画」に基づく取組 分母を機構が締結した契約作数で真にやむな。 を得か、作者を発生した。 人(1) 「副志等合理化 計画」に基づく取組 分母を機構が締結した契約作数でする。 本書数な変換を除く)をなり、など実験に係る がなとし、 をの販組状況を分表する。 (1) 「副志等合理化 計画」に基づく取組 分母を機構が締結した契約作数でする。 本書数な変換を除く)をし、分子を競争性のある要が作数でする。 ま:達成定合は 100%であり、かつ、その速度は、かの表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表	
競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公妻する。 (1) 「調産等合理化計画」に基づく取組 分別を機乗が締結した。	
けた取組を引き続き来 施していくこととし、 その取組状況を公表す る。	
施していくこととし、 その取組状況を公表する。	
その取組状況を公表す る。	
る。	
◇ (1) 「調達等合理化 計画」に基づく取組 分母を機構が締結し を	
#	
#	
た契約件数(真にやむ を得ない随意契約を除く) 少額随意契約を除く) とし、分子を競争性の ある契約件数とする。 s:達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた 取組内容が認められる a:達成度合は 100% であり、かつ、その違成のための優れた取組 内容が認められる b:達成度合は 100% でありための優れた取組 内容が認められる b:達成度合は 100% であった ・	
た契約件数(真にやむ を得ない随意契約を除く) 少額随意契約を除く) とし、分子を競争性の ある契約件数とする。 s:達成度合は 100% であり、かつ、その達 成のための特に優れた 取組内容が認められる a:達成度合は 100% であり、かつ、その声 成のための優れた取組 内容が認められる b:達成度合は 100% であり、かつ、の達 成のための優れた取組 内容が認められる b:達成度合は 100% であった 、	
を得ない随意契約及び 少額随意契約を除く) とし、分子を競争性の ある契約件数とする。 s:達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a:達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b:達成度合は 100% であったが認められる b:達成度合は 100% であった ・ 定が記を得ない随意契約を除く。)の うち、事務室の賃借契約 が、都道府県への委託 契約等、真にやむを得ないを全契約について、企画競争ないものを除いた全契約について、企画競争ない。これにより、真にやむを得ない随意契約を除く。機構が締結した契約全でについて、競争性のある契約とした。	I
世の	•
とし、分子を競争性の ある契約件数とする。 s:達成度合は 100% であり、かつ、その達 成のための特に優れた 取組内容が認められる a:達成度合は 100% であり、かつ、その達 成のための優れた取組 内容が認められる b:達成度合は 100% であった	
ある契約件数とする。 s:達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a:達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b:達成度合は 100% であった あり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b:達成度合は 100% であった	
s:達成度合は 100% であり、かつ、その達 成のための特に優れた 取組内容が認められる a:達成度合は 100% であり、かつ、その達 成のための優れた取組 内容が認められる b:達成度合は 100% であった	
であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a:達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b:達成度合は100%であった ないものを除いた全契約について、企画競争 スは参加確認型公募とした。これにより、真にやむを得ない随意契約及び少額随意契約を除く機構が締結した契約をであった	
成のための特に優れた 取組内容が認められる a:達成度合は 100% であり、かつ、その達 であり、かつ、その達 成のための優れた取組 内容が認められる b:達成度合は 100% 方であった 対象でいて、企画競争 又は参加確認型公募と にやむを得ない随意契 約及び少額随意契約を 除く機構が締結した契 約全てについて、競争 性のある契約とした。	
取組内容が認められる a:達成度合は 100% であり、かつ、その達 であり、かつ、その達 成のための優れた取組 内容が認められる b:達成度合は 100% であった又は参加確認型公募と した。これにより、真 にやむを得ない随意契 約及び少額随意契約を 除く機構が締結した契 約全てについて、競争 性のある契約とした。	
a : 達成度合は 100% であり、かつ、その達 成のための優れた取組 内容が認められる b : 達成度合は 100% であった	
であり、かつ、その達成のための優れた取組成のための優れた取組内容が認められる。 約及び少額随意契約を除く機構が締結した契格・ ウンスを得ない随意契約をない。 100% お全でについて、競争をであった。 であった 性のある契約とした。	
成のための優れた取組 内容が認められる b:達成度合は 100% であった 約及び少額随意契約を 除く機構が締結した契 約全てについて、競争 性のある契約とした。	
内容が認められる 除く機構が締結した契 b:達成度合は 100% 約全てについて、競争 であった 性のある契約とした。	
b:達成度合は 100% 約全てについて、競争 であった 性のある契約とした。	
であった性のある契約とした。	
c : 達成度合は、80% また、一者応札・応	
以上 100%未満であっ 募の解消に向けた取組	
た 状況をホームページで	
d:達成度合は、80% 公表した。	
大満であった	
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
性の確保 競争性・透明性を確 各事業年度の評価結果 20年度 - 2年度 - 24年度 - 2年度 - 21年度 - 21年度 - 21年度 - 21年度 -	
分母を企画競争・公 保するため、毎年度、 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 まない はばい はばい なばれ 4 まなな 4 もななきがい	
一	
約の件数とし、分子を 公募、不落・不調によ	
機構掲示板への掲示及 り実施した随意契約全	
びホームページへの掲 てにおいて、機構掲示	
載件数とする。	

からなる契約監視委員 毎月契約状況を報告す 会による点検を受け るとともに、入札・契	よる点検・反映状況 s:取組は十分であり、 かつ、目標を上回る顕 著な成果があった a:取組は十分であり、 かつ、目標を上回る成	<主要な業務実績> 監事に対して、毎月、 所定の様式により、各 部の契約状況を報告す るとともに、毎年度、 外部有識者等からなる 契約監視委員会に契約		評定 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 b b b	一 : 3年度 4年度 b	評定	
4 業務執行の改善 4 業務執行の改善	○4 業務執行の改善		<評定と根拠> 評定B	評定 <評定に至った理由>	В	評定	
			満点: 44点 (小項目 22 × 2点)	小項目の評定はaが4 らの合計数値の割合が基 以上 120%未満であるこ			
			a 評価の小項目数:4 × 3点=12 点				
			b評価の小項目数:18 ×2点=36点	小項目の総数:24 評定sの小項目数:	0×4点= 0点		
			合計:12+36=48点	評定 a の小項目数: 評価 b の小項目数:			

48 点/44 点=109% 評価 c の小項目数: 0×1点= 0点 評価dの小項目数: 0×0点= 0点 (評価対象外: 2) 業務執行の改善につし いては、中項目の中期 合計 48点 (48/44=109%) 達成割合が 109%であ り、毎年度、計画通り・業務全体の点検・評価については、理事長自 に実施しており、所期 | らが行う四半期ごとのヒアリングにより、業務 の目標を達成すると見しの進捗状況を点検・分析し、抽出された課題等 への対応を的確に指示・確認することで、法人 込まれる。 業務全体の第三者機 の業務運営の基本である年度計画の確実な達成 関による業務の点検・ に努めている。特に、令和2年度の第三者機関 評価の実施についてしてよる業務の点検・評価の実施については、コ は、令和2年度は、コーロナ禍において環境整備、委員との調整を円滑 ロナ禍において環境整 に行い、Web 会議により機構評価委員会を開催 備、委員との調整を円し、的確に業務の点検・評価を実施、令和3年 滑に行い、Web 会議に 度には前年度に開催された委員会において意見 より機構評価委員会を | が出されたホームページの改善について、真摯 開催し、的確に業務の一に反映することで、利用者の利便性の向上、業 点検・評価を行った。 | 務運営の向上が図られている。 また、第三者機関に |・補助事業の審査・評価については、令和2年 よる業務の点検・評価 | 度のコロナ渦において、環境整備、委員との調 結果に基づいた、必要 | 整を円滑に行い、補助事業に関する第三者委員 に応じた業務運営への | 会を Web 会議により開催する等、事業の審査・ 反映については、令和 | 評価に十分取り組んでいる。 元、3年度は、ホーム ページのコンテンツの 拡充をはじめとする委 員会での指摘事項を真 摯に反映することで、 業務運営の実質的な向 上を実現できた。 第三者機関による補 助事業の審査・評価に ついては、令和2年度 は、コロナ禍において 環境整備、委員との調 整を円滑に行い、補助 事業に関する第三者委 員会をWeb会議により 開催し、的確に業務の 点検・評価を行った。 <課題と対応> 特になし

価を行い、その結果を 業務運営に反映させ る。

業務執行の改善を進めしめに業務執行の改善をし るとともに、外部専門 | 進めるとともに、外部 | 三者機関による業務の「る第三者機関による業」 点検・評価及び補助事|務の点検・評価を行い、 業についての審査・評しその結果を業務運営に 反映させる。

機構自らが主体的に (1)機構自らが主体 (1)業務全体の点 検・評価

◇ア 業務全体の点 家・有識者からなる第 | 専門家・有識者からな | 検・分析を通じた業務 | 運営の的確な点検・評

> s:取組は十分であり、 著な成果があった

かつ、目標を上回る成 果があった

d:取組は不十分であ り、抜本的な改善を要 する

<主要な業務実績>

毎年度、年度計画を 具体化するための工程 表(具体化推進シート) を年度初めに策定し、 かつ、目標を上回る顕 | 四半期毎に理事長が主 催するヒアリングにお a:取組は十分であり、いて、工程表の内容と 実績とを比較し、業務 の進捗状況を点検・分 b:取組は十分であっ | 析することにより、目 標の達成状況、阻害要 c:取組はやや不十分 因など、現状を適切に であり、改善を要する「把握した。また、抽出 された問題点、課題等 への対応を的確に指示 し、確認することで、 業務運営の適切な進行 管理を行った。併せて 工程表に業務の進捗状 況について自己評価を 記述する欄を設け、業 務の点検を実施した。

◇イ 第三者機関によ る業務の点検・評価の

s:取組は十分であり、 かつ、目標を上回る顕し、前年度の業務実績 著な成果があった

かつ、目標を上回る成し施した。 果があった

c:取組はやや不十分 環境整備や委員との調 であり、改善を要する | 整を円滑に行い、Web d:取組は不十分であ 会議により同委員会を り、抜本的な改善を要|開催し、業務点検、評 する

<主要な業務実績>

毎年度、外部専門 家・有識者からなる機 構評価委員会を開催 に関する自己評価等に a:取組は十分であり、一ついて点検・評価を実

令和2年度は、新型 b:取組は十分であっ コロナウイルスの感染 拡大防止の観点から、 価に取り組んだ。

評定 —	評定
各事業年度の評価結果	
30年度 元年度 2年度 3年度 4年度	
b b b b	
評定 —	評定
各事業年度の評価結果	
30年度 元年度 2年度 3年度 4年度	
b b a b	

◇ウ 第三者機関によ
る業務の点検・評価結
果に基づいた、必要に
芯じた業務運営への反
央
s:取組は十分であり、
かつ、目標を上回る顕
著な成果があった
a:取組は十分であり、

果があった

b:取組は十分であっ

であり、改善を要する d:取組は不十分であ する

<主要な業務実績>

毎年度、委員会の開 催後、業務運営に反映 すべき委員指摘事項に ついて整理の上、必要 に応じた業務運営への 反映を行った。

具体的には、令和元 年度に、ホームページ かつ、目標を上回る成しにおいて、キッズコー ナーへのコンテンツの 追加、アンケートペー ジの導入準備及び職員 c:取組はやや不十分 採用案内ページの運用 改善並びにフェイスブ ックによる画像情報の り、抜本的な改善を要し積極的な発信などを実 施した。

> また、令和3年度に も、ホームページにお いて、公開情報の更新 や削除漏れに対する適 正化を図ったほか、料 理レシピの写真の解像 度アップや食材別の分 類の見直し、畜産の情 報のバックナンバーの 検索機能の改善等の取 組を実施した。

(2)補助事業につい て、毎事業年度の事業 査・評価 価を行うとともに、外 等の自己評価 事業の審査・評価を行|著な成果があった い、必要に応じ業務の 見直しを行う。

(2)補助事業の審 の達成状況等の自己評│◇ア 事業の達成状況│

部専門家・有識者から | s:取組は十分であり、| 関する業務執行規程に なる第三者機関による | かつ、目標を上回る顕 | 係る評価細則」に基づ

> かつ、目標を上回る成し行った。 果があった

b:取組は十分であっ た

c:取組はやや不十分 であり、改善を要する <主要な業務実績>

毎年度、「補助事業に き、各事業の達成状況 a:取組は十分であり、| 等について自己評価を

評定		_	_		評定	
	三度の評価	15結果				
		2年度	3年度	4年度		
b				11/2		
D	a	_	a			
						T
評定		_	_		評定	
各事業年	三度の評価	15結果				
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		
b			b			
~	~	~	~			

郵完

	d:取組は不十分であ						
	り、抜本的な改善を要						
	する						
	, •						
	◇イ 第三者機関によ	 <主要な業務実績>		評定	_	評定	
	る事業の審査・評価	毎年度、外部専門		各事業年度の評価結果			
		家・有識者からなる補		30年度 元年度 2年月	度 3年度 4年度		
		助事業に関する第三者		b b a	b		
	著な成果があった	委員会を開催し、事業			~		
	a:取組は十分であり、						
	かつ、目標を上回る成						
	果があった	コロナウイルスの感染					
	b: 取組は十分であっ						
	t. 400 100 100 100 100 100 100 100 100 100	環境整備や委員との調					
		整を円滑に行い、Web					
		会議により同委員会を					
	d:取組は不十分であ						
	り、抜本的な改善を要						
	する	FT					
	9 2						
	◇ウ 必要に応じた業	<主要な業務実績>		評定	_	評定	
	務の見直し	毎年度、委員会の開		各事業年度の評価結果			
	s:取組は十分であり、	催後、業務の見直しに		30年度 元年度 2年月	度 3年度 4年度		
	かつ、目標を上回る顕	つなげるべき委員指摘		b b b	_		
	著な成果があった	事項への対応方針につ					
	a:取組は十分であり、	いて整理の上、関係各					
	かつ、目標を上回る成	部において必要に応じ					
	果があった	た業務の見直しを行っ					
	b:取組は十分であっ	た。					
	た						
	c:取組はやや不十分						
	であり、改善を要する						
	d:取組は不十分であ						
	り、抜本的な改善を要						
	する						
			<評定と根拠>	評定	В	評定	
	な組織体制の整備	TPP11 協定の発		<評定に至った理由>			
業務運営を機能的か業務運営を機能的か	必要に応じた機能的	効に伴う業務内容の変	満点:2点(項目1×	小項目の評定はbで	あり、これらの合計数値		
つ効率的に推進する観 つ効率的に推進する観	で効率的な組織体制の	更に対応するため、平	2点)	の割合が基準となる数値	直の 80%以上 120%未満		
点から、諸情勢の変化 点から、諸情勢の変化			B評価の項目数:1×	であることから、評定に	はBとした。		
等を踏まえ、必要に応 等を踏まえ、必要に応							
じ、機能的で効率的なし、機能的で効率的なし				小項目の総数:1			
組織体制の整備を図 組織体制の整備を図	著な成果があった	業務を担当する輸入調		評定sの小項目数	: 0×4点= 0点		

る。	a:取組は十分であり、	整第二課を新設した。	2点/2点=100%	評定aの小項目数:0×3点= 0点		
	かつ、目標を上回る成	このほか、中期目標の		評価bの小項目数:1×2点= 2点		
	果があった	セグメント区分と整合	機能的で効率的な組	評価 c の小項目数: 0×1点= 0点		
	b:取組は十分であっ	させる観点から畜産部	織体制の整備につい	評価dの小項目数: 0×0点= 0点		
	te		て、中項目の中期達成			
		り効率的な業務運営を				
			所期の目標を達成する	・TPP11 協定の発効に伴う業務内容の変更に対		
		部及び特産業務部の課		応するため、輸入加糖調製品からの調整金徴収		
		の体制をそれぞれ見直	こ元とよりの。	業務を担当する課を新設する等、業務運営を機		
	か、扱本的な以音を安しする		/細胞で対伏/	能的に推進する観点からの組織体制の整備が図		
	9 3	し、平成31年3月末に				
		行った組織規程の一部	付になし	られている。		
		改正により実施体制を				
		整備した。		各事業年度の評価結果		
				30年度 元年度 2年度 3年度 4年度		
				В – – –		
6 補助事業の効率化 6 補助事業の効率化 (○6 補助事業の効率		<評定と根拠>	評定 B	評定	
等 等	化等		評定B	<評定に至った理由>		
			満点:84点(小項目42	小項目の評定はbが41、cが1であり、これ		
			× 2 点)	らの合計数値の割合が基準となる数値*の 80%		
				以上 120%未満であることから、評定はBとし		
			b評価の小項目数:41	た。		
			× 2 点=82 点			
			c 評価の小項目数:1	小項目の総数:52		
			×1点=1点	評定 s の小項目数: 0×4点= 0点		
			合計:82+1=83点	評定aの小項目数: 0×3点= 0点		
			H. H. J.	評価bの小項目数: 41×2点= 82点		
			83 点/84 点=98%	評価cの小項目数: 1×1点= 1点		
			00 //(/ 01 //(/ 00 / 0	評価dの小項目数: 0×0点= 0点		
			補助事業の効率化等			
				合計 83 点 (83/84=99%)		
			中期達成割合が 98%	口口 00 次 (00/ 04—99 /0)		
				・補助事業については、事業実施主体の選定に		
				当たり、原則、公募により事業の実施の透明性		
				を確保しつつ、事業の進行管理システムにより		
			見込まれる。	事務処理手続きの迅速化が図られている。また、		
				事業の採択に当たり費用対効果分析等の評価手		
				法を用いるなど、効率的かつ透明性の高い補助		
			·	事業の実施が図られている。		
				・補助事業を適正かつ効果的に実施するための		
				新規事業を中心とした事業説明会等の実施、定		
				められた日数以内での交付決定の実施等につい		
			いるが、令和2年度は、			
			畜産業振興事業におい	令和2年度に畜産業振興事業において、事業実		

				て、交付決定通知が遅 れた案件が発生したた			
				め、達成割合が 99.9%	た日から 10 業務日以内に承認等を行うことと		
				(1,075件/1,076件)	なっていたところ、1件について交付決定通知		
				となった。	が遅れたため、達成度合いが99.9%であったこ		
					とから c 評価となったが、令和3年度には改善		
				<課題と対応>	され、達成度が 100% (b 評価) に戻ったとこ		
				受理から通知の発出			
				までを迅速に実施する	処理の改善が図られていると認められる。		
				ため、畜産業振興事業			
				担当職員に向けた事務			
				手続きに関する研修会			
				において、事業実施主			
				体から提出される各種			
				申請書類の確認を徹底			
				するよう指導した。			
(1) 透明性の確保	(1) 透明性の確保	(1) 透明性の確保					
透明性の高い事業の		◇ア 分母を事業数	<主要な業務実績>		評定 —	評定	
実施を図る観点から、	実施を図る観点から、	(事業の性格・内容に	毎年度、畜産業振興		各事業年度の評価結果		
補助事業についての事	補助事業についての事	照らし、公募による事	事業及び野菜農業振興		30年度 元年度 2年度 3年度 4年度		
業実施主体の選定に当	業実施主体の選定に当	業実施主体の選定にな	事業について、事業の		b b b b		
たっては、原則として	たっては、原則として	じまないものを除く。)	公表後、事業実施主体				
公募によることとする	公募によることとする	とし、分子をこのうち	の選定に当たっては原				
とともに、事業内容等	とともに、以下の取組	公募を実施した事業数	則として公募を行っ				
の事業に関する各種情	を実施する。	とする。	た。				
報を公表することと		s :達成度合は 100%					
し、事業の採択の概要		であり、かつ、その達					
については、四半期終		成のための特に優れた					
了月の翌月末までに公		取組内容が認められる					
表する。		a : 達成度合は 100%					
また、事業の適切か		であり、かつ、その達					
つ円滑な実施の観点か		成のための優れた取組					
ら、事業の進行状況を		内容が認められる					
的確に把握するととも		b : 達成度合は 100%					
に、事業説明会、現地		であった					
確認調査等を実施し、		c : 達成度合は、80%					
事業実施主体に対して		以上 100%未満であっ					
法令遵守を含め指導を		た た					
徹底する。		d:達成度合は、80%					
		未満であった					
i l			1				
		木満であった					

ア 事業の目的、補助 | ◇イ ホームページで | <主要な業務実績> 業実施地域等の採択し する。

徹底する。

率、予算額、事業実施の事業概要及び採択し 期間等の事業概要、事 た事業の概要の公表 適正、効率的な実施を 分母を公表回数と た事業の概要を、四半し、分子を四半期終了事業及び野菜農業振興 期終了月の翌月末まで「月の翌月末までにホー にホームページで公表 | ムページに公表した回 | 及び採択した事業の概 数とする。

図るため、畜産業振興 事業における事業概要 要について、四半期終 s:達成度合は 100% | 了月の翌月末までにホ

毎年度、補助事業の

であり、かつ、その達 | ームページにおいて全 成のための特に優れたして公表した。 取組内容が認められる a : 達成度合は 100% であり、かつ、その達 成のための優れた取組 内容が認められる b:達成度合は 100%

であった

c : 達成度合は、80% 以上 100%未満であっ た

d:達成度合は、80% 未満であった

確認調査等を実施し、 事業実施主体に対して

イ 事業説明会、現地 | ◇ウ 事業説明会等の |

分母を新規に実施し を事業説明会を開催し

であり、かつ、その達した。 成のための優れた取組 内容が認められる b:達成度合は 100%

c : 達成度合は、80%

であった

毎年度、補助事業の 適正、効率的な実施を 法令遵守を含め指導を一た補助事業数(拡充事一確保するため、畜産業 業を含む。)とし、分子 | 振興事業及び野菜農業 振興事業における新規 た又は現地確認調査等 事業・拡充事業の全て を行った事業数とすについて、事業実施主 体等に対する事業説明 s:達成度合は 100% | 会を実施するととも であり、かつ、その達しに、継続事業について 成のための特に優れたしも同様の会議を開催し 取組内容が認められる | たほか現地調査につい a:達成度合は 100% ても計画的に実施し

<主要な業務実績>

評定 評定 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b 評定 評定 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b

		22 L 2/ L 2/L 2 L				I	
		以上 100%未満であっ					
		た					
		d:達成度合は、80%					
		未満であった					
(2) 効率的な事業の	(2) 効率的な事業の	(2) 効率的な事業の					
実施	実施	実施					
	効率的かつ効果的な		<主要な業務実績>	評定 -	_	評定	
事業の実施を図る観点				各事業年度の評価結果		,,,,=	<u> </u>
	から、事業の進行状況		正、効率的な実施を確	30年度 元年度 2年度	3年度 4年度		
実施計画及び交付申請				b b b	b		
について、10業務日以					D		
内に承認等を行うとと			り、執行件数や執行額				
もに、施設整備事業に		• • • • • •	等について毎月進捗状				
ついて費用対効果分析		かつ、目標を上回る成					
等の評価手法を踏まえ		果があった	1000 BYE C 11 21C0				
た採択及び費用対効果		b: 取組は十分であっ					
分析を実施した施設整		b. xxmva / 37 (3) った					
備事業についての事後		c:取組はやや不十分					
評価を実施し、事後評		であり、改善を要する					
価により効用が費用以		d:取組は不十分であ					
下となる場合は、すべ		り、抜本的な改善を要					
て改善指導を実施す		する					
5。) 👈					
また、畜産業振興事							
業等について、補助金							
の効率的な交付の観点							
から、国における事業							
の改廃にも資するよ							
う、決算上の不用理由							
の分析を行うととも							
に、事業実施主体にお							
ける基金について毎年							
度見直しを行う。その							
上で、保有資金及び事							
業実施主体に造成して							
いる基金については、							
機構の業務実施に必要							
な経費を確保する。							
(第3期中期目標期間							
実績:要領等の受理か							
ら 10 業務日以内の承							
認等:99%)							

ア 費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。	◇イ 費用対効果分析価基の別果分析価基をおります。 一方がでは、 一方がでは、 一方がでは、 一方がでは、 一方がでは、 一方がでする。 一方がです	<主要な業務実績> 毎年度、評価手法が開発されている施設整備 事業について、費用気 効果分析又はコスト分析の評価基準を満たし ているものを採択し た。
イ 設置する施設等については、必要に応じて現地調査を行う。	◇ウ 設置する施設等についての必要に応じた現地調査の実施 s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a:取組は十分であり、目標を上回る成果があった b:取組は十分であった c:取組はやや不十分であり、改善を要する d:取組はなきを要する する	<主要な業務実績> 毎年度、採択した事業実施計画について、施設の設置工事は計画について、施設ので進行して、でででである。 ことをピアリング確認した結果、工事の進捗が遅れるなどにより、現まれるなどにより、現まれるなどにより、現まれるなどのはなかった。

評定		_	_		評定	
	 				,,_	<u> </u>
	元年度		3年度	4年度		
	b		b	1 2 2		
評定		_			評定	
	 年度の評価	 ET結果			, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	<u> </u>
	元年度		3年度	4年度		
_	_	_	_			

ウ 費用対効果分析を | ◇エ 設置後3年目 | <主要な業務実績> 実施している事業にあ っては、施設設置後3 の新規参入等を支援す 年目(ただし、肉用牛 る事業にあっては5年 業で設置した対象施設 生産の新規参入等を支 目)までのものの利用 全てについて、施設設 援する事業にあっては、状況の調査と必要に応 5年目)までは利用状 じた現地調査の実施 況の調査を行う。

(ただし、肉用牛生産

分母を対象件数と し、分子を確認した件 数とする。

であり、かつ、その達 成のための特に優れた 取組内容が認められる を下回るもの等につい a:達成度合は 100% | て現地調査・指導を行 であり、かつ、その達った。 成のための優れた取組 内容が認められる b:達成度合は 100% であった

c : 達成度合は、80% 以上 100%未満であっ

d:達成度合は、80% 未満であった

また、3年(ただし、 ◇オ 事後評価 肉用牛牛産の新規参入 等を支援する事業にあ っては5年)を経過し た年に、事後評価を行 うこととし、事業を実 施した効用が費用以下 となる場合は、現地調 導する。

分母を効用が費用以 下となった件数とし、 分子を現地調査等を通 じ改善を指導した件数 とする。

であり、かつ、その達 であり、かつ、その達し 内容が認められる

であった 以上 100%未満であっ た。

莎宁

毎年度、費用対効果 分析を実施している事 置後3年目(ただし、 肉用牛牛産の新規参入 等を支援する事業にあ っては5年目)までの ものについて利用状況 s:達成度合は 100% を確認するとともに、 令和3年度を除き、施 設の利用状況等が計画

<主要な業務実績>

目標年を3年(肉用 牛生産の新規参入等を 支援する事業にあって は5年)としている施 設について、毎年度、 s:達成度合は 100% 事後評価報告書を徴取 し、効用が費用を上回 査等を通じ、改善を指 | 成のための特に優れた | ったか否かの審査・確 取組内容が認められる | 認を行った結果、投資 a:達成度合は 100% | 効率が1以下となった 3件(肉用牛生産の新 成のための優れた取組 規参入等を支援する事 業3件) については、 b:達成度合は 100% 事業実施主体から提出 のあった改善策に基づ c:達成度合は、80% | き現地指導等を実施し

評定 一	評定
各事業年度の評価結果	
30年度 元年度 2年度 3年度 4年度	
b b b	
評定 一	評定
各事業年度の評価結果	
30年度 元年度 2年度 3年度 4年度	
- b b -	
	I

莎宁

た					
d:達成度合は、80%	※肉用牛牛産の新規参入				
未満であった	等を支援する事業は、平				
	成 27 年度から国へ移				
	管。				
**************************************		≒ π, ⊢		≒ 77,	
エ 事業実施主体から ◇カ 事務処理手続の		μ		評定	
の要領及び事業実施計 迅速化	毎年度、進行管理シ	各事業年度の評価結果			
画の承認並びに補助金 分母を受理した要		30年度 元年度 2年度			
の交付決定について 領、実施計画及び交付		b b c	b		
は、申請を受理した日 申請の合計件数とし、					
から 10 業務日以内に 分子をこのうち 10 業	を受理してから承認通				
承認等を行う。 務日以内で行った要	知を行うまでの期間並				
領、実施計画の承認通	びに補助金の交付申請				
知及び交付決定の通知	を受理してから交付決				
の合計件数とする。	定の通知を行うまでの				
s : 達成度合は 100%	期間は、令和2年度の				
であり、かつ、その達	畜産業振興事業1件を				
成のための特に優れた	除く全ての事業が、10				
取組内容が認められる					
a : 達成度合は 100%					
であり、かつ、その達					
成のための優れた取組					
内容が認められる					
b:達成度合は 100%					
であった					
c:達成度合は、80%					
以上 100%未満であっ					
以上 100 /0 大個 (a) う た					
d:達成度合は、80%					
未満であった					
	,)) NIV				
		FI AL		評定	
については、事業効果 業への適切な評価手法		各事業年度の評価結果			
	用する次の 15 事業に	30年度 元年度 2年度	3年度 4年度		
法を導入するととも 分母を新規等の補助		b b b	b		
に、事業実施状況等を 事業数とし、分子を評					
踏まえ、必要に応じ、 価手法導入事業数とす					
評価手法の改善を行しる。	しを行った。				
う。 s:達成度合は 100%					
であり、かつ、その達	【新たなコスト分析基				
成のための特に優れた	準の設定又は見直しを				
取組内容が認められる	行った事業】				
a : 達成度合は 100%	(平成30年度)				

であり、かつ、その達 ①酪農労働省力化推進 成のための優れた取組 施設等緊急整備対策	
1/A/1 1 C 1/2 1 A/4 A 1 C 2 A/4 A 1	
内容が認められる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
b : 達成度合は 100% ②国産乳製品等競争力	
であった 強化対策事業	
c:達成度合は、80% ③肉畜出荷円滑化緊急	
以上 100%未満であっ 対策事業	
d:達成度合は、80% (令和元年度)	
未満であった ④酪農経営支援総合対	
策事業のうち地域の	
生産体制強化事業	
⑤堆肥舎等長寿命化推	
進事業のうち地域の	
実情に応じた堆肥舎	
等の長寿命化のため	
の補修の実証の取組	
⑥酪農労働省力化推進	
施設等緊急整備対策	
事業のうち後継牛預	
了酪農労働省力化推進 1	
施設等緊急整備対策	
事業のうち労働負担	
(令和2年度)	
Table 1	
進緊急対策事業のう	
新たな供給拠点の整	
進緊急対策事業のう	
ち接種区域外へ移動	
させることが出来な	
a land	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
補完事業のうち地域	
における肉用牛生産	
基盤強化等対策事業	
策事業のうち中小酪	

		農経営等生産基盤維					
		持・強化対策事業					
		②堆肥舎等長寿命化推					
		進事業					
		③畜産経営災害総合対					
		策緊急支援事業					
							
		(公和 9 左座)					
		(令和3年度)					
		(A) 新華経営災害総合対					
		策緊急支援事業のう					
		ち家きん経営災害緊					
		急支援対策事業					
		15種豚等流通円滑化推					
		進緊急対策事業のう					
		ち種豚及び精液等の					
		新たな供給拠点の整					
		備					
				評定	_	評定	
	に応じた改善等	毎年度、事業実施状		各事業年度の評価結果			
	s:取組は十分であり、			30年度 元年度 2年度	3年度 4年度		
		評価手法の改善等の必			_		
	著な成果があった	要がなかった。					
	a:取組は十分であり、						
	かつ、目標を上回る成						
	果があった						
	b:取組は十分であっ						
	た						
	c:取組はやや不十分						
	であり、改善を要する						
	d:取組は不十分であ						
	り、抜本的な改善を要						
	する						
力 畜産業振興事業等	◇ケ 決算上の不用理	<主要な業務実績>		評定	_	評定	
について、決算上の不	由の分析	毎年度、畜産業振興		各事業年度の評価結果			
用理由の分析を行う。	s:取組は十分であり、	事業等のうち不用額が		30年度 元年度 2年度	3年度 4年度		
また、同事業により	かつ、目標を上回る顕	大きい事業について、		b b b	b		
造成された基金につい	著な成果があった	その理由を分析し、翌					
て、補助金等の交付に	a:取組は十分であり、	年度に開催した補助事					
	かつ、目標を上回る成						
関する基準(平成 18		会において、その結果					
	b:取組は十分であっ						
以下「基金基準」とい							
	I · · ·		I			1	

ける事業の改廃に資すd	であり、改善を要する d:取組は不十分であ り、抜本的な改善を要		
保有資金及び事業実施 主体に造成している基 金については、機構の 業務実施に必要な経費 を確保する。			
まか 著aカ 果b たcc てd	s:取組は十分であり、 毎年度、基金基準等 に準じて定めた基金管 理基準に基づき、23 基 金の見直しを行った。 かつ、目標を上回る成 果があった の:取組は十分であっ であった の:取組は十分であっ の:取組は十分であっ	下定	評定
	い、食肉加工施設等整備リース事業貸付機械		

	1		T		
		取得資金造成事業、畜			
		産経営維持緊急支援資			
		金融通事業及び加工原			
		料乳生產者経営安定対			
		策事業の基金の一部を			
		返還。			
7 ICTの活用によ 7 ICTの活	用によ 〇 7 I C T の活用に	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 A	評定
る業務の効率化る業務の効率化	よる業務の効率化	TPP等政策大綱に	評定A	<評定に至った理由>	
TPP等政策大綱に TPP等政策	大綱に s:取組は十分であり、	基づく制度改正等を踏	満点:8点(項目4×	小項目の評定はsが1、aが2、bが1であ	
基づく制度改正等を踏基づく制度改正等	等を踏りかつ、目標を上回る顕	まえ、毎年度、ICT	2点)	り、これらの合計数値の割合が基準となる数値	
まえて、ICTの活用 まえて、ICTC	の活用 著な成果があった	の活用等を検討し、業		の 120%以上であることから、評定はAとした。	
等を検討し、業務運営等を検討し、業	務運営 a:取組は十分であり、	務運営の効率化を推進	S評価の項目数:1×		
の効率化を推進する。の効率化を推進する。			4点=4点	小項目の総数:4	
	果があった	平成30年度は、TP	A評価の項目数:2×	評定 s の小項目数: 1×4点= 4点	
	b:取組は十分であっ	P11 協定等の発効に	3点=6点	評定aの小項目数:2×3点= 6点	
	た		B評価の項目数:1×	評価bの小項目数:1×2点= 2点	
	c:取組はやや不十分	調整金徴収業務開始の	2点=2点	評価 c の小項目数:0×1点= 0点	
	であり、改善を要する	ため、既存の輸入指定	合計: 4+6+2=12	評価dの小項目数:0×0点= 0点	
	d:取組は不十分であ	糖等の調整金徴収業務	点	合計 12点 (12/8=150%)	
	り、抜本的な改善を要	に Web 申請売買システ			
	する	ムを導入することによ	12点/8点=150%	・平成30年度は、TPP11協定等の発効に伴う、	
		り、業務の合理化・効		輸入指定糖等の調整金徴収業務をオンライン化	
		率化を図るとともに、	ICTの活用による	し、業務の合理化・効率化を図るとともに、申	
		申請者の利便性の向上	業務の効率化について	請者の利便性を高めたこと、令和2年度は新型	
		を図った。また、牛・	は、中項目の中期達成	コロナウイルス対策として、テレワークの推進	
		豚マルキンについて	割合が 150%となり、	を図るため、理事長を委員長としたテレワーク	
		は、TPP11 協定等発	所期の目標を上回る成	実施方針検討委員会を新たに設置、同委員会に	
				おいて決定された基本的な推進方針に基づき、	
		まえた現行システムの	る。	各システムのリモート化及び USB 型シンクライ	
		改修を行った。	平成30年度は、TP	アント機器や Web 会議サービス等のインフ	
		このほか、勤務状況	P11 協定等の発効に	ラ整備を順次計画的に実施することにより、自	
				宅において職場と同様の環境で業務を実施する	
				ことや対面による会議やイベント等について	
		のペーパーレス化を図		Web方式で実施することを可能とし、業務の円滑	
		った。	申請件数が大幅に増加	化、効率化を図るとともに、感染リスクの低	
		令和2年度は、新型		減、働き方改革の推進及び非常時における業務	
				継続を実現し、緊急事態宣言下における政府等	
			化し、業務の合理化・		
			効率化を図るととも		
		たに設置した理事長を	に、申請者の利便性を	ラインによる業務申請を活用するため、法人に	
				てオンライン化の方針を策定したことは、目標	
		において決定された基	ルスの感染が拡大する		

本的な推進方針に基づ 中、テレワーク機器等 各事業年度の評価結果 き、各システムのリモ を計画的かつ適切に整 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 ート化及び USB 型シン | 備・導入したことによ | A B S Α クライアント機器やり、自宅において、機 Web 会議サービス等の 構の自席と同様の環境 インフラ整備を順次計して業務を行うことがで 画的に実施し、緊急事 きることになったほ 熊宣言下における政府か、対面による会議や 等の出勤抑制に対して イベント等が Web 方式 も適切に対応した。 により実施可能となっ 令和3年度は、USB たことから、業務の円 型シンクライアント機|滑化、効率化が図られ 器等の長期貸与を開始るとともに、感染リス した。また、砂糖・でクの低減、働き方改革 ん粉関係業務についの推進及び非常時にお て、売買申込に係る審しける業務継続の実現に 査を電子化するため必 繋がったこと、令和3 要なシステム改修を行 年度は、USB 型シンク い、売買申込書の受理 | ライアント機器等の長 から承諾書の発行に至|期貸与等により急遽在 る一連の手続きを完成 | 宅を余儀なくされた場 させるとともに、財務 合でも業務に支障をき 会計システムについしたすことなく運営する て、在宅勤務中でも経しことができ、また、各 理伝票類の作成が可能 業務システム等の Web となるリモート化の構し化を計画的に推進する 築を行った。さらに、 とともに、eMAFF を活 肉用牛肥育経営安定交 用して業務のオンライ 付金制度全国統一電算レン化を進めるなど、ICT システムの Web 化の作 の活用による業務運営 業や指定乳製品売買シーの大幅な効率化に道筋 ステムのクラウド化の一をつけた。 構築をそれぞれ行うと ともに、文書管理及び | <課題と対応> 会計事務の電子決裁化 | 特になし について、令和4年度 中の運用開始に向けた システム構築等の準備 を計画的に実施した。 このほか、機構業務の オンライン化につい て、令和3年9月に「機 構業務のオンライン化 に向けた基本的な推進

			方針」を定め、原則、 農林水産省共通申請サ ービス (eMAFF) を活用 することとし、令和4 年度中の本格運用に向					
			けて、集中的に実装作 業に取り組んだ。					
第5 	9 小粧期空の短期供	○ の が無地令の行用		/記令 扫加	⇒マク	D.	111000	1
第5 財務内容の改善 に関する事項					評定	В	評定	
	砂糖勘定の累積欠損	借入に係るコストの抑制		計足	<評定に至った理由>	れもbであり、これらの		
入れに係るコストの抑し						となる数値の 80%以上		
		よる借入金融機関の決			120%未満であることか			
		定、適切な借入期間の				of marked core		
があることから、「糖価			利率のうち固定利率		小項目の総数:4			
調整制度の安定的な運			· ·			: 0×4点= 0点		
営に向けた取組についる	き負担者からの調整金	かつ、目標を上回る顕	年度とも低く設定する		評定 a の小項目数	: 0×3点= 0点		
て」(平成22年9月農	収入及び生産者等への	著な成果があった	ことができた。	8点/8点=100%	評価bの小項目数	: 4×2点= 8点		
林水産省公表) に基づ 3	交付金支出の適正化等	a:取組は十分であり、	また、年末年始を除		評価cの小項目数	: 0×1点= 0点		
き負担者からの調整金(の収支改善に向けて講	かつ、目標を上回る成	く全ての借入期間を1	砂糖勘定の短期借入	評価dの小項目数	: 0×0点= 0点		
収入及び生産者等への	じられている取組を踏	果があった	週間以内とし利率を最	に係るコストの抑制に	合計 8点(8/8=1	100%)		
交付金支出の適正化等								
の収支改善に向けて講			り、借入利率の削減を			に当たり、毎年度、一般		
じられている取組を踏り						利率のうち固定利率(ス		
まえ、交付金の交付等						さも低く設定できており、		
を適正に実施するとと	·			期の目標を達成すると		全ての借入期間を1週間		
もに、短期借入れを行 日			30年度:0 % 元年度:0 %	見込まれる。		くすることにより、借入		
うに当たっては、短期 「 金融市場の金利動向を	りの放足等、借入コスト の抑制に努める。	y W	元年度:0% 2年度:0.1%	<課題と対応>	利率の削減をしている。			
踏まえた適切な借入期	L ^ /14hihiれーチャンの。		3年度: 0.1531%	特になし	各事業年度の評価結果			
間の設定等、借入コス			0 ⊤/x . 0. 1001/0	1410-40	30年度 元年度 2年	度 3年度 4年度		
トの抑制に努める。					B B B	及 3 年及 4 年及 B		
1 -> 1 leib11 -> 1 oo 00					ם פ	D		

(契約に係る事務手続等)

契約事務については、会計規程、契約事務細則等に契約方式、手続等を規定している。

契約方式は原則として一般競争入札によることとしているが、緊急の必要性、競争に付することが不利と認められる場合等にあっては随意契約ができることとしており、個別の契約締結に当たっては、経理担当理事、経 理部担当総括調整役、総務部及び経理部職員で構成する随意契約等審査委員会において、事前に審査を行っている。

また、総合評価落札方式や複数年度契約に関しては、「独立行政法人における契約の適正化について(依頼)」(平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡)に基づき、規程を定め、「総合評価落札方式について」(19 農畜機第4914号)及び「複数年度契約について」(20農畜機第3538号)により適切に措置している。

(第三者への再委託)

委託契約の内容全てを第三者に再委託することは禁止している。やむを得ず契約内容の一部を第三者に再委託する場合には、契約事務細則に基づき書面により申請し機構の承認を得ることとしており、契約事務責任者が その合理性等について審査・承認を行っている。平成30~令和3年度においては、91件(少額随意契約を除く。)について再委託の承認を行ったが、いずれも的確かつ効率的に契約を履行するためには、やむを得ないと判断したものである。

(1者応札の解消に向けた取組)

①公告期間の延長、②ICT 技術支援者から助言を得た上でのシステム仕様書等の作成・開示、③調達情報の「メルマガ」配信やホームページでの今後の入札予定の掲載等周知方法の改善、④入札に参加しなかった者に対するアンケート結果に基づく公告時期の早期化、⑤入札時期の前倒し等、競争参加者の増加に向けた取組を実施した。この結果、1 者応札は平成30年度46件、令和元年度32件、令和2年度40件、令和3年度39件となった。なお、令和2年度において前年度より増加した主な要因は、コロナ禍において専門性の高い海外等の調査委託業務が増えたことによるものである。

(法人の長に対する報告)

毎年度開催された契約監視委員会の審査結果について理事長に報告した。また、随意契約等審査委員会の審査結果を含め契約全体の状況等については、四半期毎に理事長及び監事に報告し、点検・評価を受けた。

(会計検査院からの指摘への対応)

平成30年度~令和3年度に、会計検査院からの指摘はなかった。

第3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 当事務及び事業に関する	る基本情報		
3	財務運営の適正化及び資金の管理及び運用		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビ	行政事業レビューシート事業番号:0158、0159、0161、0163、0164、0174、0190
		ユー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値 等)	30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

	こ係る目標、計画、業務実績				1			
中期目標	中期計画	評価指標		実績・自己評価			三による評価 ニューニーニーニーニー	
			業務実績	自己評価	(見込	込評価)		(期間実績評価)
第5 財務内容の改善	第3 予算(人件費の	◎第3 予算、収支計			評定	В	評定	
に関する事項	見積りを含む。)、収支	画及び資金計画			大項目(評価指標の	「◎」を付したもの)は、		
	計画及び資金計画				当該大項目に含まれる	中項目(評価指標の「〇」		
	1~3 [略]				を付したもの)の評定	を点数化して行う。中項	, ,	
					目の評定は、いずれも	Bであり、これらの合計		
					数値の割合が基準と	なる数値*の 80%以上		
					120%未満であることか	ら、評定はBとした。		
					(※基準となる数値:	大項目に含まれる中項目		
					の項目数に2を乗じて	得た数。以下同じ。)		
					 中項目の総数:2			
					評定Sの中項目数	: 0×4点= 0点		
					評定Aの中項目数	: 0×3点= 0点		
					評価Bの中項目数	: 2×2点= 4点		
					評価Cの中項目数	: 0×1点= 0点		
					評価Dの中項目数	: 0×0点= 0点		
					合計 4 点 (4/4=)	100%)		
 財務運営の適正化 	 4 財務運営の適正化	 ○1 財務運営の適正		 <評定と根拠>	評定	В	評定	
		化		 評定B	<評定に至った理由>			
				満点:16点(小項目8	, , , , = :	れもbであり、これらの		
				× 2 点)		となる数値の 80%以上		
					120%未満であることか			
				b評価の小項目数:8				
				× 2 点=16 点	小項目の総数:8			

				合計:16点	評定 s の小項目数: 評定 a の小項目数:			
				16 点/16 点=100%	評価bの小項目数:			
					評価cの小項目数:	0×1点= 0点		
					評価 d の小項目数:			
				財務運営の適正化については、中項目の中	合計 16点(16/16=1	(100%)		
					計画どおり取組が行わる	つれているので、自己評		
				あり、毎年度、計画通	価書のとおり適当と認め	oshる。		
				りに実施しており、所				
				期の目標を達成すると 見込まれる。				
				兄びまれる。				
				<課題と対応>				
				特になし				
 中期目標期間におけ	独立行政法人会計基	◇(1)収益化単位の	<主要な業務実績>		評定	_	評定	
		業務毎の予算と実績の			各事業年度の評価結果			
資金計画を適正に計画			行政法人農畜産業振興		30年度 元年度 2年月	度 3年度 4年度		
するとともに、効率的 に執行する。	·	s:取組は十分であり、	機構の運営費交付金収		b b b	b		
	訂)等により、運営費	かつ、目標を上回る顕著な成果があった	いて」(平成28年3月					
準の改訂 (平成 12 年 2								
月 16 日独立行政法人	て、業務達成基準によ	かつ、目標を上回る成	5928号)を改正し、同					
			規程等に基づき、毎年					
平成27年1月27日改 訂)等により、運営費			度、収益化単位の業務 毎に予算と実績の管理					
交付金の会計処理とし								
て、業務達成基準によ		であり、改善を要する						
る収益化が原則とされ		d:取組は不十分であ						
たことを踏まえ、引き		り、抜本的な改善を						
続き収益化単位の業務 毎に予算と実績を適正		要する						
に管理する。								
		A // \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \						
また、財務内容の一		◇(2)業務内容等に			ア タ 東 光 午 庄 の 記 任 公 用	_	評定	
層の透明性を確保する観点から、業務内容等					各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年月	· 3年度 4年度		
に応じた適切な区分に			·		b b b	b b		
基づくセグメント情報	·		よう、様式、表記内容					
を開示する。	を開示する。	s:取組は十分であり、						
			した上で整備し、毎年					
			度決算において、業務 内容等に応じた適切な					
	l	a . 4///21/0 // (0/ /)	1 1/日 V1 (一//ロ し / C / E / ラノ/ み	l				

		T	Γ	Ī			1	
			区分に基づくセグメン					
		果があった	ト情報の開示を行っ					
		b:取組は十分であっ	た。					
		た						
		c:取組はやや不十分						
		であり、改善を要する						
		d:取組は不十分であ						
		り、抜本的な改善を要						
		する						
 2	 5 資金の管理及び運	 ○2 資金の管理及び	 <主要な業務実績>	 <評定と根拠>	 評定	В	評定	
用	用	運用	毎年度、「資金管理運		<評定に至った理由>		HI/C	
	資金の管理及び運用			満点: 8点(項目4×		れもbであり、これらの		
	においては、安全性に					となる数値の 80%以上		
十分留意しつつ効率的		に十分留意した効率的		り 証何の項目粉 ・ 4 ン	120%未満であることか	36、詳定はBとした。		
に行う。	に行う。	な運用	ついては、支払計画に					
			基づき余裕金の発生状		小項目の総数:4			
			況を把握し、主に大口			: 0×4点= 0点		
			定期預金による運用を			:0×3点=0点		
			毎月2回以上実施し	8点/8点=100%	評価bの小項目数	: 4×2点= 8点		
		かつ、目標を上回る顕	た。		評価cの小項目数	: 0×1点= 0点		
		著な成果があった	また、資本金、事業	資金の管理及び運用	評価dの小項目数	:0×0点= 0点		
		a:取組は十分であり、	資金の一部について	については、中項目の	合計 8点(8/8=	100%)		
		かつ、目標を上回る成	は、満期償還の額や時	中期達成割合が 100%				
		果があった	期、新たに長期運用が	であり、毎年度、計画	・計画どおり取組が行	われているので、自己評		
				通りに実施しており、		められる。		
		た		所期の目標を達成する		0		
		c:取組はやや不十分	による運用を実施し		30 年度 元年度 2年			
		であり、改善を要する			B B B			
		d:取組は不十分であ	700	 <課題と対応>		Б		
		り、抜本的な改善を要		特になし				
		する		する。				
		(経済情勢、農畜産業						
		を巡る情勢、国際環境						
		の変化等を踏まえた政						
		策的要因による影響が						
		あった場合には、これ						
		を捨象して評価する。)						

(資金の保有状況等)

畜産関係の資金として、調整資金及び畜産業振興資金(関連法人等に対する出資金見合等を含む。)、野菜関係の資金として、野菜生産出荷安定資金を保有しているが、これらの資金については、国庫等から受け入れた事業財源であり、翌年度以降の事業等に充てるため「独立行政法人会計基準」に基づき長期預り補助金等として整理している。

(関連会社等に対する出資)

関連会社等に対する出資は、旧農畜産業振興事業団から承継したものであり、機構法附則第8条及び業務方法書第252条に基づき適切に出資に係る株式又は持分の管理を行っている。 これらについては、毎年度、出資対象である全法人に対して決算ヒアリング等を行い、その経営状況の分析を踏まえ、必要な指導等を行った。 なお、平成15年10月の独立行政法人化以降、新たな出資は行っていない。

(関連会社等との契約の状況)

関連会社及び関連公益法人等と当機構の間には契約に係る取引はない。

(目的積立金等の状況)

法人全体 (単位:百万円、%)

	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	
	(初年度)				(最終年度)	
前期中期目標期間繰越積立金	35, 612	31, 118	22, 283	9, 131		
目的積立金	_	_	_	_		
積立金	_	608	880	4, 855		
うち経営努力認定相当額						
運営費交付金債務	351	586	553	592		
当期の運営費交付金交付額(a)	2, 441	2, 608	2, 653	2, 699		
うち年度末残高(b)	351	235	292	331		
当期運営費交付金残存率(b÷a)	14. 4	9. 0	11.0	12.3		

⁽注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

畜産勘定 (単位:百万円、%)

	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
	(初年度)				(最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	870	870	870	870	
目的積立金	_	_	_	_	
積立金	_	0	75	179	
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	188	294	200	176	
当期の運営費交付金交付額(a)	793	737	633	674	
うち年度末残高(b)	188	106	94	82	
当期運営費交付金残存率(b÷a)	23. 7	14. 4	14.8	12. 2	

⁽注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

補給金等勘定

(単位:百万円、%)

1111/14 75 (1 15/2)/		(+E·1311 /0)							
		平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末			
		(初年度)				(最終年度)			
前期中期目標	期間繰越積立金	27, 622	25, 293	17, 078	7, 181				
目的積立金		_	_	_	_				
積立金		_	_	_	_				
	うち経営努力認定相当額								

- (注1)金額は、百万円未満四捨五入である。
- (注2) 当勘定は、運営費交付金は措置されていない。

野菜勘定

(単位:百万円、%)

		(+kz · th/2) 1/ /0/					
平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末			
(初年度)				(最終年度)			
_	_	_	_				
_	354	414	564				
80	162	152	160				
357	489	601	594				
80	83	69	108				
22. 4	17. 0	11. 5	18. 2				
	(初年度) - - - 80 357 80	(初年度) - - - 354 80 162 357 489 80 83	(初年度) - - - 354 414 - 354 414 80 162 152 357 489 601 80 83 69	平成 30 年度末 (初年度) 令和元年度末 令和 2 年度末 令和 3 年度末 - - - - - 354 414 564 80 162 152 160 357 489 601 594 80 83 69 108			

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

砂糖勘定

(単位:百万円、%)

10 MH 1947 C				(, -,
	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
	(初年度)				(最終年度)
目的積立金	_	_	_	_	
積立金	_	_	_	_	
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	60	86	143	180	
当期の運営費交付金交付額(a)	926	1, 007	1, 035	1,039	
うち年度末残高(b)	60	27	99	94	
当期運営費交付金残存率(b÷ a)	6. 5	2. 7	9.6	9.0	

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

でん料助学

でん粉勘定				(単位:百万円、	令和4年度末 (最終年度)		
	平成 30 年度末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末			
前期中期目標期間繰越積立金	2, 960	2, 960	2, 341	1,080			
目的積立金	_	_	_	_			
積立金	_	254	388	408			
うち経営努力認定相当額							
運営費交付金債務	15	30	50	68			
当期の運営費交付金交付額(a)	311	314	331	337			
うち年度末残高(b)	15	15	28	41			
当期運営費交付金残存率(b÷ a)	4.8	4.8	8.5	12. 2			

⁽注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

			(単位:百万円、	%)
平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
(初年度)				(最終年度)
4, 161	1, 994	1, 994	_	
_	_	_	_	
_	0	4	3, 705	
9	13	8	8	
54	61	54	55	
9	5	3	5	
16. 7	8. 2	5. 6	9. 1	
	(初年度) 4,161 ———————————————————————————————————	(初年度) 4,161 1,994 - - - 0 9 13 54 61 9 5	(初年度) 4,161 1,994 1,994 - - - - 0 4 9 13 8 54 61 54 9 5 3	平成 30 年度末 (初年度) 令和元年度末 令和 2 年度末 令和 3 年度末 4, 161 1, 994 1, 994 — - - — — - 0 4 3, 705 - 9 13 8 8 54 61 54 55 9 5 3 5

⁽注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

第4 短期借入金の限度額

1. 当事務及び事業に関する	る基本情報		
4	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度	_	関連する政策評価・行政事業レビ	行政事業レビューシート事業番号:0164
		ユー	
			•

2	主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	(参考)	30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報)
			(前中期目標期間最終年度値						当該年度までの累積値等、必要な情報
			等)						

中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実	績・自己評価		主務大臣	による評価	
			業務実績	自己評価	(見込	(評価)	(期間	実績評価)
	第4 短期借入金の限	◎第4 短期借入金の			評定	В	評定	
	度額	限度額			大項目(評価指標の	「◎」を付したもの)は、		•
	1 運営費交付金の受	短期借入金額の十分			当該大項目に含まれる	中項目(評価指標の「〇」		
	入れの遅延等による資	な精査			を付したもの)の評定	を点数化して行う。中項		
	金の不足となる場合に				目の評定は、Bであり	、これらの合計数値の割		
	おける短期借入金の限				合が基準となる数値※の) 80%以上 120%未満で		
	度額は、単年度4億円				あることから、評定は	Bとした。		
	とする。				(※基準となる数値:	大項目に含まれる中項目		
					の項目数に2を乗じて	得た数。以下同じ。)		
					 中項目の総数:3			
					評定Sの中項目数	: 0×4点= 0点		
					評定Aの中項目数	: 0×3点= 0点		
					評価Bの中項目数	: 1×2点= 2点		
					評価Cの中項目数	: 0×1点= 0点		
					評価Dの中項目数	: 0×0点= 0点		
					(評価対象外:2)			
					合計 2 点 (2/2=)	100%)		
		○1 運営費交付金の	<主要な業務実績>	 <評定と根拠>	評定		評定	
		受入の遅延等による資	資金の状況を常に把	評定一	各事業年度の評価結果	•		
		金の不足となる場合に	握した結果、平成 30		30 年度 元年度 2年	度 3年度 4年度		
		おける短期借入れ	年度から令和3年度に	<課題と対応>		_		
		s:取組は十分であり、	借入れの必要はなかっ	_				
		かつ、目標を上回る顕	た。					

	a:取組は十分であり、						
	かつ、目標を上回る成						
	果があった						
	b:取組は十分であっ						
	た						
	c:取組はやや不十分						
	であり、改善を要する						
	d:取組は不十分であ						
	り、抜本的な改善を要						
	する						
2 国内産糖価格調	整 ○2 国内産糖価格調	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	В	評定	
事業の甘味資源作物	交 整事業の甘味資源作物	平成 30 年度から令	評定B	<評定に至った理由>			
付金及び国内産糖交	寸 交付金及び国内産糖交	和3年度における短期	満点:8点(小項目4	小項目の評定はいずれ	れもbであり、これらの		
金の支払資金の一時	下 付金の支払資金の一時	借入金残高は借入限度	× 2 点)	合計数値の割合が基準	となる数値の 80%以上		
足となる場合におけ	る 不足となる場合におけ	額の範囲内であった。		120%未満であることか	ら、評定はBとした。		
短期借入金の限度を	質 る短期借入れ	機構は輸入糖等から	B評価の項目数:4×				
は、単年度 800 億円		調整金を徴収し、これ		小項目の総数:4			
する。		を主な財源として、甘		評定 s の小項目数 :			
	著な成果があった	味資源作物生産者等に		評定 a の小項目数:	: 0×3点= 0点		
		交付金を交付する国内	8点/8点=100%	評価bの小項目数:			
		産糖価格調整事業を実		評価cの小項目数:	: 0×1点= 0点		
	果があった	施しているが、当該事					
		業の支払財源である調			.00%)		
	た		金及び国内産糖交付金				
		者等への交付金単価等		,	支) の繰越欠損金につい		
		は、農林水産省が決定					
		することとなってい					
		る。砂糖勘定の短期借	·	.,	- / - · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	する		が 100%であり、毎年				
			度、計画通りに実施し				
			ており、所期の目標を		, , ,		
			達成すると見込まれ	*			
		払資金等の不足額につ	•		果、甘味資源作物交付金		
		いて借り入れたもので			支払資金等の不足額を借		
		ある。	<課題と対応>		昔入に至った理由は適切		
		「地土供1段古の米	特になし		また、借入に当たって		
		【期末借入残高の推			入利率を低減するなどの		
		移】 20年度,160倍円		取組を行っている。			
		30年度:169億円		ノ人公の部間で、これは	井亭 (知動人団士) あ年		
		元年度:251億円 2.年度:287億円			勘定(調整金収支)の繰		
		2 年度: 287億円			平成 22 年 10 月以降、制		
		3年度:418億円			た取組等が実施されてお		
				リ、平成 30 年度におい	ては減少したが、令和元		

業のでん粉原料用いも 交付金及び国内産いも でん粉交付金の支払資 金の一時不足となる場 合における短期借入金 の限度額は、単年度	もでん粉交付金の支払 資金の一時不足となる 場合における短期借入	資金の状況を把握した結果、平成30年度から令和3年度に借入れの必要はなかった。	に伴う調整金収入の減び・てん菜の生産が堅産糖価格調整事業の支増加している。この結 大損金263億円は、令円と増加しており、繰	渡 3年度 4年度 B	
	a:取組は十分であり、				

・歴史とめのブレハ	T	
c: 取組はやや不十分		
であり、改善を要する		
d:取組は不十分であり、抜本的な改善を要		
り、抜本的な改善を要		
する		

(砂糖勘定の繰越欠損金)

繰越欠損金は、主に国内産糖価格調整事業を砂糖の価格調整制度に基づき運営した結果として発生した調整金収支差である。

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

る基本情報
1 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算、平成24年度補正予算、平成25年度補正予算及び平成26年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等、並びに畜産高度化
支援リース事業及び配合飼料価格安定基金運営円滑化等事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付
2 平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付
関連する政策評価・行政事業レビ 行政事業レビューシート事業番号:0161
ユ ー

2	2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考)	30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報)	
			(前中期目標期間最終年度値						当該年度までの累積値等、必要な情報	
			等)							

3. 中期目標期間の業務に	係る目標、計画、業務実績	責、中期目標期間(見込)	に係る自己評価					
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実	績・自己評価		主務大臣	による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間)	実績評価)
	第5 不要財産又は不	◎第5 不要財産又は			評定	В	評定	
	要財産となることが見	不要財産となることが			大項目(評価指標の	「◎」を付したもの)は、		
	込まれる財産がある場	見込まれる財産がある			当該大項目に含まれる中	中項目(評価指標の「〇」		
	合には、当該財産の処	場合には、当該財産の			を付したもの)の評定を	を点数化して行う。中項		
	分に関する計画	処分に関する計画			目の評定は、いずれもI	Bであり、これらの合計		
					数値の割合が基準とな	なる数値*の 80%以上		
					120%未満であることか	ら、評定はBとした。		
					(※基準となる数値: 🤊	大項目に含まれる中項目		
					の項目数に2を乗じて得	导た数。以下同じ。)		
					中項目の総数:2			
					評定Sの中項目数:	: 0×4点= 0点		
					評定Aの中項目数:	: 0×3点= 0点		
					評価Bの中項目数:	: 2×2点= 4点		
					評価Cの中項目数:	: 0×1点= 0点		
					評価Dの中項目数:	: 0×0点= 0点		
					合計 4 点 (4/4=1			
						, -,		
	緊急的な経済対策と	○1 緊急的な経済対	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	В	評定	
		策として平成 21 年度		評定B	<評定に至った理由>			
		補正予算、平成24年度			, , , ,	1も b であり、これらの		
		補正予算、平成25年度			1 7 11 11 11 1 1 1	となる数値の 80%以上		
		補正予算及び平成 26			120%未満であることか			
		年度補正予算で措置さ		B評価の項目数:4×	, 00 400 0 0 0 0 0	2, 41/21012 2 0 100		
		れた畜産業振興事業の			 小項目の総数:4			

特になし

第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報											
6	前号に規定する財産	以外の重要な財産を譲渡	度し、又は担保に供しよ	こうとすると	きは、その	計画					
当該項目の重要度、難易度	-				関連する政策評価・行政事業レビ ―						
					2-						
2. 主要な経年データ											
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	30 年度	元年度		2年度	3年度	4年度	(参考情報)		

2	2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標	達成目標	(参考)	30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報)		
			(前中期目標期間最終年度値						当該年度までの累積値等、必要な情報		
			等)								

4	3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間(見込)に係る自己評価												
	中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価							
				業務実績	自己評価	(見込	評価)	(期間実	績評価)				
	_	第6 第5に規定する	_	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	_	評定					
		財産以外の重要な財産		実績なし	評定—	各事業年度の評価結果							
		を譲渡し、又は担保に				30 年度 元年度 2 年月	度 3年度 4年度						
		供しようとするとき			<課題と対応>		_						
		は、その計画			_								
		予定なし											

4. その他参考情報		
特になし		

第7 剰余金の使途

) V / V /								
1. 当事務及び事業に関する	1. 当事務及び事業に関する基本情報							
7	剰余金の使途							
当該項目の重要度、難易度	_	関連する政策評価・行政事業レビ	_					
		ユー						

2	2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	(参考)	30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報)
			(前中期目標期間最終年度値						当該年度までの累積値等、必要な情報
			等)						

中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実	績・自己評価		主務大臣	豆による評価	
			業務実績	自己評価	(見)	込評価)	(期間)	ミ績評価)
_	第7 剰余金の使途	◎第7 剰余金の使途	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	_	評定	
	人材育成のための研	剰余金の使途につい	研修、職場環境等の	評定一	各事業年度の評価結果			
	修、職場環境等の充実	て、中期計画に定めた	充実など業務運営に必		30 年度 元年度 2年	度 3年度 4年度		
	など業務運営に必要な	使途に充てた結果、当	要なものに充てること	<課題と対応>		_		
	ものに充てる。	該事業年度に得られた	ができる剰余金はなか	_				
		成果	った。					
		s:取組は十分であり、						
		かつ、目標を上回る顕						
		著な成果があった						
		a:取組は十分であり、						
		かつ、目標を上回る成						
		果があった						
		b:取組は十分であっ						
		た						
		c:取組はやや不十分						
		であり、改善を要する						
		d:取組は不十分であ						
		り、抜本的な改善を要						

4. その他参考情報			
特になし			

第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 当事務及び事業に関す	る基本情報					
$8-1 \sim 8-8$	8-1 ガバナンスの強化	8-4 消費者等への広報				
	(1) 内部統制の充実・強化	(1) 消費者等への情報提供				
	(2) コンプライアンスの推進	(2) ホームページの機能強化				
	8-2 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む	。) 8-5 情報セキュリティ対策の向上				
	(1) 職員の人事に関する方針	(1)情報セキュリティ対策の向上				
	(2) 人員に関する指標	(2) 緊急時を含めた連絡体制の整備				
	(3)業務運営能力等の向上	8-6 施設及び設備に関する計画				
	8-3 情報公開の推進	8-7 積立金の処分に関する事項				
	(1)情報開示及び照会事項への対応	8-8 長期借入れを行う場合の留意事項				
	(2) 資金の流れ等についての情報公開の推進					
_	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番 一				
		号:0164				

主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間 最終年度値等)	30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
情報提供した事項に対 する照会件数	_	3件	3件	5件	2件	1件		
目標業務日以内に対応 した件数	翌業務日以内の対 応	3件	3件	5件	2件	1件		
達成度合	_	100%	100%	100%	100%	100%		
機構からの直接補助対 象者等に係る情報公表 回数	_	2回	2回	2回	2回	2回		
目標業務日以内に対応 した回数	9月末までの公表	2回	2回	2回	2回	2回		
達成度合	_	100%	100%	100%	100%	100%		
生産者等への資金に係 る情報公表回数	_	2回	2回	2回	2回	2回		
目標業務日以内に対応 した回数	9月末までの公表	2回	2回	2回	2回	2回		
達成度合	_	100%	100%	100%	100%	100%		
輸入指定糖等から徴収 した調整金の総額等に 係る情報公表回数	_	4回	4回	4回	4回	4回		
目標業務日以内に対応 した回数	四半期終了月の翌 月末までの公表	4回	4回	4回	4回	4回		
達成度合	_	100%	100%	100%	100%	100%		
機構からの補助金によ り造成された基金数	_	7基金	7基金	6基金	5基金	5基金		
保有状況等を公表した	全ての基金につい	7基金	7基金	6基金	5基金	5基金		

基金数	て公表						
達成度合	_	100%	100%	100%	100%	100%	
事業返還金を含む経理		1回	1回	1回	1回	1回	
の流れに係る情報公表							
回数							
目標業務日以内に対応	9月末までの公表	1回	1回	1回	1回	1回	
した回数							
達成度合	_	100%	100%	100%	100%	100%	

中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価				
			業務実績	自己評価	(見込	込評価)	(期間実績評価)		
第6 その他業務運	第8 その他主務省	◎第8 その他農林			評定	В	評定		
営に関する重要事項	令で定める業務運営	水産省令で定める業			大項目(評価指標の	「◎」を付したもの)は、			
	に関する事項	務運営に関する事項			当該大項目に含まれる	中項目(評価指標の「〇」			
					を付したもの)の評定	を点数化して行う。中項			
					目の評定は、Aが1、	B5であり、これらの合			
					 計数値の割合が基準と	こなる数値*の 80%以上			
					120%未満であることだ				
					中項目の総数:8				
					, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	:: 0×4点= 0点			
						: 1×3点= 3点			
						: 5×2点= 10点			
						:: 0×1点= 0点			
					評価Dの中項目数: 0×0点= 0点				
					(評価対象外:2				
					合計 13 点 (13/12=108%)				
						100,00			
1 内部統制の充実・	1 ガバナンスの強	○1 ガバナンスの		<評定と根拠>	評定	В	評定		
強化	化	強化		評定B	<評定に至った理由>				
				満点:56点(小項目28	28 小項目の評定はaが1、bが26、cが1であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値				
				× 2 点)					
					*の 80%以上 120%未満であることから、評定				
						.,			
				a 評価の小項目数: 1	はBとした。	.,,, .			
				a 評価の小項目数:1 ×3点=3点	はBとした。				
				×3点=3点	小項目の総数:28	:: 0×4点= 0点			
				×3点=3点 b評価の小項目数:26	小項目の総数:28 評定sの小項目数				
				×3点=3点 b評価の小項目数:26 ×2点=52点 c評価の小項目数:1	小項目の総数:28 評定sの小項目数 評定aの小項目数	:: 0×4点= 0点 :: 1×3点= 3点			
				×3点=3点 b評価の小項目数:26 ×2点=52点 c評価の小項目数:1 ×1点=1点	小項目の総数:28 評定sの小項目数 評定aの小項目数 評価bの小項目数	i: 0×4点= 0点 i: 1×3点= 3点 i: 26×2点= 52点			
				×3点=3点 b評価の小項目数:26 ×2点=52点 c評価の小項目数:1 ×1点=1点 合計:3+52+1=56	小項目の総数:28 評定sの小項目数 評定aの小項目数 評価bの小項目数 評価cの小項目数	1: 0×4点= 0点 1: 1×3点= 3点 1: 26×2点= 52点 1: 1×1点= 1点			
				×3点=3点 b評価の小項目数:26 ×2点=52点 c評価の小項目数:1 ×1点=1点	小項目の総数:28 評定sの小項目数 評定aの小項目数 評価bの小項目数 評価cの小項目数	:: 0×4点= 0点 :: 1×3点= 3点 :: 26×2点= 52点 :: 1×1点= 1点 :: 0×0点= 0点			

と見込まれる。

り組みにより、目標をしわれている。

なかったため、改善を一認められる。 要した。

<課題と対応>

コンプライアンス の推進については、平 成 30 年度の問題のあ る事案の発生を踏ま え、内部統制担当役職 員をはじめ各般のレ ベルでの意見交換等 を実施し、内部統制に 関する改善方針及び その具体化方策をと りまとめた。

また、より一層風通 しの良い職場環境作

ガバナンスの強化・内部統制の充実・強化については、法人に期 については、中項目の一待される役割を果たしていくため、毎年度、内 中期達成割合が 100% | 部統制委員会を開催し、PDCA サイクルによる確 であり、概ね、計画通 実な検証、業務の改善の検討を行っている。

りに実施しており、所 特に、令和2年度は、理事長のリーダーシッ 期の目標を達成する一プの下、テレワーク実施方針検討委員会を新た に立ち上げ、新型コロナウイルスの感染対策に 役職員間の意思疎│加え、働き方改革の推進、非常時における業務 通及び情報共有化の|継続、業務の効率化に向けたテレワークの推進 推進については、令和 体制を整えるとともに、各種会議の Web 方式に 2年度において、理事 よる開催等、衛生対策の徹底による感染リスク 長のリーダーシップしの低減に取り組んだことは評価できる。

の下、新型コロナウイー・コンプライアンスの推進については、外部有 ルス感染症対策等と|識者を含むコンプライアンス委員会の審議を してテレワークの推し経て策定したコンプライアンス推進計画に基 進や徹底した衛生対しづき実施され、外部のコンプライアンス推進相 策を実施し、十分な取し談等窓口の適切な運用等、各種取組が適切に行

上回る成果が見られ | なお、平成30年度に業務運営に関連した不適 切な事案があったが、速やかに再発防止策を講 コンプライアンス|じ、理事長と管理職との意見交換、若手職員へ の推進については、平一のヒアリング、役職員間での意見交換、他法人 成30年度において、コーでの取組の参照等を行った上で、内部統制に関 ンプライアンス上、問しする改善方針及びその具体化方策を取りまと 題のある事案が発生しめ、令和元年度以降、同方策の対応状況の点検 したことは、従来の取りの実施、行動憲章を全面的に改訂し、浸透・定 組が必ずしも十分で | 着を促すための周知等、改善が図られていると

		0-2				
		りやコンプライアン				
		ス意識を醸成するた				
		めの各種取組を引き				
		続き実施することに				
		加え、コンプライアン				
		スに関するテーマを				
		設定した上で各部署				
		内で意見交換を行い、				
		その結果の共有や、他				
		法人等におけるコン				
		プライアンス違反の				
		事例を担当役員から				
		共有するなどコンプ				
		ライアンス意識の醸				
		成を図るとともに、コ				
		ンプライアンス意識				
		の徹底等に資する研				
		修の実施及びコンプ				
		ライアンス推進相談				
		等窓口の利用促進に				
		資する効果的な周知				
		· ·				
		を行った。				
	(1)内部統制の充					
	実・強化		→ →			
	◇ア 内部統制の推 <主要な業務実績>	_	評定 -	_	評定	
つ適正に業務を行い、一つ適正に業務を行い、「対			各事業年度の評価結果			
機構に期待される役 機構に期待される役			30年度 元年度 2年度	3年度 4年度		
割を適切に果たして 割を適切に果たして ・			b b b	b		
いくため、「独立行政 いくため、「独立行政 2						
法人の業務の適正を 法人の業務の適正を 7	た 基づき、課題や新た	な				
確保するための体制 確保するための体制 :	a:取組は十分であ リスク等の洗い出					
等の整備」(平成26年 等の整備」(平成26年 □	り、かつ、目標を上回 を行い、改善等の検	討				
11 月 28 日総管査第 11 月 28 日総管査第 2	る成果があった 等を行った。					
322 号総務省行政管理 322 号総務省行政管理 1	b:取組は十分であっ 一方、平成30年度に	お				
局長通知)に基づき業 局長通知)に基づき業 7	たいて、業務運営に関	連				
務方法書に定めた事 務方法書に定めた事	c:取組はやや不十分 した不適切な事案	きが				
項を適正に実施する 項を適正に実施する つ	であり、改善を要する あったことを踏まえ	->				
とともに、実施状況にとともに、実施状況に	d:取組は不十分であ 理事長と管理職と	0				
ついてモニタリング ついてモニタリング し	り、抜本的な改善を要 意見交換、若手職員	<u>i</u> ~				
を行い、必要に応じてを行い、必要に応じて						
規程等を見直す等、内 規程等を見直す等、内						
規程等を見直す等、内規程等を見直す等、内部統制の更なる充実・部統制の更なる充実・	間での意見交換、他	法				
規程等を見直す等、内 部統制の更なる充実・ 強化を図る。 規程等を見直す等、内 部統制の更なる充実・ 強化を図る。		法 等				

また、法令遵守や倫 理保持に対する役職 員の意識向上を図る ため、外部有識者を含 むコンプライアンス 委員会で審議された 計画に基づくコンプ ライアンスを推進す

制に関する改善方針 及びその具体化方策 を取りまとめ、令和元 年度以降、同方策の対 応状況の点検を併せ て行った。

さらに、令和元年度 に、役職員の行動の拠 り所となる行動憲章 について、機構業務の 特性や内部統制の改 善に向けた取組の方 向性を踏まえつつ、役 職員の意見も反映し ながら全面的な改訂 を行い、令和2年度以 降は、その趣旨・内容 を正しく理解し、個人 及び組織への浸透・定 着を促し、日々の行動 として実践されるこ とを期して、各種周知 に取り組んだ。

◇イ 役員会の開催

s:取組は十分であ 毎年度、中期計画の た

り、かつ、目標を上回し決定を補佐するため、 る成果があった

b:取組は十分であっを行った。 た

c:取組はやや不十分 であり、改善を要する d:取組は不十分であ り、抜本的な改善を要 する

◇ウ 役職員間の意 <主要な業務実績> 思疎通及び情報共有 毎年度、組織に与え 化の推進

s:取組は十分であ 有効かつ効率的に実

<主要な業務実績>

り、かつ、目標を上回|変更、財務諸表の認可 る顕著な成果があつ申請等の業務運営等 に関する重要事項に a:取組は十分であっいて、理事長の意思 役員会を開催し、審議

られたミッションを

評定 一	評定	
各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 b b b b	<u>≑v</u> ; ↔	
評定 —	評定	
各事業年度の評価結果		
30年度 元年度 2年度 3年度 4年度		
b b a b		

り、かつ、目標を上回	施するための内部統		
る顕著な成果があっ			
	理事長の主催により、		
a:取組は十分であ			
り、かつ、目標を上回			
	向性を明確に伝える		
b:取組は十分であっ			
	取り組むべき課題や		
c : 取組はやや不十分			
であり、改善を要する			
d: 取組は不十分であ n # * * * * * * * * * * * * * * * * * *			
り、抜本的な改善を要した。			
する	く周知した。		
	令和2年度は、理事		
	長のリーダーシップ		
	の下、テレワーク実施		
	方針検討委員会(委員		
	長:理事長)を新たに		
	立ち上げ、新型コロナ		
	ウイルスの感染対策		
	に加え、働き方改革の		
	推進、非常時における		
	業務継続、業務の効率		
	化に向けたテレワー		
	クの推進体制を整え		
	るとともに、各種会議		
	の Web 方式による開催		
	等、衛生対策の徹底に		
	よる感染リスクの低		
	減に取り組んだ。		
◇エ 内部監査の実		評定 — —	評定
	毎年度、内部監査年	各事業年度の評価結果	
s:取組は十分であ		30年度 元年度 2年度 3年度 4年度	
り、かつ、目標を上回		b b b b	
る顕著な成果があっ			
た	人情報等の管理及び		
a:取組は十分であ			
り、かつ、目標を上回			
	内部監査を実施し、内		
	部監査報告書を取り		
た	まとめ、理事長に報告		
c: 取組はやや不十分	した。		
であり、改善を要する			

d:取組は不十分であ			
り、抜本的な改善を要し			
する			
9 0			
	<主要な業務実績>	評定 —	評定
第の推進	毎年度、リスク管理	各事業年度の評価結果	
s:取組は十分であ	委員会を開催し、各部	30年度 元年度 2年度 3年度 4年度	
り、かつ、目標を上回し		b b b	
る顕著な成果があっ			
	て審議した。		
a:取組は十分であ			
り、かつ、目標を上回し			
	研修を実施し、リスク		
b: 取組は十分であっ	の適切かつ効果的な		
た	管理に取り組んだ。		
c: 取組はやや不十分	·		
であり、改善を要する			
d: 取組は不十分であ			
り、抜本的な改善を要し			
する			
	<主要な業務実績>	評定 —	評定
対策の推進	毎年度、個人情報保	各事業年度の評価結果	
s:取組は十分であ	護制度の運用に関す	30年度 元年度 2年度 3年度 4年度	
り、かつ、目標を上回し	る研修会(総務省)に	b b b b	
る顕著な成果があっ	職員を参加させると		
	ともに、地方事務所に		
a:取組は十分であ			
り、かつ、目標を上回し			
	また、個人情報の保		
b:取組は十分であっし			
	チェックを行い、個人		
c:取組はやや不十分			
であり、改善を要する	ための対応が概ね適		
d:取組は不十分であ	切に行われているこ		
り、抜本的な改善を要し	とを確認した。		
する	このほか、個人情報		
	保護管理担当者(各課		
	課長)を対象に個人情		
	報に係る取得から廃		
	乗に至る各段階の取りないに関する内では		
	扱いに関する自己点		
	16 2 datt. 2 da 2 2 2 lev		
	検を実施するなど、個 人情報の適正な取扱		

		,		
		いについて推進を図		
		った。		
	(2) コンプライアン ◇ (2) コンプライア	<主要な業務実績>	評定 —	評定
	スの推進ンスの推進	毎年度、コンプライ	各事業年度の評価結果	RI/C
	機構に対する国民 s:取組は十分であ		30年度 元年度 2年度 3年度 4年度	
	の信頼を確保する観り、かつ、目標を上回			
	点から、法令遵守や倫しる顕著な成果があっ		c b b b	
	理保持に対する役職と	アンス推進計画に基		
	員の意識向上を図る a:取組は十分であ			
	ため、外部有識者を含しり、かつ、目標を上回			
	むコンプライアンスる成果があった	部相談窓口、外部相談		
	委員会で審議された b:取組は十分であっ			
	計画に基づくコンプ た	研修及び認識度調査		
		の実施、推進状況の点		
	る。 であり、改善を要する	検、「コンプライアン		
	d: 取組は不十分であ	ス推進週間」(5月、10		
	り、抜本的な改善を要	月)における啓発、他		
	する	法人等における事例		
		の共有、教育資材の活		
		用等について、計画ど		
		おり実施した。		
		また、コンプライア		
		ンス委員会を毎年度		
		開催し、コンプライア		
		ンス推進計画の実施		
		状況を報告するとと		
		もに、翌年度のコンプ		
		ライアンス推進計画		
		について審議の上、こ		
		れを策定した。		
		平成30年度におい		
		ては、コンプライアン		
		ス上、問題のある事案		
		があったことを踏ま		
		え、職員の職務執行上		
		の危機感やリスク意		
		識、倫理観の不足等の		
		改善を図るため、内部		
		統制に関する改善方		
		針及びその具体化方		
		策を策定し、コンプラ		
		イアンス意識の徹底		
		等に資する研修の実		
···	·	·		

			施、及び、コンプライアンス推進相談等窓口の効果的な周知を行った。					
2 職員の人事に関する計画	2 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)	の効率化に関する目		項目の中期達成割合 が 100%であり、毎年 度、計画通りに実施し ており、所期の目標を 達成すると見込まれ る。 <課題と対応>	合計数値の割合が基準。 120%未満であることが 小項目の総数:16 評定sの小項目数 評定aの小項目数 評価bの小項目数 評価cの小項目数 評価dの小項目数 合計 32点(32/32= ・計画どおり取組が行	: 0×4点= 0点 : 0×3点= 0点 : 16×2点= 32点 : 0×1点= 0点 : 0×0点= 0点 100%)	評定	
の目的を自覚し、その 職階に応じた業務遂 行能力を十全に発揮 できるよう、人事評価 を通じて職員個々の 能力や実績等を的確 に把握するとともに、 研修等による人材の	業務運営の効率化に努め、業務の質や量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職員の業務運営能力等の育成を図る。 また、機構の組織・業務運営の一層の活	(指標=職員の適正 な配置、人事評価制度 等) s:取組は十分で上回 る顕著な成果があった a:取組は十分で上回 る成果があった b:取組は十分であった b:取組は十分であった c:取組はやや不十分	毎年度、勤務状況管 理システムにより各 部署の職員の勤務時 間等をリアルタイム で把握しつつ、人事管 理・人事育成に関する 指針等を踏まえて行っ 指針等を踏まえて行っ たほか、人事評価及び 管理職ポストオフを それぞれの制度に基		評定 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年月 b b b	— g 3年度 4年度 b	評定	

	d:取組は不十分であ	17名の中途採用、4名				
		の任期付職員の採用				
	する	を行った。				
) 🗸	511 210				
(9) 人員に関する場	◇ (2) 人員に関する	 <主要な業務実績>			評定	
					叶足	
標	指標	平成30年度から令	各事業年度の評価結果	0.左座 4.左座		
		和3年度において、期	30年度 元年度 2年度			
	り、かつ、目標を上回		b b b	b		
いものとする。		250 人を上回らなかっ				
C / \ _ \dag{w} \	た	た。				
〔参考1〕	a:取組は十分であ					
期初の常勤職員数の	り、かつ、目標を上回					
見込み237人	る成果があった	員数)				
	b:取組は十分であっ	30年度:233人				
見込み250人(期初の		元年度:238人				
常勤職員数にTPP11協	c:取組はやや不十分	2年度:238人				
定の発効に伴い追加	であり、改善を要する	3年度: 229人				
される加糖調製品か	d:取組は不十分であ					
らの調整金徴収業務	り、抜本的な改善を要					
に係る増員数 13 人を	する					
加えた数)						
	(各年度の年度計画					
〔参考2〕	において規定されて					
中期目標期間中の人						
件費総額見込み	員数の目標に基づき、					
10,643 百万円	達成度合を評価する)					
10,010 🖂 /3 1						
(3)業務運営能力等	(3)業務運営能力等					
の向上	の向上					
機構の使命や業務	V) [F]					
の目的を自覚し、その際はなるなど						
職階に応じた業務遂						
行能力を十全に発揮						
できるよう、以下のと						
おり研修を行う。		> > >	t			
	◇ア 階層別研修の		FI/C	<u> </u>	評定	
力を養成するため階		毎年度、階層別の研	各事業年度の評価結果			
		修を実施した。新規採	30年度 元年度 2年度	3年度 4年度		
般職員、管理職)を実	り、かつ、目標を上回	用者に対しては、職員	b b b	b		
施する。	る顕著な成果があっ	として必要な基礎知				
	た	識や職場への適応力				
	a:取組は十分であ	を付与することを目				
	り、かつ、目標を上回	的に、ビジネスマナー				
		研修や初任者現地研				
ı	., -,				I .	

b: 取組は十分であっ) 修等を実施した。一般		
た	職員に対しては、係		
c:取組はやや不十分] 員、係長、課長補佐、		
	3 課長代理のそれぞれ		
	の階層において職務		
	要 遂行能力や資質を高		
する	めることを目的に、係		
	長、中堅職員(課長補		
	佐)研修、上級中堅職		
	員(課長代理)研修等		
	や行政実務研修等を		
	実施したほか、令和3		
	年度においては、機構		
	のITリテラシー底上		
	げを図るため、ITリテ		
	ラシー向上研修(講座		
	受講・IT パスポート試		
	験受験)を課長代理を		
	対象として新たに実		
	施した。		
	このほか、管理職に		
	対し、必要とされる知		
	識及び技能を付与し、		
	管理者としての能力		
	を高めることを目的		
	に、新任管理職研修等		
	を実施した。		
イ 職員の専門的能 ◇イ 専門別研修の		評定 —	評定
力を養成するため、必実施	毎年度、職員の専門	各事業年度の評価結果	
要に応じて、会計事務 s:取組は十分では		30年度 元年度 2年度 3年度 4年度	
職員研修、情報ネットしり、かつ、目標を上回		b b b b	
	会計事務職員研修、広		
衛生管理者養成研修 た	報・システム関連研修		
	□ 報ネットワーク維持		
る成果があった	管理研修、総務・人事		
b: 取組は十分であっ	関連研修として、衛生		
た	管理者養成研修、個人		
c:取組はやや不十分	情報保護研修を実施		
であり、改善を要する	5 した。		
d:取組は不十分では	また、上記のほか、		
り、抜本的な改善を関	要 内部監査研修、語学力		
する	向上研修、中央畜産技		

	1	<u> </u>	(上)	<u> </u>	I		1	
			術研修、海外派遣研					
			修、食肉基礎研修等を					
			併せて実施した。					
 3 情報公開の推進	 3 情報公開の推進	 ○3 情報公開の推		<評定と根拠>	評定	В	評定	
日本 日	3 旧形公用V为民产	進		下足と低地/ 評定B	<評定に至った理由>	D	开 足	
				計足B 満点 : 48 点 (小項目 24		れもbであり、これらの		
				X 2点)	, , , , , , , , , , , , ,	にもしてあり、これらの となる数値*の 80%以上		
				/ 2 / /// /	120%未満であることか			
				 b評価の小項目数:24	120 /0/公園 (8) ることが	で、肝にはひとした。		
				×2点=48点	 小項目の総数 : 24			
				合計:48点	1 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 -	: 0×4点= 0点		
				ПП. 40 ///		: 0×3点= 0点		
				48 点/48 点=100%		: 24× 2点= 48点		
				10 /// 10 /// 100 /0		: 0×1点= 0点		
				 情報公開の推進に		: 0×1xx 0xx : 0×0点= 0点		
				ついては、中項目の中	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			
				期達成割合が 100%で		100 /0/		
				あり、毎年度、計画通		われているので、自己評		
					価書のとおり適当と認			
				期の目標を達成する		-		
				と見込まれる。				
				<課題と対応>				
				特になし				
(1)情報開示及び照	(1)情報開示及び照	◇ (1) 照会事項への	<主要な業務実績>		評定	_	評定	
会事項への対応	会事項への対応	対応	毎年度、独立行政法		各事業年度の評価結果			
公正な法人運営を	公正な法人運営を	情報提供した事項	人等の保有する情報		30年度 元年度 2年	度 3年度 4年度		
実施し、機構に対する	実施し、機構に対する	に関する照会につい	の公開に関する法律		b b b	b		
国民の信頼を確保す	国民の信頼を確保す	ての原則として翌業	に基づく情報の開示					
る観点から、独立行政	る観点から、独立行政	務日以内の対応	については、適切に対					
法人等の保有する情	法人等の保有する情	s : 達成度合は 100%	応した。					
報の公開に関する法	報の公開に関する法	であり、かつ、その達	また、情報提供した					
律(平成 13 年法律第	律(平成 13 年法律第	成のための特に優れ	事項に関する照会に					
140 号) に基づく情報	140 号) に基づく情報	た取組内容が認めら	ついては、全て翌業務					
の開示を行うほか、情	の開示を行うほか、同	れる	日以内に回答した。					
	法第22条第1項に基							
	づき情報提供した事							
	項に関する照会に対							
	しては、迅速かつ確実							
	な対応をすることと							
	し、関連する保有情報							
務日以内に対応する。	については、原則とし	c:達成度合は、80%						

		_	
て翌業務日以内に対 以上 100%未満であ			
応する。			
d:達成度合は、80	%		
未満であった			
7144 307 313			
(2) 資金の流れ等に (2) 資金の流れ等に (2) 資金の流れ等	7		
ついての情報公開のついての情報公開のついての情報公開			
推進	137		
機構が実施する補機構が実施する補ア畜産関係業務、			
助事業等の運営状況 助事業等の運営状況 菜関係業務			
等について、国民に十 等について、国民に十 ◇ (ア) 機構からの		評定 一 評定	
分な説明責任を果た 分な説明責任を果た 接補助対象者等に		各事業年度の評価結果	
す等の観点から、機構 す等の観点から、機構 る情報公開の推進	務及び野菜関係業務	30年度 元年度 2年度 3年度 4年度	
からの直接の補助対 からの直接の補助対 分母を公表回数	と「において、機構からの」	b b b	
象者のみならず、そこ 象者のみならず、そこ し、分子を9月末ま	で 直接の補助対象者及		
から更に補助を受けしから更に補助を受けしに公表した回数と			
た者の団体名、金額、た者の団体名、金額、る。	を受けた者の団体名、		
実施時期等を公表す 実施時期等を公表す s:達成度合は 100			
る。また、それと併せ、る。また、それと併せ、であり、かつ、その			
生産者等に渡った資 生産者等に渡った資 成のための特に優			
金の事業別・地域別の 金の事業別・地域別の た取組内容が認め			
総額も公表する。 総額も公表する。 れる			
	/		
であり、かつ、その			
成のための優れた	IX		
組内容が認められる			
b:達成度合は 100	%		
であった			
c:達成度合は、80	/o		
以上 100%未満であ	0		
た			
d:達成度合は、80	%		
未満であった			
これらの事項につ ◇ (イ) 生産者等へ	つ <主要な業務実績>	評定 一 評定	
いては、その総額等を「資金に係る情報公		各事業年度の評価結果	
毎年度取りまとめ、翌の推進	の畜産関係業務及び	30年度 元年度 2年度 3年度 4年度	
年度9月末までに公 分母を公表回数とし		b b b b	
	こして、生産者に渡った資		
	後 総額を9月末までに		
	幸 ホームページにおい		
成のための特に優			
た取組内容が認め			

務の運営状況等については、機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を公表する。	ん粉)については、機 構が輸入指定糖等か ら徴収した調整金の 総額及び機構からの 交付金交付対象者に 交付した交付金の事 業別・地域別の総額を 四半期毎に取りまと	分母を公表回数と し、分子を四半期終了 月の翌月末までに公 表した回数とする。 s:達成度合は100% であり、かつ、その達 成のための特に優れ た取組内容が認めら	毎年度、機構が輸入 指定糖等から額をの総額及び付 大調整金の付した 機構から交付し地域別 が象をで付し地域別 が象をををでけるのが がまとめ、 がいまででのののの がいまででで がいまでで がいまでで がいまでで がいまで がいまで がいれて がいる。 で が、 で が、 で が、 で が、 で が、 で が、 で が、 で が	評定 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 b b b			
業により、事業実施主体において造成された基金については、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8	業により事業実施主体において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金に	◇ウ 機構からの補助金により造成された基金に係る情報公	毎年度、基金管理基準に基づき、以下の基金について、名称、基金額等の基本的事項等をホームページにおいて公表した。	評定 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 b b b	— 3年度 4年度 b	評定	

趣旨を踏まえ、機構か	事業実施主体を経由	する。	【公表した基金】			
ら直接交付を受けた	し間接的に機構の補	s :達成度合は 100%	(30年度:7基金)			
補助金による基金の	助金の交付を受けて	であり、かつ、その達	①融資準備財産			
みならず、事業実施主	設置されているもの	成のための特に優れ	②畜産経営維持緊急			
体を経由し間接的に	も含め、全ての基金保	た取組内容が認めら	支援資金融通事業			
	有状況、今後の使用見		基金			
を受けて設置されて		a :達成度合は 100%	③貸付機械取得資金			
	機構において公表す					
の基金保有状況、今後		成のための優れた取				
の使用見込み等を機		組内容が認められる	ース基金			
構において公表する。		•	⑥加工原料乳等生産			
		であった	者積立金			
		c : 達成度合は、80%				
		以上 100%未満であっ	10元月女儿圣亚			
		5年100/0米間(8) 5	(元年度:6基金)			
		d:達成度合は、80%	①融資準備財産			
		は、達成及日は、80% 未満であった	②畜産経営維持緊急			
			支援資金融通事業			
			基金			
			③貸付機械取得資金			
			(2基金)			
			(4)事業準備財産 (4)事業準備財産			
			⑤畜産高度化支援リ			
			一つ基金			
			6加工原料乳等生産			
			者積立金			
			1月7月 <u>17</u> 77			
			(2年度:5基金)			
			①融資準備財産			
			②畜産経営維持緊急			
			支援資金融通事業			
			基金			
			③貸付機械取得資金			
			(2 基金)			
			④ 金金/ ④ 金産高度化支援リ			
			一ス基金			
			5加工原料乳等生産			
			者積立金			
			H 127			
			(3年度:5基金)			
			①融資準備財産			
			②畜産経営維持緊急			
			支援資金融通事業			
			基金			
	l l	l	1	ı		

			③貸付機械取得資金 ④畜産高度化支援リ ース基金 ⑤加工原料乳生産者 積立金					
理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産業振興資金に繰り入れを含むを書業返還金を含むを表するとともに、事業返還金の活用について、その会計処理の分かりますい説明を付記する	業務について、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産業振興資金に繰り入れらむた事業返還金を含むを事業とめ、翌年度9月末までに公表する。また、事業返還金の活用について、その会計処理の分かりやすい説明を付記する等に	分母を公表回数とし、分子を9月末までに公表した回数とする。 s:達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる。	毎年度、前年度の実績に係る畜産業振興資金に繰り入れられた補助事業に係る返還金を含む経理の流れ等について、事業返還金の活用理由等を付記した上で、分かりやすい内容で9月末		評定 名事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 b b b	度 3年度 4年度 b	評定	
4 消費者等への広報	4 消費者等への広報	○4 消費者等への 広報		<評定と根拠> 評定A 満点:40点(小項目20 ×2点) a評価の小項目数:8 ×3点=24点 b評価の小項目数:12 ×2点=24点 合計:24+24=48点 48点/40点=120%	れらの合計数値の割合 120%以上であることか 小項目の総数:20 評定sの小項目数 評定aの小項目数	: 0×4点= 0点 : 8×3点= 24点 : 12×2点= 24点 : 0×1点= 0点 : 0×0点= 0点	評定	

と見込まれる。

供することができた。 止してWeb配信に一本 果があったと認められる。

交換会については、 Web 会議を活用し、国 産野菜の生産・供給に 取り組む外食企業(令 和2年度) や自動搾乳

消費者等への広報 |・消費者等への情報提供については、毎年度四 については、中項目の | 半期毎に広報推進委員会を開催し、ホームペー 中期達成割合が 120% | ジその他の広報活動の改善・強化につながる方 であり、所期の目標を一策等を検討、消費者ニーズを把握するため、ホ 上回る成果があった | 一ムページ、業務紹介用パンフレットに関する アンケート調査の実施、ホームページの「消費 ホームページでの|者コーナー」等の充実を図り消費者等への分か 「消費者コーナー」等しりやすい情報提供を実施したほか、農畜産物や の充実を通じた消費 | 法人業務に関する消費者等の理解促進を図る 者等への分かりやす ため、消費者等との意見交換会や alic セミナ い情報提供の推進に | 一を実施している。特に、令和2年度は、法人 ついては、令和2年度 | 業務の役割や必要性を紹介したコンテンツ (Q は、文字を中心とした &A) をアニメーション化して動画で配信する 既存の業務紹介コン などWeb を活用した消費者等へ分かりやすい情 テンツをアニメーシ 報提供の実施、令和3年度は、広報誌について、 ョン化して動画で配 | 紙媒体を廃止して、Web 動画に一本化した上で 信することで、機構の | 発行頻度を隔月から毎月に増やする取組等を 業務の必要性・意義を一実施した。また、消費者等の農畜産物や法人業 より分かりやすい形 | 務に関する理解促進等のため、alic セミナーを で消費者等に情報提 | YouTube 等でリアルタイム配信したことや、国 | 際果実野菜年や食肉代替食品の消費動向等、タ 令和3年度は、広報誌 イムリーなテーマを取り上げることにより、参 について、紙媒体を廃 | 加者からの高評価を得ており、目標を上回る成

化した上で、発行頻度 ・ホームページの機能強化については、平成30 を従来の隔月から毎一年度は、消費者に対し、農畜産業や法人業務へ 月に増やすなどによしの理解を深めるためのフェイスブックの開設、 り、十分な取組をし一法人の業務運営に対する理解を深めるための コンテンツを新たに作成、公開、令和元年度は、 消費者等の理解の|農畜産事業者等に対し、法人のホームページを 促進を図るための消し広告媒体として活用できる機会を新たに提供、 費者等との意見交換 令和2年度は、アンケートページ作成機能の導 会等の開催について 人、動画共有サイト (YouTube) の導入、令和3 は、令和2年度以降、 年度は、Web 配信となった広報誌のデジタルブ 新型コロナウイルス|ックの導入、畜産の情報については、バックナ の感染拡大の影響にレバーの検索範囲の拡充や検索時間の短縮が より、消費者等への対し可能となるなど、利用者の利便性の向上等、毎 面による広報活動が 年度、事業の発展に資することができており、 |困難となる中、①意見 | 目標を上回る成果があったと認められる。

様型の現在を定っています。		
があいからない。	機等の製造企業(令和	
があいからない。	3年度)とそれぞれ双	
変別の変形を実践」。 表現に表しから生態が探 まったとの更重が指 られたはが、現所不可 なかがームページや (準別を発していく ファードバック うれ を発生していく ファードバック うれ を発生している を発音している。 のでは、例のでは、現場 のが様を到ることが できたこと、また。 のは、モミナーについ でも、方式に、ゆ は、モミナーについ でも、方式に、ゆ あ方式にし、方面内 からのを性情が起席。 産業やる国の表情代 等名はの表情代 等名はの表現の人 でもなり、よいるア ングートにといて高 評価を得ることがで さんにいる。 が を駆したした。 ホームページの 整 神像で いった ジの 整 神像で いった ジの 整 神像については、現所を持ち、 「美々の事事を発現 の ことの フェースプラ ラ る家とにはなした。 「赤」、「海の事事を発現 の ことの コースプラ ラ る家とにはなした。 「赤」、「海の事事を発現 の ことの コースプラ ラ る家とにはなした。 「赤」、「海の事事を発現 の ことの コースプラ ラ る家とにはなした。 「赤」、「神像を中の変化と		
8 起席への到底が開 されたが、美術名団 ためかました。 ジャ 機能部を通してなく アイードハックされ るを出した。 地工・ 実施門解令なシャー 「経験素が変越及び 環だ事務等への実際 の信遣を見から表す。 と、 また、 ② はた ドラナーと、 また、 ② はた ドラナーと からの生物を発症、 またのと世帯が全性、 またのと世帯が全性、 またとして、 ひ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
8 起席への到底が開 されたが、美術名団 ためかました。 ジャ 機能部を通してなく アイードハックされ るを出した。 地工・ 実施門解令なシャー 「経験素が変越及び 環だ事務等への実際 の信遣を見から表す。 と、 また、 ② はた ドラナーと、 また、 ② はた ドラナーと からの生物を発症、 またのと世帯が全性、 またのと世帯が全性、 またとして、 ひ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	参加した方からは、取	
はつかにより、別本価田 はのホームへ、ジや 機関込を主きり、別す。 では、上きり、別す。 では、上きり、別す。 では、上きり、別す。 ではたことができた。更なの理解のの解析を図ることができた。とれ、変 可は、ヤミナーについ でも、でも、では、の には、り端外 からの地域の形形。 印の地域の形形。 印の地域の形成を高音 産業やの消費を加りた できたことができたことができたことができたことにより、参加すび できたことにより、参加すび が確定を含ることができたことができたことにより、参加すび が正とした。 ボールスページの機 地域がにつかっては、平 変かの理解と強者 なのを変わるといった。 ボールスページの機 地域がにつかっては、平 が、の生産が発酵機構 業等へのごとのできたというとう があったのフェイタングンフ を動うできたことが、 ボールスページの機 地域がにつかっては、平 が、の生産が発酵機構 業等へのごとの発生に対した がは、の生産が発酵を進めるためフェイタングンフ を割かにに対して、 に対する無料を進めるためフェイタングンフ を割かにに対していた。 に対する無料を進める。 なためフェイタングンフ を割かにに対していた、 で開し、 はずには、 に対する無料を進める。 なたがにして、 で開し、 はずにの表がにしていた。 で開し、 はずにの表ができたいた。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、		
会れたほか、海像世世 他のか・人へ・ジャ 機関第を達してきる。 プイ・ドバックを含え なたとしまり、加工・ 主義務用が変やかの世界 できたとも、また、空 高はできまりたのか できたとも、また、空 高はできまりたのか できたとも、また、空 高はできまりたのか なが方式により海外 からの連門が原理に、 は、心料が可能が最高 産業等を目からとしている。 デーマを取り上げた ととしまり、表別都ア ンケートにおいて成立 者による。ナーか が原をとによる。ナーか が原をとによる。ナーか が原をとによる。ナーか が原をとによる。ナーか が原をとによる。ナーか が原をとによる。ナーか が原をとによる。ナーか が原をとによる。ナーか が原をとによる。オーカー が原ををによる。オーカー ボーム・ブルの機 物種化ケルでは、平 変め である。 変が 乗機 変の の コーイスブッ クを断たして 現とした にない、機事の変形運名 にない、機事の変形運名 に対し、 にないの はい		
情のホームページの 地関語を全して灰く フィードバックされ るかないとか、加工・ 維護用野菜やスマレー ・ 格養素の変質及ので ・ できたことが、 できたことも、さた。② 利は セミナーについ でも、たったのいでも、でも、でも、でも、でも、でも、でも、でも、でも、でも、でも、のからの出版のが高。 西華やモニックカーな ケーマを扱う上げた ことにより、参加留で ンケーマを扱う上げた ことにより、参加留で シケーマを扱う上げた ことにより、参加留で をかったメインの が面積を与なことがで さきたことにより、一 が面積とした。 ホーム・アンの 新聞化テルでは、平 成如年数に、海を管と 対し、東京麻舎、整備 著係へのよう。 本年の人では、一 ・ 本年の人でより、一 ・ 本年の人である。 ・ 本年の人である。 ・ 本年の人である。 ・ 本年の人である。 ・ 本年の人でランク ・ 本年の人である。 ・ 本年のたる。 ・ 本年のでのかり、 ・ 本年のでのたる。 ・ 本年のたる。 ・ 本年のからない。 ・ 本年のからない。 ・ 本年のである。 ・ 本年のである。		
韓国記を通じて広く フィードバック され 気が出野菜の水飲及び 韓橋東郊 ランスを受い 韓橋東郊 ランスを呼 の作権を変わってます できたこと、また。② のに セミナーについ でも、たられる。 できる。 会方式により 音外 からの北岸海の町内、 ロ の水域可能の表面 重要を回りたけ 皆突品の海豚薬の両と いったタイムリーな テーマを取り LIFた ことにより、 お印デア ンケートにおいて高 非確とした。 ボーム・ジの 礁 電源化ビッグでは、平成の 年間を記した。 ボーム・・ジの 礁 電源化ビッグでは、下海 大の 中間 大阪 東京 (東京 中域) 大阪		
フィードバック され るなど、おり、加工 - 第8月 野 天空 火火 「 ・ 編集 素の 美 泉 女 び ・ 編集 素を 当 の 型群 の保 連 本 仮図 ・		
ト島企業の実施及び 競技業務等への理解 の程達を図ることが できたこと、また。 の alto セミナーについ でも、YouTube や wo 会議人式により納分 からの出情報の間に、 取 の特徴可能な危害 産業やを国の食物で 替食品の出きな デーマを取り上げた ことにより、参加在ケ ンケートにおいて点 評価を得ることがで きたことにより、参加在ケ ンケートにおいて点 評価を得ることがで きたことにより、本の本 をした。 ホームページの機 能操化にかては、平 成の年度に消費者に 対し、高者産業や機構 業務への理解を同め るためフェイメノソ クを新たに開致した にない、気煙の楽物運用 に対する理解を逐め るためのコンテンツ を新たに成、公開 し、情報者の場所に		
ト島企業の実施及び 競技業務等への理解 の程達を図ることが できたこと、また。 の alto セミナーについ でも、YouTube や wo 会議人式により納分 からの出情報の間に、 取 の特徴可能な危害 産業やを国の食物で 替食品の出きな デーマを取り上げた ことにより、参加在ケ ンケートにおいて点 評価を得ることがで きたことにより、参加在ケ ンケートにおいて点 評価を得ることがで きたことにより、本の本 をした。 ホームページの機 能操化にかては、平 成の年度に消費者に 対し、高者産業や機構 業務への理解を同め るためフェイメノソ クを新たに開致した にない、気煙の楽物運用 に対する理解を逐め るためのコンテンツ を新たに成、公開 し、情報者の場所に	業務用野菜やスマー	
の化連を図ることが できたこと、また、② alto でミナーについ でも、YouTube や web 会議方式によりを外 からの生地報の配信。 即 の外が可能な場高		
の化連を図ることが できたこと、また、② alto でミナーについ でも、YouTube や web 会議方式によりを外 からの生地報の配信。 即 の外が可能な場高	機構業務等への理解	
できたこと、また。② alie セミナーについ ても、YouThuch や Wub 会流方式により海外 からの中部沙連信 即 の対 前可能な農畜 声楽や各回の食利代 普食品の消費動向と いったタイムリーな アーマを散り上げた ことにより、参加省ア ンケートにおいて高 評価を得ることができたことにより、十分 な吸組をした。 ホームページの機 総動化とついては、平 成 30 年度は、消費者に 対し、最高を担めた。 ※ ホームページの機 に動化とついては、平 成 30 年度は、消費者に 対し、最高をの理する深め るためフェイスジック を新たに開設した ほが、機能の実務運営 に対する理解を深め るためのコンテンツ を新たに作成、公開 し、信義を得めの途化と		
alic をミナーについ ても、YouTube や Web 会議方式により 海外 からの毛情報が理信。 印 の持続可能な廃去 産業や高速度も 産業や高力の食肉代 養食品の消費動向と いったタムリーな テーマを取り上げた こどにより、参加さア ングトトにおいてら 評価を得ることがで きたことにより、1分 な取録とた。 ホームページの機 能性化シルでは、中で 対し、農畜産業や機構 業務への理解を実施 のるためアニイズブッ クを新たに開設した ほか、機構の業務定置 に対する理解を深め るためのコンテンツ を新たに作成、公開 し、情報を得の変化に		
ても、YouTube や Web 会議方式により海外 からのが音での確信。 EU の持続可能な機会 産業や各国の食物代 替食品の消費動向と いったタイムリーな テーマを取り上げた ことにより、参加名ア ンケートにおいて高 評価を含えとがで きたことにより、十分 な取准をした。 ホームページの機 能強化については、平 成の年度を認め るためアイスブック クを新たに開設した ほの、機構の実形理音 に対する解析を認め るためのエンテンツ を新たに作成、公開 し、情報を経の遊化に		
会議方式により海外 からの生情報の配信。 近 の時報可能な機密 産業や各国の食肉代 費食品の消費動向と いったタイムリーな アーマを取り上げた ことにより、参加者ア ンケートにおいて高 評価を得ることがで きたことにより、十分 な取組をした。 ホームページの機 能強化ごんージの機 能強化ごんージの機 能強化に分でで度は、消費者に 対し、最密産業や機構 業務への理解を深め るためフェイスブックを新たに開設した ほか、標準の業務運営 に対する理解を深め るためのコンテンツ を前たに作成、公開 し、情報配例の強化に		
からの生情報の配合機 ・		
 産業や各国の食肉代替食品の消費動向といったタイムリーなテーマを取り上げたことにより、参加者アンケートにおいて高評価を得ることができたことにより、十分な販組をした。ホームページの機能強化については、平成30年度は、消費者に対し、必需確率を援めるためフェイスブックを新たに開設したほか、機動の業務確置に対する理解を深めるためフェイスブックを新たに開設したほか、機動の業務確置に対する理解を深めるためのコンテンツを新たに作成、公開し、情報の養知の強化に 		
特食品の消費動向と いったタイムリーな テーマを取り上げた ことにより、参加者ア ンケートにおいて高 評価を得ることがで きたことにより、十分 な形組をした。 ホームページの機 遠強化については、平 成30年度は、消費者に 対し、農畜産業や機構 業務への理解を深め るためフェイスブッ クを新たに開設した ほか、機構の業務運営 に対する理解を深め るためのコンテンツ を新たに作成、公開 し、情報発信の強化に	EU の持続可能な農畜	
いったタイムリーな デーマを取り、上げた ことにより、参加者ア ンケートにおいて高 評価を得ることがで きたことにより、十分 な取組をした。 ホームページの機 能強化については、平 成30年度は、消費者に 対し、農畜産業や機構 業務への理解を深め るためフェイスブックを新たに開設した ほか、機構の業務運営 に対する理解を深め るためのコンテンツ を新たに所成、公開 し、情報発信の強化に	産業や各国の食肉代	
テーマを取り上げた ことにより、参加者ア ンケートにおいて高 評価を得ることができたことにより、十分 な取組をした。 ホームページの機 (施強化については、平 成30年度は、消費者に 対し、農畜産業や機構 業務への理解を深め るための土マイスブッ クを新たに開設した ほか、機構の業務運営 に対する理解を深め るためのコンテンツ を新たに作成、公開 し、情報発信の強化に	替食品の消費動向と	
ことにより、参加者ア ンケートにおいて高 評価を得ることがで きたことにより、十分 な取組をした。 ホームページの機 能強化については、平 成30年度は、消費者に 対し、農畜産業や機構 業務への理解を深め るためフェイスブッ クを新たに開設した ほか、機構の業務運営 に対する理解を深め るためのコンテンツ を新たに作成、公開 し、情報発信の強化に	いったタイムリーな	
ンケートにおいて高 評価を得ることができたことにより、十分 な取組をした。 ホームページの機 能強化については、平 成30年度は、消費者に 対し、農畜産業や機構 業務への理解を深め るためフェイスブッ 夕を新たに開設した ほか、機構の業務運営 に対する理解を深過 るためのコンテンツ を新たに作成、公開 し、情報発信の強化に	テーマを取り上げた	
評価を得ることができたことにより、十分な取組をした。 ホームページの機能強化については、平成30年度は、消費者に対し、農畜産業や機構業務への理解を深めるためフェイスブックを新たに開設したほか、機構の業務運営に対する理解を深めるをめのコンテンツを新たに作成、公開し、情報発信の強化に	ことにより、参加者ア	
きたことにより、十分 な取組をした。 ホームページの機 能強化については、平 成 30 年度は、消費者に 対し、農畜産薬や機構 業務への理解を深め るためフェイスブッ クを新たに開設した ほか、機構の業務運営 に対する理解を深め るためのコンテンツ を新たに作成、公開 し、情報発信の強化に	ンケートにおいて高	
な取組をした。 ホームページの機 能強化については、平 成30 年度は、消費者に 対し、農畜産業や機構 業務への理解を深め るためフェイスブッ クを新たに開設した ほか、機構の業務運営 に対する理解を深め るためのコンテンツ を新たに作成、公開 し、情報発信の強化に	評価を得ることがで	
ホームページの機 能強化については、平 成30年度は、消費者に 対し、農畜産業や機構 業務への理解を深め るためフェイスブッ クを新たに開設した ほか、機構の業務運営 に対する理解を深め るためのコンテンツ を新たに作成、公開 し、情報発信の強化に	きたことにより、十分	
能強化については、平 成30年度は、消費者に 対し、農畜産業や機構 業務への理解を深め るためフェイスブッ クを新たに開設した ほか、機構の業務運営 に対する理解を深め るためのコンテンツ を新たに作成、公開 し、情報発信の強化に	な取組をした。	
成30 年度は、消費者に 対し、農畜産業や機構 業務への理解を深め るためフェイスブッ クを新たに開設した ほか、機構の業務運営 に対する理解を深め るためのコンテンツ を新たに作成、公開 し、情報発信の強化に	ホームページの機	
対し、農畜産業や機構 業務への理解を深め るためフェイスブッ クを新たに開設した ほか、機構の業務運営 に対する理解を深め るためのコンテンツ を新たに作成、公開 し、情報発信の強化に	能強化については、平	
業務への理解を深め るためフェイスブッ クを新たに開設した ほか、機構の業務運営 に対する理解を深め るためのコンテンツ を新たに作成、公開 し、情報発信の強化に	成30年度は、消費者に	
るためフェイスブッ クを新たに開設した ほか、機構の業務運営 に対する理解を深め るためのコンテンツ を新たに作成、公開 し、情報発信の強化に	対し、農畜産業や機構	
クを新たに開設した ほか、機構の業務運営 に対する理解を深め るためのコンテンツ を新たに作成、公開 し、情報発信の強化に	業務への理解を深め	
ほか、機構の業務運営 に対する理解を深め るためのコンテンツ を新たに作成、公開 し、情報発信の強化に	るためフェイスブッ	
に対する理解を深め るためのコンテンツ を新たに作成、公開 し、情報発信の強化に	クを新たに開設した	
るためのコンテンツ を新たに作成、公開 し、情報発信の強化に	ほか、機構の業務運営	
を新たに作成、公開 し、情報発信の強化に	に対する理解を深め	
し、情報発信の強化に		
	を新たに作成、公開	
	し、情報発信の強化に	
·	努めたこと、令和元年	

度は、農畜産業及びそ
の関連産業に携わる
事業者等に対し、機構
のホームページを広
告媒体として活用で
きる機会を新たに提
供したこと、令和2年
度は、アンケートペー
ジ作成機能を導入し
たことで、ホームペー
ジの改善等に必要な
閲覧者の意見を効率
的に収集することが
可能となったほか、動
画共有サイト
画 共 有 ツ 1 ト (YouTube) の導入に
より、分かりやすい情
報提供にとどまらず、
コロナ禍における情
報発信の強化に繋げ
ることができたこと、
さらに、農畜産業及び
その関連産業に携わ
る事業者への広告掲します。
載機会の提供につい
て、新たに情報誌のメ
ールマガジンも対象
とする媒体としたこ
と、令和3年度は、Web
配信となった広報誌
については、デジタル
ブックを導入したこ
とで紙面の拡大やペー
ージめくり等が可能
となるなど、パソコン
やスマートフォン等
で消費者等が手軽に
閲覧することが可能
となったこと、また、
畜産の情報について
は、バックナンバーの
検索範囲の拡充や検
索時間の短縮が可能
となるなど、利用者の

の提供については、国 民消費生活の安定に 寄与するとともに、機 構の業務運営に対す る国民の理解を深の関 心の高い農畜産物や 機構の業務に関連し た情報を積極的に発 かりやすい形で発信 する。 また、ホームページ	消費者等への情報の情報の情報といては、に活力といては、に活力ともというでは、に機するのでは、に機するを運用を対したがでは、に機するのでは、に機するのでは、に機するを運用を対したがのでは、は、というでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	報提供 ◇ア 広報推進委員 会における広報に報話動 の改善策について 検討 s:取組は十分で上 る顕著な成果があった a:取組は十分を上 のの表別では のの表別で	毎年度、各部の幹部 職員から構成される 広報推進委員会を四 半期毎に開催し、ホー ムページその他の広 報活動の改善・強化に つながる方策等を検	評定 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 b b b		評定	
	ンケート調査を実施 し、その結果等を踏ま え、ホームページ等の	s:取組は十分であり、かつ、目標を上回 る顕著な成果があっ	毎年度、消費者ニーズを把握するため、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査を実施し、消費者の関心の高い事項、ホームページの改善点等を把握した。	評定 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年度 b b b	一 要 3年度 4年度 b	評定	

₩ NH 331 - 1	Г					
る成果があった						
b: 取組は十分であっ						
た						
c:取組はやや不十分						
であり、改善を要する						
d: 取組は不十分であ						
り、抜本的な改善を要						
する						
) '3						
◇ウ ホームページ	 <主要な業務実績>		評定 -	_	評定	
での「消費者コーナ	毎年度、アンケート		各事業年度の評価結果			
	結果等を踏まえ、ホー		30年度 元年度 2年度	3年度 4年度		
	ムページでの「消費者		b b a	a		
	コーナー」等の充実を		2 2 4			
進	図り、消費者等への分					
	かりやすい情報提供					
り、かつ、目標を上回						
	令和2年度は、機構					
To the state of th	業務紹介を動画で見					
	られると良いとのア					
	ンケート結果を踏ま					
	え、機構業務の役割や					
b:取組は十分であっ	必要性を紹介したコ					
た	ンテンツ (Q&A) をア					
c:取組はやや不十分	ニメーション化して					
であり、改善を要する	動画で配信するなど					
d:取組は不十分であ	Web を活用した新たな					
り、抜本的な改善を要	方法で消費者等へ分					
する	かりやすい情報を提					
	供した。					
	令和3年度は、「消					
	費者コーナー」の料理					
	レシピについて、写真					
	の解像度をアップし					
	たほか、閲覧者がレシ					
	ピを検索しやすいよ					
	う、材料別やジャンル					
	別に整理するなど構					
	成を見直すとともに、					
	広報誌について、紙媒					
	体を廃止してWeb配信					
	に一本化した上で、発					
	行頻度を従来の隔月					
	から毎月に増やすと					
		·				

	ともに、フェイスフ	r'y				
	クによる情報発信	する				
	ついても、機構の認	恩知				
	度向上と農畜産業	きゃ				
	機構業務への理解	を				
	深め、機構のファン	/を				
	増やすため、引き網					
	取り組んだ。					
	7777,270					
	エ 消費者等の理 <主要な業務実績>	<u> </u>	評定 -	_	評定	
	の促進を図るため 農畜産物や機構		各事業年度の評価結果		HI /C	
	肖費者等との意見 務に関する消費者		30年度 元年度 2年度	9年度 4年度		
			b b a	a		
	肖費者等との意見 め、毎年度、消費者					
	Q会、セミナー等の との意見交換会					
	を alic セミナーを集	E/DL				
	:取組は十分であした。	days .				
	かつ、目標を上回 令和2年度以降、					
	頃著な成果があっ 型コロナウイルス					
	感染拡大の影響に					
	: 取組は十分であ り、消費者等への対					
b.	かつ、目標を上回しによる広報活動が	[]				
る成	以果があった 難となる中、意見な	芝換				
b:	:取組は十分であっ 会については、Web	会				
	議により、国産加口	_ •				
c:	: 取組はやや不十分 業務用野菜の生産・	供				
であ	あり、改善を要する │ 給に取り組む外食	企				
d:	: 取組は不十分であ 業 (2年度) や、ス	ペマ				
9、	抜本的な改善を要 ート酪農業に取り	組				
	5 む自動搾乳機等の	製				
	造企業(3年度)と					
	れぞれ双方向・同時					
	な情報や意見の交					
	を実施した。					
	また、alicセミナ	<u>-</u>				
	についても、Web 全					
	や動画共有サイ					
	(YouTube)により、					
	構の業務等につい					
	情報を発信した。					
		<u></u>				
	さらに、令和3年から 広想誌 を厚り					
	から広報誌を隔月					
	行から月刊に変更					
	るなど消費者等へ	·(<i>i</i>)				

	情報発信の強化に取り			
	り組んだ。			
(2) ホームページの \Diamond (2) ホーム	ページ・/子亜イン类数字建へ		 評定	
		日本 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
		30年度 元年度 2年度 3	0. 年度 4. 年度	
は、利用者が必要とすしてたホームペ		a a a	a	
る情報に効率的にアーの反映)	ス分析の結果を提供			
クセスできるよう、ホ s:取組は十分	· ·			
ームページのスマーり、かつ、目標				
トフォンへの対応等、「る顕著な成果」				
ホームページの機能した	者の機構の認知度を			
	うであ 向上させるツールと			
	を上回して新たにフェイス			
る成果があった				
	であっしたほか、機構の業務			
た	運営に対する理解を			
	不十分 深めるためのコンテ			
	要するレツを新たに作成・公			
	分であり開した。			
り、抜本的な改				
する	産業及びその関連産			
	業の発展に資するた			
	め、これらの業種に携			
	わる事業者又はその			
	構成する団体がホー			
	ムページにバナー広			
	告を掲載する機会を			
	新たに提供した。			
	令和2年度は、ホー			
	ムページ利用者の属			
	性や関心事項を把握			
	するため、アンケート			
	ページ作成機能をホ			
	ームページに導入し			
	た。さらに、情報発信			
	の強化を図るため、			
	「消費者コーナー」			
	(ムービーコーナー)			
	に動画共有サイト			
	(YouTube) を新たに			
	開設し、畜産関係補助			
	事業の公募にかかる			

	I		- La VIII. La	T		1	
			事業実施主体への事				
			業説明に利用するな				
			ど、機構業務全般の情				
			報発信に活用した。こ				
			のほか、農畜産業及び				
			その関連産業の発展				
			に資するための関連				
			事業者等への広告掲				
			載機会の提供につい				
			て、従来のホームペー				
			ジに加え、新たに情報				
			誌のメールマガジン				
			も対象とする媒体と				
			した。				
			令和3年度は、Web				
			配信となった広報誌				
			にデジタルブックを				
			新たに導入したほか、				
			情報誌 (畜産の情報)				
			バックナンバーの検				
			索機能拡充のための				
			改修を行うなどホー				
			ムページの機能強化				
			を図った。				
5 情報セキュリテ	5 情報セキュリテ	○5 情報セキュリ		<評定と根拠>	評定 B	評定	
ィ対策の向上	ィ対策の向上	ティ対策の向上		評定B	<評定に至った理由>		
				満点:16点(小項目8	小項目の評定はaが1、bが6、cが1であ		
					7世界日の川人(ななかって、 Dから) Cかって (な	•	
				× 2 点)	り、これらの合計数値の割合が基準となる数値		
					り、これらの合計数値の割合が基準となる数値		
				× 2 点)	り、これらの合計数値の割合が基準となる数値 *の 120%以上であることから、評定はAとし		
				× 2 点) a 評価の小項目数: 1	り、これらの合計数値の割合が基準となる数値 *の 120%以上であることから、評定はAとした。		
				× 2 点) a 評価の小項目数: 1 × 3 点= 3 点	り、これらの合計数値の割合が基準となる数値 *の 120%以上であることから、評定はAとした。		
				× 2 点) a 評価の小項目数: 1 × 3 点= 3 点 b 評価の小項目数: 6	り、これらの合計数値の割合が基準となる数値 *の 120%以上であることから、評定はAとした。 小項目の総数:8		
				× 2点) a 評価の小項目数: 1 × 3点=3点 b 評価の小項目数: 6 × 2点=12点	り、これらの合計数値の割合が基準となる数値 *の 120%以上であることから、評定はAとした。 小項目の総数:8 評定sの小項目数:0×4点=0点		
				× 2点) a 評価の小項目数: 1 × 3点=3点 b 評価の小項目数: 6 × 2点=12点 c 評価の小項目数: 1	り、これらの合計数値の割合が基準となる数値 *の 120%以上であることから、評定はAとした。 小項目の総数:8 評定sの小項目数:0×4点=0点 評定aの小項目数:1×3点=3点 評価bの小項目数:6×2点=12点		
				×2点) a評価の小項目数:1 ×3点=3点 b評価の小項目数:6 ×2点=12点 c評価の小項目数:1 ×1点=1点	り、これらの合計数値の割合が基準となる数値 *の 120%以上であることから、評定はAとした。 小項目の総数:8 評定sの小項目数:0×4点=0点 評定aの小項目数:1×3点=3点 評価bの小項目数:6×2点=12点		
				×2点) a評価の小項目数:1 ×3点=3点 b評価の小項目数:6 ×2点=12点 c評価の小項目数:1 ×1点=1点 合計:3+12+1=16	り、これらの合計数値の割合が基準となる数値 *の 120%以上であることから、評定はAとした。 小項目の総数:8 評定sの小項目数:0×4点=0点 評定aの小項目数:1×3点=3点 評価bの小項目数:6×2点=12点 評価cの小項目数:1×1点=1点		
				×2点) a評価の小項目数:1 ×3点=3点 b評価の小項目数:6 ×2点=12点 c評価の小項目数:1 ×1点=1点 合計:3+12+1=16	り、これらの合計数値の割合が基準となる数値 *の 120%以上であることから、評定はAとした。 小項目の総数:8 評定sの小項目数:0×4点=0点 評定aの小項目数:1×3点=3点 評価bの小項目数:6×2点=12点 評価cの小項目数:1×1点=1点 評価dの小項目数:0×0点=0点		
				×2点) a評価の小項目数:1 ×3点=3点 b評価の小項目数:6 ×2点=12点 c評価の小項目数:1 ×1点=1点 合計:3+12+1=16 点	り、これらの合計数値の割合が基準となる数値 *の 120%以上であることから、評定はAとした。 小項目の総数:8 評定sの小項目数:0×4点=0点 評定aの小項目数:1×3点=3点 評価bの小項目数:6×2点=12点 評価cの小項目数:1×1点=1点 評価dの小項目数:0×0点=0点 合計 16点(16/16=100%)		
				×2点) a評価の小項目数:1 ×3点=3点 b評価の小項目数:6 ×2点=12点 c評価の小項目数:1 ×1点=1点 合計:3+12+1=16 点 16点/16点=100% 情報セキュリティ	り、これらの合計数値の割合が基準となる数値 *の 120%以上であることから、評定はAとした。 小項目の総数:8 評定sの小項目数:0×4点=0点 評定aの小項目数:1×3点=3点 評価bの小項目数:6×2点=12点 評価cの小項目数:1×1点=1点 評価dの小項目数:0×0点=0点 合計 16点(16/16=100%)		
				×2点) a評価の小項目数:1 ×3点=3点 b評価の小項目数:6 ×2点=12点 c評価の小項目数:1 ×1点=1点 合計:3+12+1=16 点 16点/16点=100% 情報セキュリティ 対策の向上について	り、これらの合計数値の割合が基準となる数値 *の 120%以上であることから、評定はAとした。 小項目の総数:8 評定sの小項目数:0×4点=0点 評定aの小項目数:1×3点=3点 評価bの小項目数:6×2点=12点 評価cの小項目数:1×1点=1点 評価dの小項目数:0×0点=0点 合計 16点(16/16=100%)		

概ね、計画通りに実施 れる。

平成30年度は、情報 向上を図っている。 など、改善を要した。 対策が必要である。

機器等について、短期 間で情報セキュリテ | <今後の課題> 図った。

<課題と対応>

止策を講じた。

- の措置
- 事務室への入退室 ある。 管理の厳格化
- 通行証管理の徹底
- ・サーバへのアクセ スに必要なパスワ
- ード管理の徹底
- ②対外非公表とすべ き情報の持ち出し を防止する観点か らの措置

割合が 100%であり、 点検等の取組を計画どおり実施している。

特に、令和2年度は、新型コロナウイルスの しており、所期の目標 | 感染拡大に対して、急遽整備したテレワーク機 を達成すると見込ま 器等について、短期間で情報セキュリティ対策 を万全に講じるなど、情報セキュリティ対策の

セキュリティインシー なお、平成30年度に情報セキュリティイン デントが発生したことデントが発生し、外部有識者による検証も経 とから、外部有識者に「て発生要因を特定した上で再発防止策として、 よる検証も経て発生 不正なアクセスの防止措置、非公表情報に対す 要因を特定した上でしる措置、情報セキュリティに関する知識向上に 再発防止策を講じる 関する措置等が図られているが、今後も十分な

令和2年度は、新型 ・緊急時を含めた連絡体制の整備については、 コロナウイルスの感 | 当省担当部局との連絡網の整備・更新、同部局 染拡大に対して、急遽 との情報セキュリティに係る適時の情報交換 整備したテレワークを的確に実施されていた。

ィ対策を万全に講じし・情報セキュリティについては、サイバーセキ たるなど、情報セキューユリティ基本法(平成 26 年法律第 104 号)第 リティ対策の向上を 25条第1項に基づく最新の「政府機関等の情報 セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏 まえ、関係規程等を適時適切に見直すととも に、これに基づき情報セキュリティ対策を講 平成30年度の情報 じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防 セキュリティインシー御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化の取 デントについては、そ 組を行っており、平成30年度に発生した情報 の発生要因を分析し セキュリティインシデント以降は、 重大なイン た上で、以下の再発防しシデントは発生していない。しかし、法人は多 数の個人情報を有していることから、国の機関 ①不正なアクセスを へのサイバー攻撃の増加、不正アクセスに係る 防止する観点から | 手口が年々巧妙化している実態等を踏まえ、今 後も必要に応じて十分な対策を講じる必要が

	・USB メモリの一元			
	管理の徹底及び機			
	構外への持ち出し			
	の原則禁止			
	・機密性の高い情報			
	の保存管理ルール			
	の徹底			
	・在職中に加え、退			
	職後も秘密保持を			
	義務付け			
	③情報セキュリティ			
	一般の向上を図る			
	観点からの措置			
	・職員研修の充実			
	・内部・外部の主体			
	による監査の強化			
	・効果的・効率的な			
	リスク管理の励行			
	今後も必要な対策			
	を着実に取り組んで			
	いくこととしている。			
			_	
サイバーセキュリ (1)サイバーセキュ ◇(1)情報セキュリ	<主要な業務実績>	評定 —	評定	
ティ基本法(平成26年 リティ基本法(平成26 ティ対策の向上	毎年度、情報セキュ	各事業年度の評価結果		
法律第104号)第25条 年法律第104号)第25 (指標=規程等の見	リティ対策推進計画	30年度 元年度 2年度 3年度 4年度		
第1項に基づく最新 条第1項に基づく最 直し、規程等の周知、	に基づき、情報セキュ	c b a b		
の「政府機関等の情報 新の「政府機関等の情 実施状況の点検、監	リティ対策の向上の			
セキュリティ対策の 報セキュリティ対策 査、対策の改善等)	ための取組を実施し			
ための統一基準群」等 のための統一基準群」 s:取組は十分であ	た。主な取組みは以下			
を踏まえ、関係規程等 等を踏まえ、関係規程 り、かつ、目標を上回	のとおり。			
を適時適切に見直す「等を適時適切に見直」る顕著な成果があっ	①外部専門家による			
とともに、これに基づしすとともに、これに基した	情報システムのセ			
き情報セキュリティ づき情報セキュリテ a : 取組は十分であ				
対策を講じ、情報シスーイ対策を講じ、情報シーり、かつ、目標を上回				
テムに対するサイバステムに対するサイる成果があった	②役職員を対象とし			
一攻撃への防御力、攻 バー攻撃への防御力、 b:取組は十分であっ				
撃に対する組織的対 攻撃に対する組織的 た				
7-1-74 / W/IM/IN/14/74 / / TIC/14 / W/IM/IM/IM/IM/IM/IM/IM/IM/IM/IM/IM/IM/IM/	情報化キュリティ			
一 広能力の強化に取り 対広能力の強化に取して・取組はやや不十分	情報セキュリティー 研修及び標的型メー			
応能力の強化に取り 対応能力の強化に取 c:取組はやや不十分 組む。また 実施状況 り組む。また 実施状 であり 改善を要する	研修及び標的型メ			
組む。また、実施状況 り組む。また、実施状 であり、改善を要する	研修及び標的型メ ール訓練の実施			
組む。また、実施状況 り組む。また、実施状 であり、改善を要するを毎年度把握し、PDC 況を毎年度把握し、 d:取組は不十分であ	研修及び標的型メ ール訓練の実施 ③ポップアップ形式			
組む。また、実施状況 を毎年度把握し、PDC Aサイクルにより情り組む。また、実施状 況を毎年度把握し、 PDCAサイクルにより り、抜本的な改善を要	研修及び標的型メ ール訓練の実施 ③ポップアップ形式 による役職員への			
組む。また、実施状況 り組む。また、実施状 であり、改善を要するを毎年度把握し、PDC 況を毎年度把握し、 d:取組は不十分であ	研修及び標的型メ ール訓練の実施 ③ポップアップ形式			

	④情報セキュリティ		
	に関する自己点検		
	の実施		
	⑤プロキシサーバ、		
	IPS による外部監視		
	サービス及び標的		
	型攻撃対策管理サーバダのほれたよ		
	ーバ等の情報セキ		
	ュリティ機器等の		
	整備		
	⑥政府機関等の情報		
	セキュリティ対策		
	のための統一基準		
	群等の改正を踏ま		
	えた情報セキュリ		
	ティ関係規程の改		
	正		
	平成30年度は、情報		
	セキュリティインシ		
	デントが発生したこ		
	とから、外部有識者の		
	助言を仰ぎ、確認され		
	た事実関係に基づく		
	発生要因の検証を行		
	った上で、再発防止策		
	を策定し、これらを		
	NISC に対して報告す		
	るとともに、その概略		
	について対外公表を		
	行った。		
	令和2年度は、新型		
	コロナウイルスの感		
	染拡大に対して、急遽		
	整備したテレワーク		
	機器等について、短期		
	間で情報セキュリテ		
	イ対策を万全に講じ		
	るなど情報セキュリ		
	ティ対策の向上に努		
	クイ対象の同工に劣しめた。		
	<i>∨</i> // <i>⊂</i> ₀		
(2)農林水産省との ◇(2)緊急時を含め	/ 主亜 か	評定 —	評定
			可 是
緊急時を含めた連絡に連絡体制の整備を対しては、大型を整備し、使却な、大型を整備し、使却な、大型を整備し、使却な、大型でで変異して、大型では、大型では、大型では、大型では、大型では、大型では、大型では、大型では	毎年度、農林水産省の担当が見な合めた	各事業年度の評価結果	
体制を整備し、情報セ(指標=所管部局と	Ⅵ担ヨ市向を召めた	30年度 元年度 2年度 3年度 4年度	

	キュリティ上の課題	の連絡体制の整備、情	緊急時の連絡網の整		b b b	Ъ		
	について農林水産省		備・更新を行うととも					
			に、ソフトウェアの脆					
	的に行う。	り、かつ、目標を上回	弱性情報の共有やセ					
	特に、事故・障害等		キュリティに関する					
	が発生した場合は、速	た	アップデートの実施					
	やかに農林水産省の	a:取組は十分であ	状況等について、同省					
	情報セキュリティ責	り、かつ、目標を上回	の担当部局に連絡・相					
	任者に連絡して適切	る成果があった	談することにより情					
	な対策を実施する。	b:取組は十分であっ	報交換を行った。					
		た	このほか、機構内の					
		c:取組はやや不十分	各情報システム責任					
		であり、改善を要する	者等の名簿について					
		d:取組は不十分であ	も整備・更新し、連絡					
		り、抜本的な改善を要						
		する						
_	6 施設及び設備に				評定	_	評定	
	関する計画	_	_	_	各事業年度の評価結果			
	予定なし				30 年度 元年度 2 年月	度 3年度 4年度		
						_		
_	7 積立金の処分に	○7 前期中期目標	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	В	評定	
	関する事項	期間繰越積立金の処	(畜産勘定)	評定B	<評定に至った理由>			
	畜産勘定の前期中	分	毎年度、畜産勘定の	満点:8点(小項目4	小項目の評定はいずれ	1もbであり、これらの		
	期目標期間繰越積立	s:取組は十分であ	前中期目標期間繰越	× 2 点)	合計数値の割合が基準と	: なる数値**の 80%以上		
	金は、独立行政法人農	り、かつ、目標を上回	積立金は、旧農畜産業		120%未満であることか	ら、評定はBとした。		
	畜産業振興機構法(平	る顕著な成果があっ	振興事業団より承継	B評価の項目数:4×				
	成 14 年法律第 126 号。	た	した株式会社への出	2点=8点	小項目の総数:4			
	以下「機構法」とい	a:取組は十分であ	資の持分として、機構	合計: 8点	評定 s の小項目数:	0×4点= 0点		
	う。)附則第8条第1	り、かつ、目標を上回	法附則第8条第1項		評定 a の小項目数:	0×3点= 0点		
	項に基づき管理及び	る成果があった	に基づき管理してい	8点/8点=100%	評価 b の小項目数:	4×2点= 8点		
	処分を行う。また、補	b:取組は十分であっ	る。		評価cの小項目数:	0×1点= 0点		
	給金等勘定、でん粉勘	た		前期中期目標期間	評価 d の小項目数:	0×0点= 0点		
				Î.	Î .	4.5	Î.	
	定及び肉用子牛勘定	c:取組はやや不十分	(補給金等勘定)	繰越積立金の処分に	合計 8点 (8/8=1	00%)		
			(補給金等勘定) 毎年度、補給金等勘			00%)		
		であり、改善を要する	毎年度、補給金等勘	ついては、中項目の中				
	の前期中期目標期間	であり、改善を要する d:取組は不十分であ	毎年度、補給金等勘 定の前中期目標期間	ついては、中項目の中 期達成割合が 100%で		かれているので、自己評		
	の前期中期目標期間繰越積立金は、それぞ	であり、改善を要する d:取組は不十分であ り、抜本的な改善を要	毎年度、補給金等勘 定の前中期目標期間 繰越積立金は、機構法	ついては、中項目の中 期達成割合が 100%で	・計画どおり取組が行れ 価書のとおり適当と認め	かれているので、自己評		
	の前期中期目標期間 繰越積立金は、それぞ れ機構法第 10 条第 1	であり、改善を要する d:取組は不十分であ り、抜本的な改善を要	毎年度、補給金等勘 定の前中期目標期間 繰越積立金は、機構法 第 10 条第1号ロから	ついては、中項目の中 期達成割合が 100%で あり、毎年度、計画通 りに実施しており、所	・計画どおり取組が行れ 価書のとおり適当と認め	かれているので、自己評		
	の前期中期目標期間 繰越積立金は、それぞ れ機構法第 10 条第 1 号ニからチまでに規	であり、改善を要する d:取組は不十分であ り、抜本的な改善を要	毎年度、補給金等勘 定の前中期目標期間 繰越積立金は、機構法 第 10 条第1号ロから	ついては、中項目の中 期達成割合が 100%で あり、毎年度、計画通 りに実施しており、所 期の目標を達成する	・計画どおり取組が行れて書のとおり適当と認め	かれているので、自己評 うられる。		
	の前期中期目標期間 繰越積立金は、それぞ れ機構法第 10 条第 1 号ニからチまでに規 定する業務、同条第 5	であり、改善を要する d:取組は不十分であ り、抜本的な改善を要 する	毎年度、補給金等勘 定の前中期目標期間 繰越積立金は、機構法 第 10 条第1号ロから へまでに規定する業	ついては、中項目の中 期達成割合が 100%で あり、毎年度、計画通 りに実施しており、所 期の目標を達成する と見込まれる。	・計画どおり取組が行れ 価書のとおり適当と認め 各事業年度の評価結果	かれているので、自己評 うられる。		
	の前期中期目標期間 繰越積立金は、それぞ れ機構法第10条第1 号ニからチまでに規 定する業務、同条第5 号ニ及びホに規定す	であり、改善を要する d:取組は不十分であ り、抜本的な改善を要 する	毎年度、補給金等勘 定の前中期目標期間 繰越積立金は、機構法 第 10 条第1号ロから へまでに規定する業 務に充てるため、同勘	ついては、中項目の中 期達成割合が 100%で あり、毎年度、計画通 りに実施しており、所 期の目標を達成する と見込まれる。	・計画どおり取組が行れ 価書のとおり適当と認め 各事業年度の評価結果 30年度 元年度 2年月	かれているので、自己評 かられる。 度 3年度 4年度		

		The second second	T	T		T	
	98号) 第3条第1項に	(でん粉勘定)					
	規定する業務に充て	毎年度、でん粉勘定					
	ることとする。	の前中期目標期間繰					
		越積立金は、機構法第					
		10 条第5号ホ及びへ					
		に規定する業務に充					
		てるため、同勘定にお					
		いて管理している。					
		(肉用子牛勘定)					
		毎年度、肉用子牛勘					
		定の前中期目標期間					
		繰越積立金は、肉用子					
		牛生産安定等特別措					
		置法第3条第1項に					
		規定する業務に充て					
		るため、同勘定におい					
		て管理している。					
		くかますがおなけがまく	∠≒τ/→ ὶ ↓□ ↓□ 	⇒ π; / →		⇒	
	8 長期借入れを行 〇8 長期借入れる			HIV.		評定	
う場合の留意事項	う場合の留意事項 行う場合の留意事項		評定一	各事業年度の評価結果			
機構法に基づき長				30年度 元年度 2年度	3年度 4年度		
	期借入れを行うに当一有利な条件での借力		<課題と対応>		_		
	たっては、市中の金利れ		_				
	情勢等を考慮し、極力s:取組は十分であ						
	有利な条件での借入 り、かつ、目標を上回						
れを行う。	れを行う。 る顕著な成果があっ						
	た						
	a:取組は十分では						
	り、かつ、目標を上回						
	る成果があった						
	b:取組は十分であっ						
	た						
	c:取組はやや不十分	}					
	であり、改善を要する						
	d:取組は不十分では						
	り、抜本的な改善を要						
		`					
	する						
	する						

4. その他参考情報

特になし